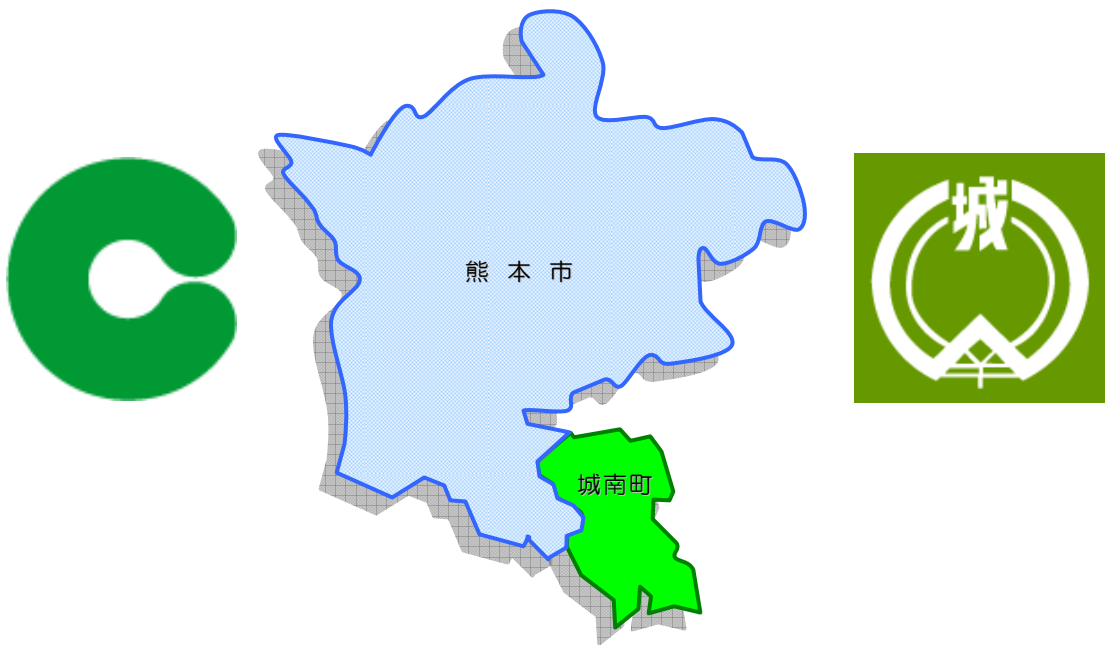


# 第6回

## 熊本市・城南町合併協議会



日時 平成21年4月28日（火）  
午後1時30分～

場所 熊本全日空ホテルニュースカイ 玉樹

## 目 次

### 〔 報 告 〕

議員専門部会からの経過報告	3
---------------	---

### 〔 協 議 〕

#### (前回提案)

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて	9
協議第16号 総務関係事業について(その1)	15
協議第17号 企画財政関係事業について(その2)	33
協議第18号 市民生活関係事業について(その2)	37
協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)	45
協議第22号 経済振興関係事業について(その1)	63
協議第23号 都市建設関係事業について(その2-1)(その3)	77
協議第24号 教育関係事業について(その2)	89
協議第25号 水道関係事業について(1-1:修正提案)	99

#### (今回提案)

協議第2号 合併の期日について(その2)	107
協議第5号 財産及び債務の取扱いについて	109
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	115
協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	123
協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて(その2)	127
協議第11号 合併市町村基本計画について	135
協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて	137
協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて	141
協議第14号 公共的団体等の取扱いについて	147
協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて	151
協議第16号 総務関係事業について(その2)	159
協議第18号 市民生活関係事業について(その3)	165
協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)	171
協議第20号 子ども未来関係事業について(その3)	179
協議第21号 環境保全関係事業について(その2)	185
協議第22号 経済振興関係事業について(その2)	191

# [ 報 告 ]



平成21年4月23日

熊本市・城南町合併協議会  
会長 幸山政史様

熊本市・城南町合併協議会議員専門部会  
副部会長 山本清光

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・城南町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

## 第4回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年4月23日(木)  
午後3時00分～午後5時02分  
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室  
出席委員 24名出席(2名欠席)

### 1. 審議の状況について

第4回熊本市・城南町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第2号、第6号、第8号及び第11号の審議を行い、協議第2号及び第8号については採決の結果、賛成多数で原案どおり承認された。また、協議第6号及び第11号については、次回改めて審議を行うこととなった。

#### (1) 協議第2号 合併の期日について

「合併の期日については、平成22年3月23日とする。」

#### (2) 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

城南町議会の議員の定数及び任期の取扱い5案、定数特例又は在任特例を適用した場合の、合併後の城南町町議会の議員の報酬の取扱い2案及び費用弁償の取扱いについて提案された。それぞれ持ち帰って検討を行うこととなった。

#### (3) 協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

城南町合併特例区の規約(案)について原案どおり承認する。

#### (4) 協議第11号 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画(素案)について、事務局からの説明を受け、それぞれ持ち帰って検討を行うこととなった。

### 2. 議員専門部会で審議する項目の進捗状況

協議項目	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回① 第4回②	第1回① 第4回②	協議終了
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回		
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回① 第4回②	第3回① 第4回②	協議終了
協議第11号 合併市町村基本計画	第4回		

# 〔 協 議 〕

## 熊本市・城南町合併協議会協議項目一覧

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回①第6回②	第2回①	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い	第6回		
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第6回		
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第6回		
	⑧	地域自治組織等の取扱い	第4回① 第6回②	第5回①	
	9	地方税の取扱い	第3回	第4回	協議終了
	10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回		
	⑪	合併市町村基本計画	第6回①		
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い	第6回		
	13	使用料・手数料の取扱い	第6回		
	14	公共的団体等の取扱い	第6回		
	15	補助金・交付金等の取扱い	第6回		
各種事業項目	16	総務関係事業について	第5回① 第6回②		
	17	企画財政関係事業について	第3回① 第5回②	第4回①	
	18	市民生活関係事業について	第3回① 第5回② 第6回③	第4回①	
	19	健康福祉関係事業について	第5回① 第6回②		
	20	子ども未来関係事業について	第3回① 第4回② 第6回③	第4回① 第5回②	
	21	環境保全関係事業について	第2回① 第6回②	第3回①	
	22	経済振興関係事業について	第5回① 第6回②		
	23	都市建設関係事業について	第3回① 第4回② 第5回③	第4回① 第5回② (一部承認)	
	24	教育関係事業について	第4回① 第5回②	第5回①	
	25	水道関係事業について	第2回	第3回 (一部承認)	
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了

※○は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。



(前回提案分)



## 協議第10号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 一般職の職員の身分については、合併時に在職する城南町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。  
職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。  
職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (10 一般職の職員の身分の取扱い)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 一般職の職員の身分の取扱い						
	01	職員任用・給与	総務部会	第5回		
一般職の職員の身分の取扱い						
		退職手当	総務部会			
		福利厚生	総務部会			
		安全衛生	総務部会			
		職員定数	総務部会			
		服務規程	総務部会			
		職員団体	総務部会			
		職員勸奨退職	総務部会			
		職員の分限・懲戒	総務部会			
		職員の被服貸与	総務部会			
		税務手当	総務部会			
		健康保険組合	総務部会			
		給料等の支給方法	総務部会			
		扶養・住居・通勤の認定	総務部会			
		職員研修	総務部会			
		共済組合	総務部会			

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	1 一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	01 職員任用・給与
------	-----------------	------	------------

協議内容	職員の任用・給与についての協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>合併時に在職する城南町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。</p> <p>職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	別紙のとおり	別紙のとおり
相 違 点 と 課 題		

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分	熊 本 市	城 南 町	
条例職員定数	6,800 人	138 人	
職 員 数	6,155 人	135 人	
内 訳	行 政 職	2,461 人	97 人
	税 務 職	248 人	13 人
	薬剤師・医療技術職	167 人	—
	看護・保健職	513 人	6 人
	福 祉 職	179 人	—
	技能労務職	954 人	13 人
	消 防 職	625 人	—
	医 療 職	90 人	—
	教 育 職	209 人	6 人
	企 業 職	709 人	—
平 均 年 齢	43 歳 0 月	42 歳 6 月	
平均給料月額	353,000 円	327,600 円	

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3 級	①係長の職務及びこれに相当する職務
		②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4 級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5 級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務
		②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務		
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	
7 級	部長職務及びこれに相当する職務	
8 級	局長の職務及びこれに相当する職務	

○城南町

一般職の級別分類	1級	主事、技師の職務又はこれに相当する職務
	2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務又はこれに相当する職務
	3級	①係長の職務 ②参事の職務
	4級	①課長の職務(5級、6級に掲げる職務を除く。) ②主幹の職務及びその職務内容がこれと同程度の職務
	5級	特に重要な職務を主掌する課長(6級に掲げる職務を除く。)及びその職務内容がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務
	6級	総務課長、総務課長経験者及び長が規則で定めるもの

3. 初任給基準

	熊本市	城南町
初任給(高校卒)	1級13号給 143,400円	1級5号給 140,100円

4. 給料表

	熊本市	城南町
給料表(行政職)	8級制	6級制





## 協議第16号

### 総務関係事業について（その1）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

#### 総務関係事業について

- 1 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。  
城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。
- 2 総務関係事業のうち、次の事業については、熊本市の例に統一する。
  - ・非常備消防（消防団）
  - ・消防補助金等
  - ・防災無線
- 3 消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。ただし、婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。
- 4 消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。
- 5 城南町の投票区の区割りにについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (16 総務関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 事務組織及び機構の取扱い						
	01	事務組織及び機構の取扱い	総務部会	第5回		
2 消防防災の取扱い						
	01	非常備消防（消防団）	総務部会	第5回		
	02	消防団運営交付金	総務部会	第5回		
	03	消防補助金等	総務部会	第5回		
	04	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	第5回		
	05	防災無線	総務部会	第5回		
3 選挙管理事務の取扱い						
	01	投票区	総務部会	第5回		
特別職の身分の取扱い						
		職員任用・給与	総務部会			
		退職手当	総務部会			
		福利厚生	総務部会			
条例、規則等の取扱い						
		条例及び規則等	総務部会			
消防防災の取扱い						
		常備消防	総務部会	次回以降提案		
		水防業務	総務部会			
		行事大会等	総務部会			
		地域防災計画策定事業	総務部会			
		防災に関する啓発事業	総務部会			
		防災関係機関負担金	総務部会			
		防災訓練	総務部会			
建設関係事業の取扱い						
		各種工事の竣工検査立会	総務部会			
選挙管理事務の取扱い						
		期日前・不在者投票所	総務部会			
		開票所	総務部会			
		選挙ポスター掲示板	総務部会			
		個人演説会施設	総務部会			
		土地改良区総代総選挙	総務部会			
3 窓口業務の取扱い						
		勤務時間外の対応	総務部会	次回以降提案		
その他の事業の取扱い						
		入札事務	総務部会			
		物品の購入契約	総務部会			
		指名参加願い及び資格審査	総務部会			
		指定金融機関及び収納代理	総務部会			
		金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会			
		情報公開制度及び文書管理方法の調整	総務部会			
		監査の時期	総務部会			
		栄典事務（地方自治功労関係）	総務部会			
		全国市長会等への年度負担金	総務部会			
		有功者表彰	総務部会			
		指定管理者制度	総務部会			
		職員互助会助成金	総務部会			
		熊本検察審査協会補助金	総務部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：           総務部会          

協議項目	1 事務組織及び機構の取扱い	小項目名	01 事務組織及び機構の取扱い
------	----------------	------	-----------------

協議内容	合併後の城南町の区域を所管する事務組織と機構についての協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う 城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる

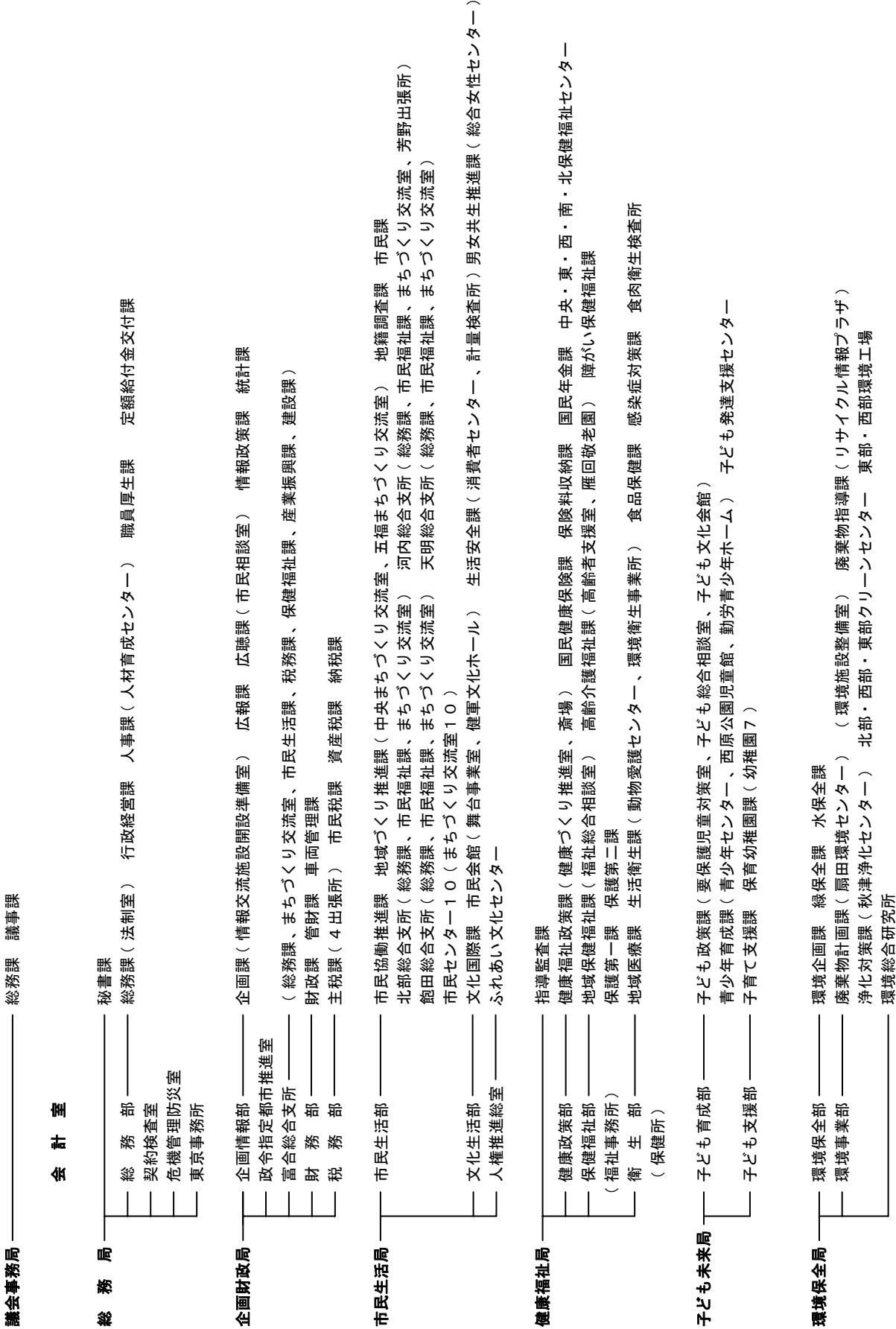
## 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	(組織機構図一覧参照)	(組織機構図一覧参照)

相 違 点 と 課 題	合併後の行政組織機構について、城南町の区域を所管する組織機構をどのような形態にするか協議が必要である。
----------------------------	---

# 平 成 2 0 年 度 熊 本 市 機 構 図

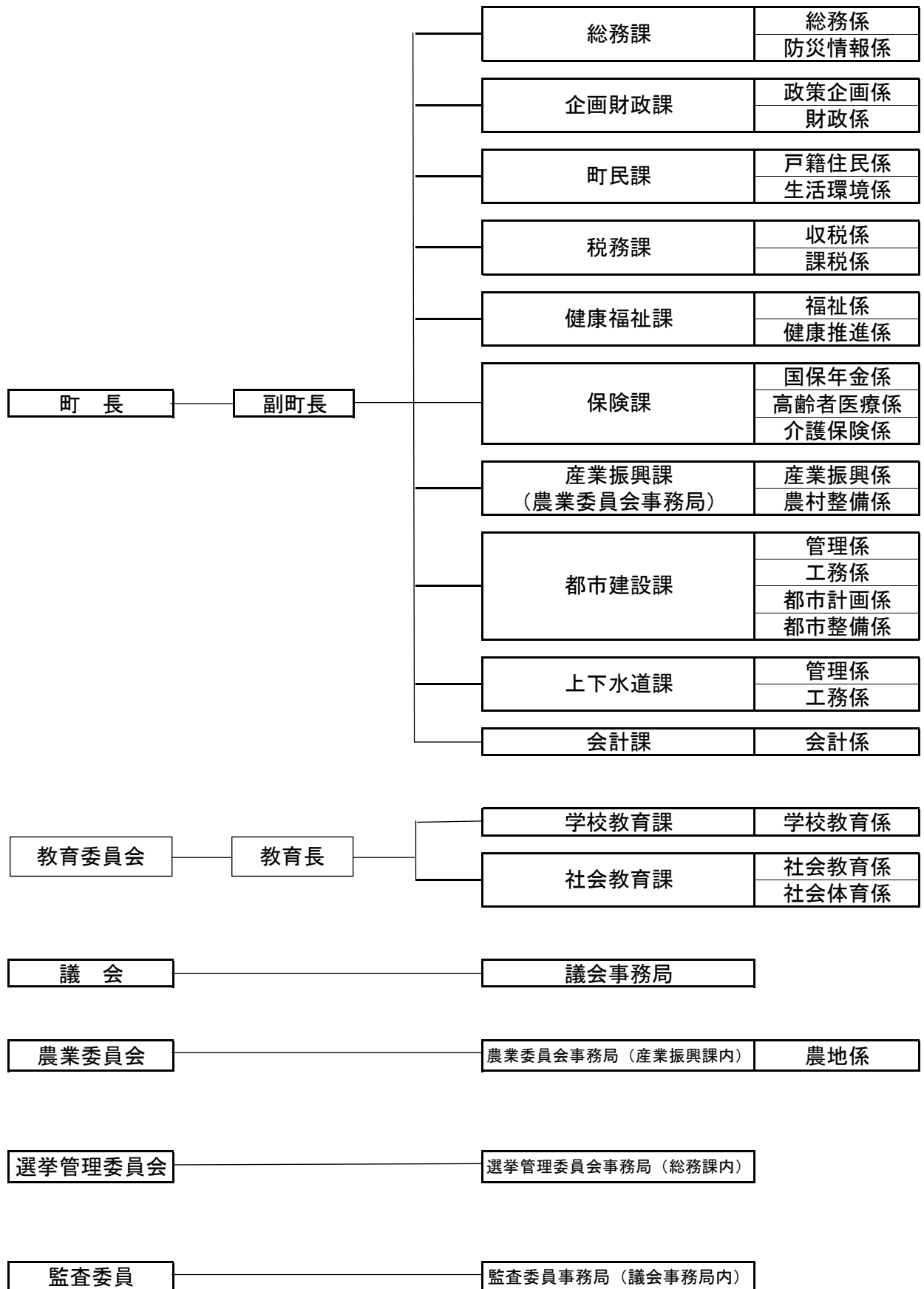
平成21年1月28日



經濟振興局	商工振興部	産業政策課	商業労政課	経営支援課	産業文化会館
	観光振興部	観光政策課(観光事業室)	熊本城総合事務所	動物園	
	競輪事務所				
	農林水産振興部	農業政策課(担い手推進室)	生産流通課(地産地消推進室)	耕地課	水産振興センター 食肉センター (4出張所)
都市建設局	技術管理課				
	都市計画課	都市活性化推進課	交通計画課	建築指導課(建築審査室)	
	都市整備課	公園課	用地調整課	用地課	
	熊本駅周辺整備事務所	(新幹線建設推進室、熊本駅西土地地区画整理事業所)			
	建築部	建築計画課(建築物安全推進室)	営繕課	設備課	住宅課
	土木部	土木総務課	土木管理課	道路整備課	東部土木センター(工務課、維持課) 西部土木センター(工務課、維持課、河内分室)
	下水道部	北部土木センター(工務維持課)	下水道総務課(経営計画室)	下水道建設課	下水道維持課(水質管理室、中部・東部・南部・西部浄化センター、維持補修センター)
					河川課
市民病院	事務局	総務課	医事課(地域連携室)	熊本産院	芳野診療所
消防局	総務課	人事教養課	情報司令課	予防課(火災調査室)	消防課(消防団室) 救急課 中央消防署 西消防署 健康消防署 健軍消防署
交通局	総務課	営業課	電車課(上熊本車両工場、大江営業所)	自動車課(上熊本営業所、小峯営業所、整備工場)	
水道局	総務課	工事管理室、富合営業所	経営企画課(出納室)	料金課	西部水道センター 北部水道センター
	建設課(計画調整室)	給水課	管路維持課	水源課(水質検査室)	
教育委員会 事務局	総務企画課	施設課			
	学務課	教職員課	指導課	健康教育課	人権教育指導室(教育委員会富合分室)
	高等学校(2)	専修学校(1)	中学校(38)	小学校(81)	小学校分校(1) ※幼稚園(7) 学校給食共同調理場(17)
	生涯学習部	生涯学習課(金峰山少年自然の家、公民館(17))	文化財課	社会体育課	図書館 博物館
	教育センター				
監査事務局					
人事委員会事務局	調査課	任用課			
選挙管理委員会事務局					
熊本市農業委員会事務局					
					(富合町農業委員会事務局)

# 城南町行政組織図

平成20年4月1日現在



# 事務組織及び機構について

H21.3

～熊本市・城南町合併協議会 資料～

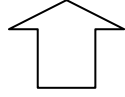
## 1 基本方針

- ・ 熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
- ・ 城南町に区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたさないようにする。

## 2 城南総合支所(仮称)の組織・所掌事務(案)

### 【現在の城南町長部局】

総務課
企画財政課
町民課
税務課
健康福祉課
保険課
産業振興課
都市建設課
上下水道課
会計課



### 【合併後の総合支所】

総務部門	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
まちづくり部門	地域づくり活動の支援 等
市民生活部門	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等
税務部門	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等
健康福祉部門	国民健康保険・介護保険、保健予防、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
産業振興部門	農業施設に関する事務など農林水産業の振興 等
建設部門	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
合併特例区	

### 【以下を基本として、各事業・業務について、詳細な事務分担等の作業中である】

※上下水道部門については、営業所として設置の予定

## 参考：熊本市の総合支所の組織・所掌事務

### 【北部・飽田・天明・河内の各総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
市民福祉課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、国民健康保険・介護保険、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
河内総合支所においては、芳野出張所	

上記の組織に加えて、各担当部署の出張所を設置

- 主税課の各出張所 (税に係る事務)
- 農林水産部の各出張所 (農林水産業の振興)
- 西部土木センターの河内分室 (道路の改良・維持管理)

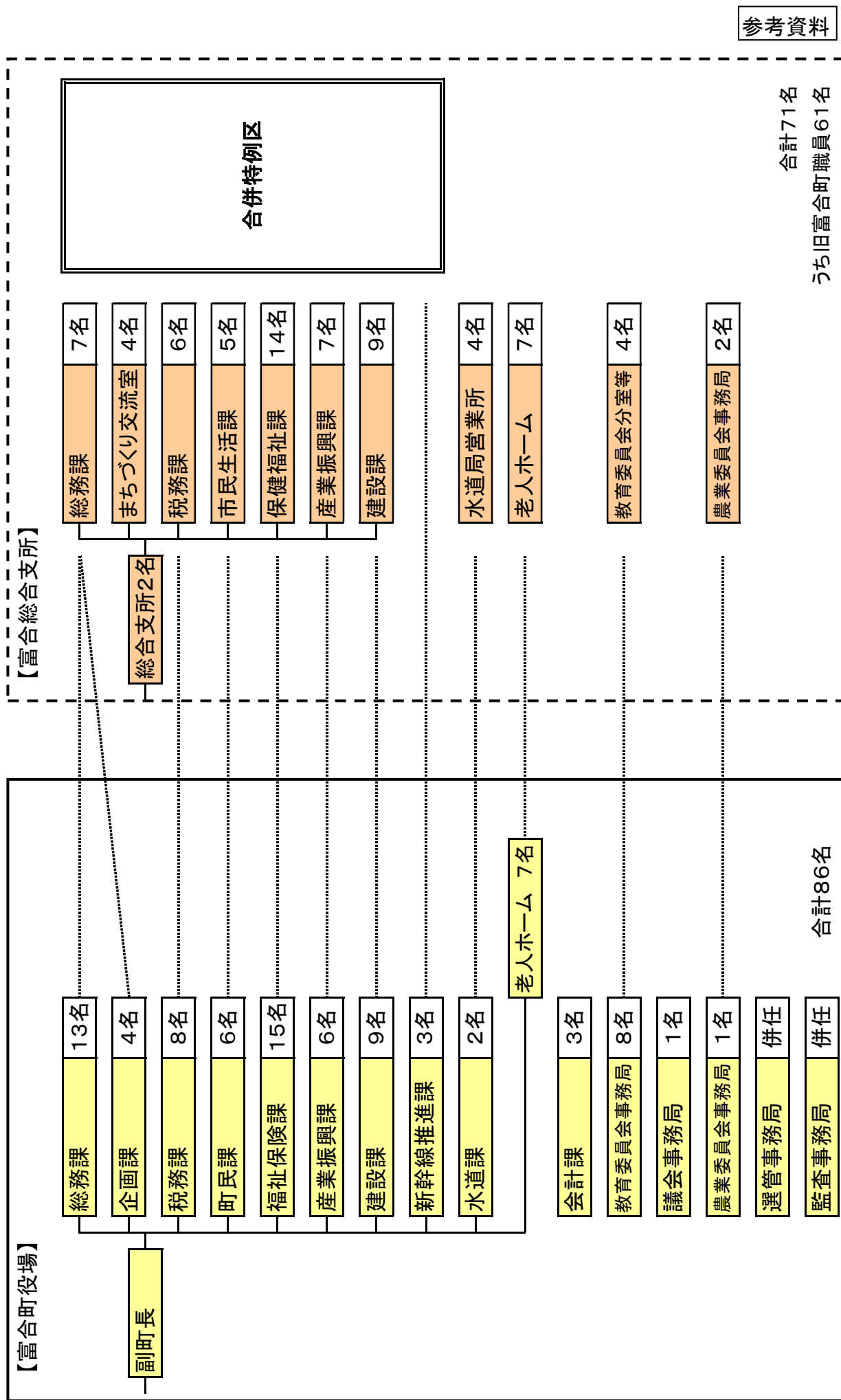
### 【富合総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
市民生活課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等
税務課	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等
保健福祉課	国民健康保険・介護保険、保健予防、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
産業振興課	農業施設に関する事務など農林水産業の振興 等
建設課	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
合併特例区	コミュニティ関連事業、イベント事業、公園等の管理、新幹線関連の事務、総合検診などの保健事業

## 3 各行政委員会等の組織

熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行うことにしているが、詳細は現在、検討を行っている。

# ■ 富合町組織概要





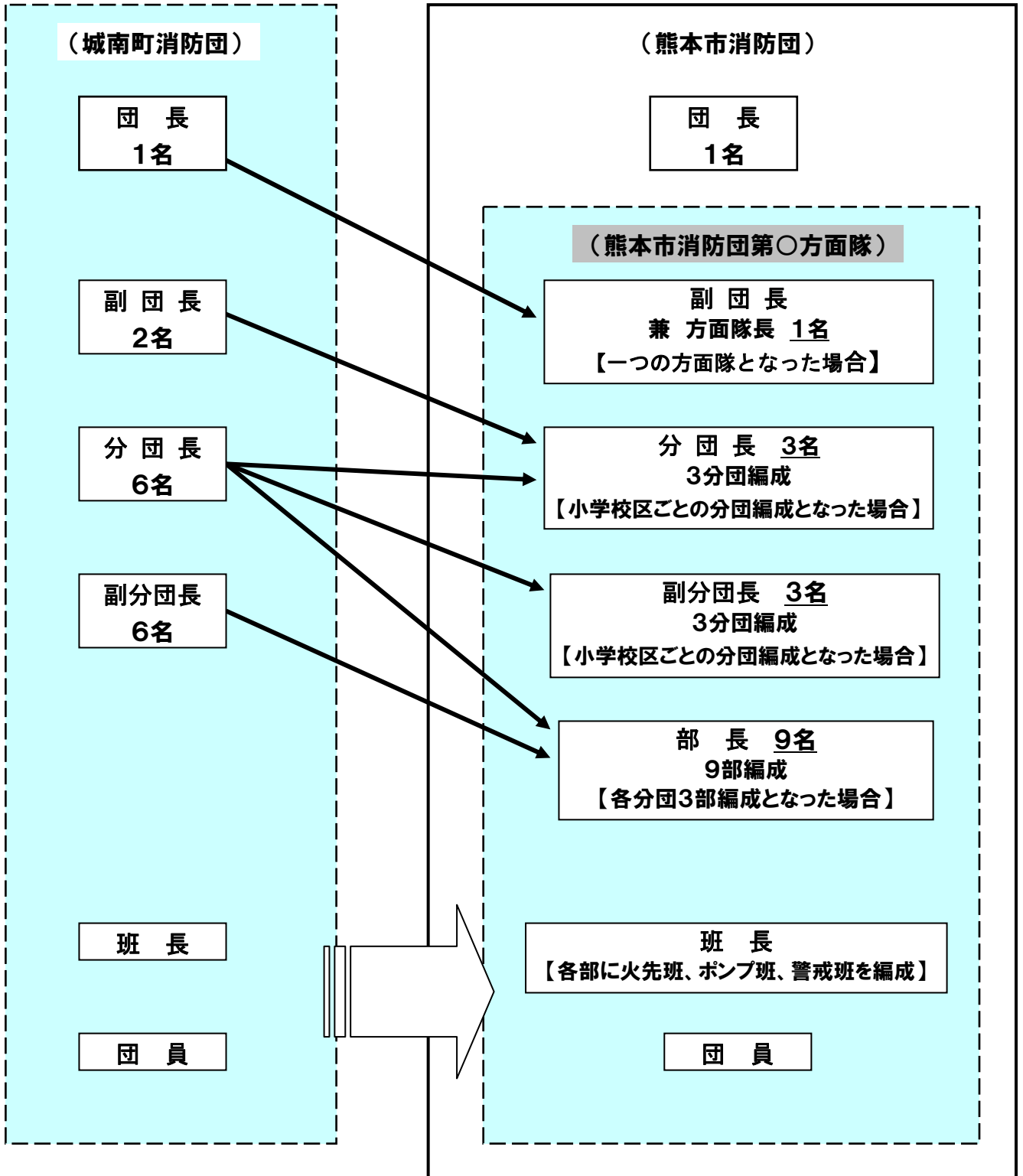
# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	01 非常備消防（消防団）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員への報酬及び費用弁償の金額の取り扱いをどのようにするか。また、城南町の消防功労金の取り扱いをどのようにするか。</li> <li>・消防団組織の再編についてどのように行うのか。</li> </ul>		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較																									
	熊 本 市																								
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 名称：熊本市消防団</td> <td>1. 名称：城南町消防団</td> </tr> <tr> <td>2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）</td> <td>2. 消防団の組織（実員H21.1.1現在）</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 1名 ・副 団 長 12名</li> <li>・分 団 長 75名 ・副分団長 80名</li> <li>・部 長 152名 ・班 長 443名</li> <li>・団 員 2,765名</li> </ul>           合 計 3,528名（条例定数 3,781名）            （12方面隊 75ヶ分団 152部）         </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 1名 ・副 団 長 2名</li> <li>・分 団 長 6名 ・副分団長 6名</li> <li>・班 長 35名（内 女性消防隊長1名）</li> <li>・団 員 399名</li> </ul>           合 計 449名（条例定数 457名）         </td> </tr> <tr> <td>3. 団員報酬</td> <td>3. 団員報酬</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円</li> <li>・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円</li> <li>・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円</li> <li>・団 員 22,000円</li> </ul>           平成19年度決算 75,270千円         </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 158,000円 ・副 団 長 93,000円</li> <li>・分 団 長 72,000円 ・副分団長 61,000円</li> <li>・班 長 43,000円 ・団 員 19,500円</li> </ul>           平成19年度決算 10,160千円         </td> </tr> <tr> <td>4. 費用弁償</td> <td>4. 費用弁償</td> </tr> <tr> <td>           訓練等に参加した場合 2,400円            消防学校入校 1日×4,000円            平成19年度決算 21,720千円         </td> <td>           会議等に出席した場合 2,300円            火災等に出動した場合 2,300円            平成19年度決算 5,348千円         </td> </tr> <tr> <td>5. 退職報償金</td> <td>5. 退職報償金</td> </tr> <tr> <td>           5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給            平成19年度決算 53,876千円         </td> <td>           5年以上在籍した団員に支給。熊本県市町村総合事務組合より支給。         </td> </tr> <tr> <td>6. 消防功労金</td> <td>6. 消防功労金</td> </tr> <tr> <td>           制度なし         </td> <td>           16年以上在籍し退職した場合、1年につき1万円を支給            平成19年度決算 120千円         </td> </tr> </tbody> </table>		城 南 町	1. 名称：熊本市消防団	1. 名称：城南町消防団	2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）	2. 消防団の組織（実員H21.1.1現在）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 1名 ・副 団 長 12名</li> <li>・分 団 長 75名 ・副分団長 80名</li> <li>・部 長 152名 ・班 長 443名</li> <li>・団 員 2,765名</li> </ul> 合 計 3,528名（条例定数 3,781名） （12方面隊 75ヶ分団 152部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 1名 ・副 団 長 2名</li> <li>・分 団 長 6名 ・副分団長 6名</li> <li>・班 長 35名（内 女性消防隊長1名）</li> <li>・団 員 399名</li> </ul> 合 計 449名（条例定数 457名）	3. 団員報酬	3. 団員報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円</li> <li>・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円</li> <li>・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円</li> <li>・団 員 22,000円</li> </ul> 平成19年度決算 75,270千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 158,000円 ・副 団 長 93,000円</li> <li>・分 団 長 72,000円 ・副分団長 61,000円</li> <li>・班 長 43,000円 ・団 員 19,500円</li> </ul> 平成19年度決算 10,160千円	4. 費用弁償	4. 費用弁償	訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 平成19年度決算 21,720千円	会議等に出席した場合 2,300円 火災等に出動した場合 2,300円 平成19年度決算 5,348千円	5. 退職報償金	5. 退職報償金	5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給 平成19年度決算 53,876千円	5年以上在籍した団員に支給。熊本県市町村総合事務組合より支給。	6. 消防功労金	6. 消防功労金	制度なし	16年以上在籍し退職した場合、1年につき1万円を支給 平成19年度決算 120千円
	城 南 町																								
1. 名称：熊本市消防団	1. 名称：城南町消防団																								
2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）	2. 消防団の組織（実員H21.1.1現在）																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 1名 ・副 団 長 12名</li> <li>・分 団 長 75名 ・副分団長 80名</li> <li>・部 長 152名 ・班 長 443名</li> <li>・団 員 2,765名</li> </ul> 合 計 3,528名（条例定数 3,781名） （12方面隊 75ヶ分団 152部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 1名 ・副 団 長 2名</li> <li>・分 団 長 6名 ・副分団長 6名</li> <li>・班 長 35名（内 女性消防隊長1名）</li> <li>・団 員 399名</li> </ul> 合 計 449名（条例定数 457名）																								
3. 団員報酬	3. 団員報酬																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円</li> <li>・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円</li> <li>・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円</li> <li>・団 員 22,000円</li> </ul> 平成19年度決算 75,270千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団 長 158,000円 ・副 団 長 93,000円</li> <li>・分 団 長 72,000円 ・副分団長 61,000円</li> <li>・班 長 43,000円 ・団 員 19,500円</li> </ul> 平成19年度決算 10,160千円																								
4. 費用弁償	4. 費用弁償																								
訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 平成19年度決算 21,720千円	会議等に出席した場合 2,300円 火災等に出動した場合 2,300円 平成19年度決算 5,348千円																								
5. 退職報償金	5. 退職報償金																								
5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給 平成19年度決算 53,876千円	5年以上在籍した団員に支給。熊本県市町村総合事務組合より支給。																								
6. 消防功労金	6. 消防功労金																								
制度なし	16年以上在籍し退職した場合、1年につき1万円を支給 平成19年度決算 120千円																								
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員への報酬及び費用弁償の金額に相違がある。また、城南町には、消防功労金の制度がある。</li> <li>・消防団組織の再編が必要である。</li> </ul>																								

## 合併時における城南町消防団組織及び階級変更(案)



## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	02 消防団運営交付金
------	--------	------	-------------

協議内容	消防団本団のほか、団体交付金があるので、これらの団体維持のほか交付方針をどのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。

制 度 比 較																														
	熊 本 市	城 南 町																												
市 町 別 内 容	<b>消防団運営交付金</b> 消防団の水火災等災害活動を合理的かつ効率的に運営するための交付金（熊本市消防団運営交付金交付要綱）	<b>消防団等運営交付金</b>																												
	1. 交付の対象	1. 交付の対象																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">交付対象</th> <th style="width: 80%;">交付金額（年額）</th> </tr> <tr> <td>団本部</td> <td style="text-align: right;">770,000 円</td> </tr> <tr> <td>分 団</td> <td style="text-align: right;">260,000 円</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  21 人未満</td> <td style="text-align: right;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td>  21 人以上</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td>  31 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  31 人以上</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td>  41 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  41 人以上</td> <td style="text-align: right;">70,000 円</td> </tr> <tr> <td>  51 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  51 人以上</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td>  61 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  61 人以上</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> </table>	交付対象	交付金額（年額）	団本部	770,000 円	分 団	260,000 円	部		21 人未満	40,000 円	21 人以上	50,000 円	31 人未満		31 人以上	60,000 円	41 人未満		41 人以上	70,000 円	51 人未満		51 人以上	80,000 円	61 人未満		61 人以上	90,000 円	本団 570,000 円 役場機動隊 630,000 円 婦人防火クラブ 76,000 円 少年消防クラブ 47,000 円×3 小学校 (金額は年額)
	交付対象	交付金額（年額）																												
	団本部	770,000 円																												
	分 団	260,000 円																												
	部																													
	21 人未満	40,000 円																												
	21 人以上	50,000 円																												
	31 人未満																													
31 人以上	60,000 円																													
41 人未満																														
41 人以上	70,000 円																													
51 人未満																														
51 人以上	80,000 円																													
61 人未満																														
61 人以上	90,000 円																													
2. 交付状況	2. 交付状況																													
平成 17 年度決算 26,910 千円 平成 18 年度決算 26,970 千円 平成 19 年度決算 26,930 千円	平成 17 年度決算 1,417 千円 平成 18 年度決算 1,417 千円 平成 19 年度決算 1,417 千円																													
婦人防火クラブ 制度なし 少年消防クラブ 制度あり（助成なし）																														
相違点と課題	・消防団本団のほか、団体交付金があるので、これらの団体維持のほか交付方針の協議が必要である。																													

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	03 消防補助金等
------	--------	------	-----------

協議内容	補助金等に差異があり、今後どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

## 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町																																																		
市 町 別 内 容	<p>1. 消防防災施設等の補助について：行政財産はすべて本市が負担、地元財産については、10万円を限度として事業費の90%を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械倉庫の修理・火の見やぐらの撤去・消火栓ボックスの補修等</li> </ul> <p>※1の支出内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成17年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,753千円</td> <td style="width: 15%;">平成18年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,735千円</td> <td style="width: 15%;">平成19年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,724千円</td> </tr> </table> <p>2. 積載車について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①積載車</td> <td style="width: 15%;">全額市費</td> <td style="width: 15%;">②車検点検</td> <td style="width: 15%;">全額市費</td> </tr> <tr> <td>③修理費</td> <td>全額市費</td> <td>④燃料費</td> <td>全額市費</td> </tr> </table> <p>⑤格納庫(消防団機械倉庫)を1校区1箇所建設中(全額市費)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">17決算</td> <td style="width: 15%;">18決算</td> <td style="width: 15%;">19決算(単位:千円)</td> </tr> <tr> <td>積載車</td> <td>30,374</td> <td>13,566</td> <td>27,132</td> </tr> <tr> <td>車両点検</td> <td>6,341</td> <td>6,094</td> <td>6,671</td> </tr> <tr> <td>修理費</td> <td>1,596</td> <td>1,665</td> <td>1,565</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>1,991</td> <td>2,145</td> <td>2,431</td> </tr> <tr> <td>格納庫</td> <td>19,257</td> <td>19,530</td> <td>25,702</td> </tr> </table> <p>(更新)</p> <p>積載車：16年度10台、17年度9台、18年度4台、19年度8台</p> <p>格納庫：16年度2棟、17年度1棟+1棟増設4箇所(設計料含まず。)、18年度2棟+1箇所解体経費 19年度2棟+1箇所解体+1箇所改修</p>	平成17年度決算	1,753千円	平成18年度決算	1,735千円	平成19年度決算	1,724千円	①積載車	全額市費	②車検点検	全額市費	③修理費	全額市費	④燃料費	全額市費		17決算	18決算	19決算(単位:千円)	積載車	30,374	13,566	27,132	車両点検	6,341	6,094	6,671	修理費	1,596	1,665	1,565	燃料費	1,991	2,145	2,431	格納庫	19,257	19,530	25,702	<p>1. 消防施設等の補助については、施設設置費の80%を補助。但し、消防ポンプ積載車収納庫新設にあたっては最高限度額150万円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホース干しの設置・防火水槽の改修・消火栓ボックスの補修等</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成17年度決算</td> <td style="width: 15%;">3,789千円</td> <td style="width: 15%;">平成18年度決算</td> <td style="width: 15%;">4,143千円</td> <td style="width: 15%;">平成19年度決算</td> <td style="width: 15%;">4,027千円</td> </tr> </table> <p>2. 積載車・小型ポンプについて</p> <p>町の備品として購入し、全34班に配備。車検・修繕は町で行っている。耐用年数は積載車=15年。小型ポンプ=18年としている。燃料費については、各班年間2万円を上限として補助を行っている(役場機動隊は除く)。</p> <p>※修繕料(車検費用含)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成17年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,497千円</td> <td style="width: 15%;">平成18年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,967千円</td> <td style="width: 15%;">平成19年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,712千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	3,789千円	平成18年度決算	4,143千円	平成19年度決算	4,027千円	平成17年度決算	1,497千円	平成18年度決算	1,967千円	平成19年度決算	1,712千円
平成17年度決算	1,753千円	平成18年度決算	1,735千円	平成19年度決算	1,724千円																																															
①積載車	全額市費	②車検点検	全額市費																																																	
③修理費	全額市費	④燃料費	全額市費																																																	
	17決算	18決算	19決算(単位:千円)																																																	
積載車	30,374	13,566	27,132																																																	
車両点検	6,341	6,094	6,671																																																	
修理費	1,596	1,665	1,565																																																	
燃料費	1,991	2,145	2,431																																																	
格納庫	19,257	19,530	25,702																																																	
平成17年度決算	3,789千円	平成18年度決算	4,143千円	平成19年度決算	4,027千円																																															
平成17年度決算	1,497千円	平成18年度決算	1,967千円	平成19年度決算	1,712千円																																															
相 違 点 と 課 題	<p>・補助金制度等に差異がある。</p>																																																			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	04 消防水利施設の設置、維持及び管理
------	--------	------	---------------------

協議内容	城南町の水利(消火栓及び防火水槽)の設置及び維持について
合併協議会協議結果(調整方針)	消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。

制 度 比 較																									
	熊 本 市																								
市 町 別 内 容	<p>消防水利は、消防施設及び人員とともに消防活動上重要な施設であり、住宅密集状況・付近の水利整備状況等を考慮した整備をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・ 消火栓</td> <td>公設</td> <td>15,488</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私設</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>・ 防火水槽</td> <td>公設</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私設</td> <td>545</td> </tr> </table> <p>2. 開発同意事務</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請に伴い消防水利の審査・同意を行うもので、使用水利の種類・能力・構造等を審査し同意審査を行っている。</p> <p>3. 過去 5 カ年の同意状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>同意件数</td> <td>118</td> <td>103</td> <td>121</td> <td>116</td> <td>92</td> </tr> </table>	・ 消火栓	公設	15,488		私設	93	・ 防火水槽	公設	428		私設	545	年度	15	16	17	18	19	同意件数	118	103	121	116	92
	・ 消火栓	公設	15,488																						
	私設	93																							
・ 防火水槽	公設	428																							
	私設	545																							
年度	15	16	17	18	19																				
同意件数	118	103	121	116	92																				
	<p>城南町</p> <p>消防水利は、主に自然水利が主となっているが、簡易水道による消火栓設置 5 施設と防火水槽の整備により進めている。特に住宅密集地や山間部における水利不足は今後の課題となっている。</p> <p>1. 整備状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・ 消火栓</td> <td>公設</td> <td>5 施設</td> </tr> <tr> <td>・ 防火水槽</td> <td>公設</td> <td>109 施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私設</td> <td>10 施設</td> </tr> </table> <p>2 防火水槽整備</p> <p>毎年 2 箇所ずつ 40t 防火水槽を新設整備を行っている。これまで 11 箇所を整備し財源として起債措置で行っている。土地については、自治会での手配となり各農振法・農地法等の手続後設置工事を施工している。今後、これらの敷地について、公有地として買収を行う予定である。</p> <p>平成 19 年度決算 10,795 千円</p> <p>※消防水利施設整備計画を平成 20 年度中に策定予定</p>	・ 消火栓	公設	5 施設	・ 防火水槽	公設	109 施設		私設	10 施設															
・ 消火栓	公設	5 施設																							
・ 防火水槽	公設	109 施設																							
	私設	10 施設																							
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公設消火栓⇒熊本市:上水道管路設置(地下ネジ式) 城南町⇒簡易水道組合 (地下、地上 町野式)</li> <li>・防火水槽⇒ 管理権限(公設、私設)の明確化・設置基準の違い</li> <li>・水利状況は決して恵まれた状況ではなく、今後、早急に整備していく必要があると思慮される。(城南町)</li> </ul>																								

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	05 防災無線
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城南町が保有している移動系、固定系の無線は、合併後どのように取り扱うか。</li> <li>・城南町の固定局で流されている行事等の周知、消防情報については、合併後どのように取り扱うか。</li> </ul>		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 熊本市防災行政無線（移動系）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数 146.02MHz（1ch）</li> <li>・基地局 1局           ・移動局 83局</li> <li>①危機管理防災室 <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局（10w）1台、車載型（10w）1台</li> <li>携帯型（10w）31台、携帯型（1w）3台</li> </ul> </li> <li>②土木総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型（10w）3台、携帯型（10w）1台</li> <li>携帯型（5w）1台</li> </ul> </li> <li>③土木管理課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型（10w）6台</li> </ul> </li> <li>④道路整備課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型（10w）3台</li> </ul> </li> <li>⑤河川課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型（10w）1台</li> </ul> </li> <li>⑥東部土木センター <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型（10w）1台、車載型（10w）11台</li> </ul> </li> <li>⑦西部土木センター <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型（10w）1台、車載型（10w）11台</li> </ul> </li> <li>⑧北部土木センター <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型（10w）1台、車載型（10w）8台</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 熊本市防災行政無線（移動系）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数 466.9375MHz（1ch）</li> <li>・周波数 466.775MHz（2ch）広域共通波</li> <li>・基地局 4局</li> <li>・移動局 69局</li> <li>①危機管理防災室 <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局（10w）1台</li> <li>車載型 1台、携帯型（5w）11台</li> </ul> </li> <li>・周波数 466.750MHz（1、2ch）広域共通波</li> <li>①河内総合支所 <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局（10w）1台、車載型（10w）17台</li> </ul> </li> </ul>	<p>1. 城南町防災行政無線（移動系）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数 466.75MHz（1ch）</li> <li>・基地局 1局           ・移動局 40局</li> <li>①総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局（5.0W）2台、車載形（5.0W）31台</li> </ul> </li> <li>②建設課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載形（5.0W）3台</li> </ul> </li> <li>③下水道課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載形（5.0W）2台</li> </ul> </li> <li>④農政課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載形（5.0W）1台</li> </ul> </li> <li>⑤都市計画課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載形（5.0W）1台</li> </ul> </li> <li>⑥社会教育課 <ul style="list-style-type: none"> <li>車載形（5.0W）2台</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 城南町防災行政無線（固定系）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親局 62.960MHz（10W） 1局</li> <li>屋外子局                               38局</li> <li>個別受信機                           525基</li> </ul>

次ページに続く

	<p>携帯型 (10w) 1 台、携帯型 (5w) 6 台  携帯型 (1w) 9 台</p> <p>②北部総合支所  車載型 (10w) 2 台、携帯型 (5w) 4 台</p> <p>・周波数 466. 825MH Z</p> <p>①飽田総合支所  基地局 (1w) 1 台、車載型 (1w) 1 台  携帯型 (1w) 9 台</p> <p>・周波数 466. 9375MH Z (1 c h)  ・周波数 466. 775MH Z (2 c h)</p> <p>①天明総合支所  基地局 (1w) 1 台、携帯型 (1w) 6 台  車載型 (1w) 2 台</p> <p>3. 熊本市防災行政無線 (固定系 : 災害情報伝達システムを含む)</p> <p>①河内総合支所  親局 60. 080MH Z (1w) 1 局  中継局 69. 105MH Z (5w)  屋外受信装置 . . . . . 32 局  個別受信機 . . . . . 2, 070 局</p> <p>②飽田総合支所  親局 68. 805MH Z (0. 1w) 1 局  屋外拡声子局 . . . . . 17 局</p> <p>③天明総合支所  親局 68. 220MH Z (0. 1W) 1 局  屋外拡声子局 . . . . . 30 局</p> <p>④西部市民センター (災害情報伝達システム)  親局 (N T T 回線使用) 1 局  屋外受信装置 . . . . . 4 局</p>	
相違点と課題	<p>・城南町の固定局は、住民への行事等の周知、火災等の発生・鎮火の連絡に使用されている。</p> <p>・城南町の消防部門は、合併後当面は、宇城広域消防本部の管轄である。</p>	

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	3 選挙管理事務	小項目名	01 投票区
------	----------	------	--------

協議内容	投票区の見直しについて、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	126投票区 第一開票区(衆議院小選挙区第1区) 79投票区 第二開票区(衆議院小選挙区第2区) 47投票区  別紙「投票区一覧表」参照のこと。	8投票区  別紙「投票区一覧表」参照のこと。
相 違 点 と 課 題		



熊本市投票区一覧表

平成20年3月5日現在

番号	投票所名称	面積 (km <sup>2</sup> )	名簿登録者 数(人)	番号	投票所名称	面積 (km <sup>2</sup> )	名簿登録者 数(人)
101	熊本市役所	0.91	2,043	164	山ノ内小学校	1.59	8,942
102	慶徳小学校	0.49	2,422	165	長嶺小学校	2.93	8,727
103	五福まちづくり交流センター	0.32	2,636	166	さくら幼稚園	1.04	5,151
104	一新小学校	0.54	4,953	167	託麻南小学校	1.01	6,408
105	一新幼稚園	0.74	2,093	168	託麻東小学校	12.48	9,765
106	上熊本老人憩いの家	0.31	1,662	169	託麻北小学校	6.15	6,229
107	池田地域コミュニティセンター	1.10	3,480	170	託麻市民センター	1.32	4,698
108	池田小学校	1.00	3,261	171	託麻西小学校	1.12	6,998
109	京町台保育園	0.55	2,148	172	下南部公民館	0.62	2,526
110	京陵中学校	0.50	2,967	173	西原公民館	0.26	2,560
111	壺川小学校	0.80	4,113	174	西原小学校	1.70	8,300
112	藤園中学校	0.28	2,486	175	西里地域コミュニティセンター	8.01	2,348
113	碩台小学校	0.41	3,057	176	熊本保健科学大学	7.36	3,195
114	菟南中学校	0.73	3,905	177	明德体育館	3.83	2,172
115	黒髪小学校	0.69	2,702	178	北部総合支所	5.08	6,131
116	桜山中学校	2.26	4,659	179	北部東小学校	5.09	7,219
117	清水小学校	1.98	5,342	201	花園小学校	3.72	6,593
118	亀井公民館	0.62	3,032	202	花園(牧崎)公民館	2.10	3,749
119	高平台小学校	2.20	7,694	203	岳林寺	3.33	3,741
120	化学及血清療法研究所	1.30	3,824	204	千原台高校	1.55	6,636
121	八景水谷公民館	0.76	3,158	205	横手保育園	0.48	1,067
122	城北小学校	1.22	5,164	206	春日小学校	1.17	3,786
123	清水北老人憩いの家	0.58	2,679	207	春日保育園	0.30	1,433
124	麻生田小学校	1.16	6,690	208	向山小学校	0.84	5,434
125	楡木小学校	1.12	5,332	209	世安町公民館	0.80	3,259
126	楠小学校	0.80	5,371	210	本荘小学校	0.52	3,019
127	武蔵小学校	0.88	5,110	211	春竹小学校	1.01	6,695
128	弓削小学校	1.23	4,107	212	建設技術専門学院	0.83	4,499
129	龍田小学校	2.15	7,644	213	託麻中学校	2.25	9,737
130	宝積寺公民館	2.58	4,833	214	田迎南小学校	1.27	5,111
131	白川小学校	0.57	3,634	215	御幸小学校	5.33	7,858
132	鎮西学園	0.40	2,831	216	川尻小学校	1.58	3,664
133	九州学院	0.55	3,493	217	城南中学校	2.73	5,241
134	大江小学校	0.79	3,213	218	城南小学校	1.53	2,054
135	渡鹿団地集会室(鹿乃家)	0.70	3,729	219	森下保育園	0.70	3,414
136	託麻原小学校	1.05	6,949	220	日吉小学校	1.12	3,655
137	白山保育園	0.20	2,260	221	日吉東小学校	2.20	4,817
138	白山小学校	0.80	5,386	222	力合小学校	2.22	7,852
139	出水小学校	0.55	4,719	223	薄場団地集会所	1.13	2,795
140	出水校区戸井の外集会所	0.39	3,825	224	古町小学校	0.54	2,809
141	東水前寺公民館	0.57	5,216	225	花陵中学校	0.76	4,683
142	熊本県庁	0.53	1,568	226	白坪小学校	1.48	5,231
143	砂取小学校	1.33	5,887	227	城山小学校	4.27	7,972
144	出水中学校	0.82	6,368	228	池上小学校	7.27	5,142
145	出水南中学校	0.82	3,540	229	高橋小学校	0.53	1,826
146	江津湖団地第2集会所	0.70	3,722	230	中島地域コミュニティセンター	2.45	1,666
147	画図地域コミュニティセンター	4.66	6,099	231	二番公民館	5.32	1,653
148	湖東中学校	1.15	4,135	232	小島小学校	2.59	2,277
149	泉ヶ丘小学校	0.82	3,083	233	有明保育園	2.38	570
150	泉ヶ丘公民館	0.32	2,815	234	松尾東小学校	4.41	660
151	若葉小学校	0.98	4,410	235	松尾西小学校	5.98	1,059
152	東野中学校	1.90	6,041	236	松尾北地域コミュニティセンター	2.32	197
153	秋津第2公民館	2.20	4,265	237	河内小学校	8.00	2,420
154	桜木小学校	2.01	9,003	238	みかんの里振興センター	4.20	1,632
155	東町小学校	1.41	4,746	239	椎亀公民館	8.00	853
156	健軍東小学校	0.53	5,400	240	芳野小学校	14.10	1,053
157	健軍小学校	0.92	5,790	241	飽田東小学校	3.54	5,353
158	尾ノ上小学校	1.18	8,573	242	飽田南小学校	3.32	1,823
159	京塚公民館	0.53	2,224	243	飽田西小学校	4.78	2,265
160	帯山中学校	0.69	4,535	244	中緑小学校	3.00	976
161	帯山小学校	0.88	6,582	245	銭塘小学校	4.45	1,991
162	帯山校区第6町内公民館	0.52	4,577	246	奥古閑小学校	8.10	3,099
163	月出小学校	0.75	6,623	247	川口小学校	3.68	1,957
	合計	266.20	530,453				

## 城南町投票区一覧表

投票区	地区名（投票所）	面積 (km <sup>2</sup> )	選挙人名簿登録者数（人）
1	坂野町民グラウンド体育倉庫	5.60	2,643
2	高町民グラウンド体育倉庫	5.80	2,088
3	城南町福祉センター	4.10	4,035
4	六田公民館	2.20	622
5	豊田小学校2年2組教室	6.00	2,009
6	鰐瀬公民館	6.30	1,232
7	二の町駐車場仮設投票	2.80	1,613
8	東阿高公民館	4.10	1,867
	合 計	36.90	16,109

## 協議第17号

### 企画財政関係事業について（その2）

企画財政関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

企画財政関係事業について

- 1 広報紙の製作・発行は熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (17 企画財政関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 慣行の取扱い						
	01	慣行の取扱い	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
2 納税関係事業の取扱い						
	01	納期及び納付書発送	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	コンビニエンスストアでの市税収納	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	所得税及び住民税の申告・相談	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	軽自動車標識交付及び廃車	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
3 広報広聴関係事業の取扱い						
	01	広報紙	企画財政部会	第5回		
広報広聴関係事業の取扱い						
		行政相談	企画財政部会			
		テレビ・ラジオ・新聞等による広報	企画財政部会			
		報道対応	企画財政部会			
		ホームページによる広報	企画財政部会			
		刊行物による広報	企画財政部会			
		市政広報に関するアンケート	企画財政部会			
		平和啓発	企画財政部会			
		市(町)勢要覧	企画財政部会			
		統計調査事業	企画財政部会			
		テレビ難視聴地域解消事業	企画財政部会			
納税関係事業の取扱い						
		口座振替制度(その1、その2)	企画財政部会			
		固定資産評価審査委員会	企画財政部会			
		納税組合	企画財政部会			
		税務証明発行	企画財政部会			
		税務職員研修	企画財政部会			
		納税指導員経費	企画財政部会			
		遠隔地滞納市税徴収事務	企画財政部会			
		納税推進コール業務	企画財政部会			
		滞納整理業務	企画財政部会			
窓口業務の取扱い						
		臨時運行許可関係	企画財政部会			
その他の事業の取扱い						
		当直警備	企画財政部会			
		行政財産目的外使用(料・許可)	企画財政部会			
		普通財産(貸付料・貸付)	企画財政部会			
		実施計画	企画財政部会			
		九州中央地域連携推進協議会	企画財政部会			
		行政評価	企画財政部会			
		市(町)有財産の取得管理及び処分(財産審議会)	企画財政部会			
		庁舎内の維持管理及び清掃	企画財政部会			
		土地開発公社	企画財政部会			
		庁用自動車の維持管理	企画財政部会			
		たばこ小売組合補助金	企画財政部会			
		宇城地域開発促進協議会	企画財政部会			
		九州新幹線新駅誘致期成会	企画財政部会			
		振興審議会	企画財政部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	3 広報広聴関係事業	小項目名	01 広報紙
協議内容	広報紙の形態や配布方法が熊本市と城南町では異なっているため、その取り扱いをどのようにするのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	製作・発行は熊本市の例に統一する。		

## 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町												
市 町 別 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報担当者 兼任 6 名</li> <li>2. 広報編集 記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員が行い、印刷業者がその指示に基づき編集調整する。またイラスト等の作成は印刷業者に依頼。</li> <li>3. 印刷業者選定 指名競争入札</li> <li>4. 広報紙配布方法 (平成 20 年 4 月配布分から) 業者による宅配を行う。配布漏れにはフリーダイヤルにより受け付け、対応する。総合支所、市民センター、保健福祉センターなどでも配布。</li> <li>5. 発行回数 年 12 回 (毎月 1 日発行)</li> <li>6. ページ数 24 ページ～28 ページ A4 判 (カラー) 平成 20 年 5 月号から</li> <li>7. 発行部数 278,400 部 (H20.4.1 現在)</li> <li>8. 市ホームページ掲載 PDF 形式で掲載</li> <li>9. 取材用カメラ デジタルカメラ等を使用</li> </ol> <p>(印刷費)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="text-align: right;">142,648 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="text-align: right;">144,517 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="text-align: right;">147,087 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	142,648 千円	平成 18 年度決算	144,517 千円	平成 19 年度決算	147,087 千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報担当者 兼任 1 名</li> <li>2. 広報編集 業者委託 (記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員)</li> <li>3. 印刷業者選定 (平成 19 年度) 選定した印刷業者 (5 社程度) からページ単価 (1 色・カラー) の見積を徴収し、標準ページ数 (1 色 14 ページ・カラー 6 ページの計 20 ページ) の合計金額により、その最低金額業者と年度契約を行った。</li> <li>4. 広報配布方法 印刷業者が行政区ごとに仕分けして役場に納品後、その週の文書配布により各囑託員に配送している。その他郵送分については、担当職員が発送事務を行う。</li> <li>5. 発行回数 年 12 回 (月末もしくは月初めの木曜日に発行)</li> <li>6. ページ数 平均 24 ページ (平成 19 年度実績) 表裏と中身の一部：カラー 中身の一部：1 色</li> <li>7. 発行部数 6,700 部 (H20.1.31 現在)</li> <li>8. 町ホームページ掲載 広報紙を PDF 形式で掲載</li> <li>9. 取材用カメラ 一眼レフデジタルカメラ等</li> <li>10. 広報編集委員規則 5 名以内 (任期 3 年)</li> </ol> <p>(印刷製本費)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="text-align: right;">3,043 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="text-align: right;">3,187 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="text-align: right;">3,600 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	3,043 千円	平成 18 年度決算	3,187 千円	平成 19 年度決算	3,600 千円
平成 17 年度決算	142,648 千円													
平成 18 年度決算	144,517 千円													
平成 19 年度決算	147,087 千円													
平成 17 年度決算	3,043 千円													
平成 18 年度決算	3,187 千円													
平成 19 年度決算	3,600 千円													

相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙の配布方法や形態が熊本市と城南町では異なり、他の部署も関わるため、調整が必要と思われる。</li> <li>・ 城南町においては広報編集員規則があるが、熊本市においては制度がない。</li> </ul>
--------	---



## 協議第18号

### 市民生活関係事業について（その2）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

市民生活関係事業について

- 1 自主文化事業については、熊本市の例に統一する。
- 2 行政広報施設補助金については、城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の制度に統一する。ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。
- 3 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）については、城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（18 市民生活関係事業）

事業項目	枝番号	協議項目	作業部会名	提案	承認／継続	備考
<b>1 町名・字名の取扱い</b>						
	01	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
<b>2 交通関係事業の取扱い</b>						
	01	交通安全協会	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	交通傷害保険	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	交通指導員	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
<b>3 教育関係事業の取扱い</b>						
	01	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	自主文化事業	市民生活部会	第5回		
<b>4 その他の事業の取扱い</b>						
	01	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	自衛隊父兄会補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回		
<b>5 行政連絡機構の取扱い</b>						
	01	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		
<b>交通関係事業の取扱い</b>						
		交通遺児対策	市民生活部会			
		交通安全運動	市民生活部会			
		交通安全教育	市民生活部会			
		交通事故相談所	市民生活部会			
		自転車対策	市民生活部会			
		違法駐車対策	市民生活部会			
		暴走族根絶対策	市民生活部会			
<b>窓口業務の取扱い</b>						
		印鑑登録事務	市民生活部会			
		住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会			
		各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会			
		市民サービス屋窓口等	市民生活部会			
		住基・戸籍手数料	市民生活部会			
		市民センター	市民生活部会			
		総合支所	市民生活部会			
<b>教育関係事業の取扱い</b>						
		人権教育啓発推進事業	市民生活部会	次回以降提案		
		人権教育推進活動団体助成金等	市民生活部会	次回以降提案		
		火の君総合文化センター管理運営事業	市民生活部会	次回以降提案		
		人材育成事業	市民生活部会			
		市民文化活動支援事業	市民生活部会			
		美術館管理運営事業	市民生活部会			
		美術品等収集事業	市民生活部会			
		市民会館管理運営事業	市民生活部会			
		市民会館施設整備	市民生活部会			
		友好姉妹都市	市民生活部会			
		サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会			
		国際交流員招致事業	市民生活部会			
		国際交流促進事業	市民生活部会			
		国際交流会館管理運営事業	市民生活部会			
		隣保館連絡協議会	市民生活部会			
		ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会			



その他の事業の取扱い

防犯協会	市民生活部会	次回以降提案		
防犯灯設置補助金	市民生活部会	次回以降提案		
町内自治会活動支援事業	市民生活部会			
まちづくり活動支援事業	市民生活部会			
地縁団体	市民生活部会			
五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会			
地籍調査実施状況	市民生活部会			
地籍調査の今後の計画	市民生活部会			
地籍管理の状況	市民生活部会			
数値情報化の計画	市民生活部会			
成果の管理	市民生活部会			
基準点の管理保護	市民生活部会			
地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会			
手数料及びコピー代(地籍調査)	市民生活部会			
住居表示整備事業	市民生活部会			
健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会			
安全安心まちづくり推進	市民生活部会			
犯罪被害者支援	市民生活部会			
消費者センター	市民生活部会			
熊本市計量保全会助成	市民生活部会			
計量検査	市民生活部会			
男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会			
DV民間シェルター補助金	市民生活部会			
社会参画支援事業	市民生活部会			
総合女性センター管理運営事業	市民生活部会			
総合女性センター施設整備事業	市民生活部会			
舞台業務管理運営事業	市民生活部会			
ボランティア活動推進事業	市民生活部会			
市民協働推進事業	市民生活部会			

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	04 自主文化事業
協議内容	制度について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較														
	熊 本 市	城 南 町												
市 町 別 内 容	<p><b>【事業主旨・目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市市民会館ほか市内文化ホール 5 館を活用し、市民参画による熊本市文化事業協会により事業を実施。熊本市文化振興計画を効果的に推進する。</li> <li>・市民や子ども・青少年が身近な場所で芸術、伝統文化に親しむ機会を増やし、美しいものに感動できる豊かな感性を育み、本市の魅力あふれる文化創造を導く。</li> <li>・人づくり基金研修生ほか豊かな資質を持つ文化活動者の能力を発表する場をより多くつくる。</li> </ul> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くまもと児童ゆめ劇場：公募による小中学生が出演する創作ミュージカル 会場：熊本市市民会館</li> <li>・芸術文化出張講座：小中学校を対象としたコンサート、ワークショップ等のアウトリーチ事業 会場：市内小中学校、地域公民館など</li> <li>・たけみやアートフォレスト、こども映画まつり：文化事業を軸とした地域活性化事業。 会場：健軍文化ホール</li> <li>・アートパンチ KUMAMOTO：オーディション形式のステージパフォーマンスイベント。若手文化活動者の人材発掘、育成目的。 会場：びふれす広場</li> </ul> <p style="text-align: center;">熊本市文化事業協会負担金(平成 18 年 4 月設立)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成 17 年度決算</td><td style="text-align: right;">— 千円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度決算</td><td style="text-align: right;">12,012 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度決算</td><td style="text-align: right;">22,000 千円</td></tr> </table>	平成 17 年度決算	— 千円	平成 18 年度決算	12,012 千円	平成 19 年度決算	22,000 千円	<p><b>【事業主旨・目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火の君総合文化センターを活用し町民参画による城南町主催により事業を実施。</li> <li>・町民や子ども・青少年が身近な場所で芸術、伝統文化に親しむ機会を増やし、美しいものに感動できる豊かな感性を育み、本町の魅力あふれる文化創造を導く。</li> </ul> <p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城南町自主文化事業 会場：火の君総合文化センター</li> </ul> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成 17 年度決算</td><td style="text-align: right;">3,168 千円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度決算</td><td style="text-align: right;">1,612 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度決算</td><td style="text-align: right;">2,174 千円</td></tr> </table>	平成 17 年度決算	3,168 千円	平成 18 年度決算	1,612 千円	平成 19 年度決算	2,174 千円
平成 17 年度決算	— 千円													
平成 18 年度決算	12,012 千円													
平成 19 年度決算	22,000 千円													
平成 17 年度決算	3,168 千円													
平成 18 年度決算	1,612 千円													
平成 19 年度決算	2,174 千円													
相 違 点 と 課 題	<p>熊本市では、文化事業協会で実施。 城南町では、町主催で実施。 事業実施においては、熊本市文化事業協会との調整が必要となる。</p>													

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	03 行政広報施設補助金
協議内容	マイク設備や掲示板の補助制度が異なっており、どのように取り扱うのか協議する。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の制度に統一する。ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.掲示板 設置 町内自治会からの申請に基づき、市が作製し、各町内自治会に1基ずつ設置(現在676基設置/726町内自治会)</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 582千円(6基) 平成18年度決算 423千円(4基) 平成19年度決算 516千円(4基)</p> <p>維持補修 通常の維持管理は、各町内自治会が行い、通常の状態で使用した場合の破損劣等化等による修理は市が行う</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 883千円(20基) 平成18年度決算 809千円(20基) 平成19年度決算 922千円(24基)</p> <p>2.マイク放送施設補助 制度なし</p>	<p>1.マイク施設・掲示板 設置 維持補修 マイク施設・掲示板の新設及び通常の維持管理は、各行政区が行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">補助額 1/2 上限なし 掲示板の設置数に制限はない</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 441千円(6基) 平成18年度決算 650千円(12基) 平成19年度決算 196千円(7基)</p>
相 違 点 と 課 題	城南町では、マイク放送設備及び掲示板の設置や維持補修は、行政区に対して1/2の補助となっている。なお、熊本市では掲示板の設置や維持補修については、市が行うが、マイク放送設備については、補助制度がない。制度の統一が必要となる。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	5 行政連絡機構	小項目名	01 行政区・区長組織等(行政連絡員制度)
協議内容	行政連絡員制度が異なっており、どのように取り扱うのか協議		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町の合併特別区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名 称 町内自治会(726団体) 根 拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区 域 小学校区の一部(80校区・726町内自治会) 任 期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無(別途支援制度有)</p> <p>協力依頼している事務 行政文書等の配布 ほか (広報紙配布:平成20年度から業者宅配)</p> <p>※詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>行政の適正な執行と効率的な運営を図るため、区嘱託員を設置。嘱託員は、各区の区長を町長が委嘱し、文書配布や通知の伝達、その他広報に関する業務、その他調査や行政事務に関する業務の協力をお願いしている。</p> <p>名 称 城南町嘱託員会(39地区) 根 拠 城南町区嘱託員設置条例 区 域 行政区(39地区) 任 期 各自治会の規約による 職務内容 文書の配布など行政事務の一部 報酬等 有(城南町特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例)</p> <p style="text-align: center;">報酬 H19 決算 34,113 千円</p> <p>※詳細については、別紙比較表参照</p>
相 違 点 と 課 題	<p>城南町では、各行政区の嘱託員が、文書の配布など行政事務の一部を担当しているが、熊本市では、嘱託員は設置しておらず、町内自治会等に対し、行政事務への協力を依頼している。なお、町内自治会に対し補助金を交付し住民自治活動を支援している。よって、報酬を支払っている嘱託員制度との調整が必要である。</p>	

行政区・区長組織等の比較

	熊本市	城南町
名称	町内自治会 (町内自治会長)	城南町嘱託員会 (各行政区長)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等)</li> <li>・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス)</li> <li>・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等)</li> <li>・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等)</li> <li>・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成)</li> <li>・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、交通安全協会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等)</li> <li>・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス)</li> <li>・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等)</li> <li>・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等)</li> <li>・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成)</li> <li>・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、交通安全協会)</li> </ul>
組織の長又は嘱託員に依頼する事務	<p>協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市の各種行事、事業への参加</li> <li>②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等)</li> <li>③公共行事への協力(境界立会い等)</li> <li>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</li> <li>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</li> <li>⑥行政文書等(広報紙除く)の配布</li> </ul>	<p>協力を依頼している業務 (報酬有り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①町の各種行事、事業への参加</li> <li>②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等)</li> <li>③公共行事への協力(境界立会い等)</li> <li>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</li> <li>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</li> <li>⑥行政文書等(広報誌含む)の配布</li> </ul>
根拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	城南町区嘱託員設置条例
区域	726町内自治会	39地区
報酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	有 (城南町特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例)
財政的支援等	<p>町内自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成)</p> <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・200世帯以下 年額 60,000円</li> <li>・201～400世帯 年額 65,000円</li> <li>・401～800世帯 年額 70,000円</li> <li>・801世帯以上 年額 75,000円</li> </ul> <p>世帯割 年額 600円/世帯 (平成20年度から)</p>	<p>嘱託員報酬(非常勤特別職)</p> <p>均等割 37,000円/月 戸数割 200円/戸/月</p> <p>嘱託員通信費補助金 月額 500円</p> <p>嘱託員ユニホーム購入助成金 新規嘱託員就任者 10,000円定額</p>



## 協議第19号

### 健康福祉関係事業について（その1）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 健康福祉関係事業について

- 1 国保料（税）率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。  
賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- 2 介護保険料については、第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）から熊本市の例に統一する。
- 3 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。
- 4 ~~熊本市優待証については、新市の事業として継続する。~~  
熊本市優待証については、新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。
- 5 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。また、戦没者慰霊祭については、特例区の事業として実施する。
- 6 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。

- 7 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、当分の間5年間現行のとおり継続する。
- 8 高齢者福祉券交付事業については、5年間現行のとおり継続する。
- 9 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議



# 合併協議項目事業一覧

(19 健康福祉関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 国民健康保険事業の取扱い						
	01	国保料(税)率等	健康福祉部会	第5回		
2 介護保険事業の取扱い						
	01	介護保険料	健康福祉部会	第5回		
3 保健衛生事業の取扱い						
	01	骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回		
4 各種福祉制度の取扱い						
	01	熊本市優待証	健康福祉部会	第5回		
	02	戦没者追悼式	健康福祉部会	第5回		
	03	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	第5回		
	04	地域生活支援事業	健康福祉部会	第5回		
	05	高齢者福祉券交付事業	健康福祉部会	第5回		
5 上水道事業の取扱い						
	01	簡易水道等組織・補助金	健康福祉部会	第5回		
国民健康保険事業の取扱い						
		国保健康づくり事業	健康福祉部会			
		国民健康保険届出	健康福祉部会			
		レセプト点検	健康福祉部会			
		給付内容	健康福祉部会			
		国保運営協議会	健康福祉部会			
		(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会			
		保険料収納員経費	健康福祉部会			
		口座振替制度	健康福祉部会			
		国民健康保険会	健康福祉部会			
		納付証明等発行(国保)	健康福祉部会			
		特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会			
介護保険事業の取扱い						
		在宅介護者手当	健康福祉部会			
		介護サービス事業所	健康福祉部会			
		介護認定調査	健康福祉部会			
		介護保険事業計画	健康福祉部会			
		介護保険事業状況報告	健康福祉部会			
		介護保険推進委員会	健康福祉部会			
		介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会			
		介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会			
		介護保険料減免	健康福祉部会			
		家族介護者教室開催	健康福祉部会			
		旧措置入所者	健康福祉部会			
		熊本市地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会			
		熊本市地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会			
		高額介護サービス	健康福祉部会			
		高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会			
		社福減免	健康福祉部会			
		住宅改修理由書	健康福祉部会			
		生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会			
		地域包括支援センター	健康福祉部会	次回以降提案		
		地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会			

地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会			
通所型介護予防事業	健康福祉部会			
被保険者全般	健康福祉部会			
標準負担限度額減額	健康福祉部会			
福祉用具・住宅改修	健康福祉部会			
訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会			
訪問型介護予防事業	健康福祉部会			
保険料徴収	健康福祉部会			
家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会			
高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会			
成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会			
認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会			
納付証明等発行(介護)	健康福祉部会			
障害者控除対象者認定書交付(介護)	健康福祉部会			
消防防災の取扱い				
災害備蓄	健康福祉部会			
災害時要援護者支援体制	健康福祉部会			
保健衛生事業の取扱い				
食品衛生協会補助金	健康福祉部会	次回以降提案		
集団予防接種	健康福祉部会			
乳がん検診	健康福祉部会			
害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会			
インフルエンザ予防接種	健康福祉部会			
結核健診	健康福祉部会			
個別予防接種	健康福祉部会			
胃がん検診	健康福祉部会			
健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会			
健康教育	健康福祉部会			
健康相談	健康福祉部会			
健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会			
健康づくり推進協議会	健康福祉部会			
健康手帳の交付	健康福祉部会			
健康まつり	健康福祉部会			
歯科保健推進事業	健康福祉部会			
子宮がん検診	健康福祉部会			
食生活改善事業	健康福祉部会			
大腸がん検診	健康福祉部会			
賃金	健康福祉部会			
肺がん検診	健康福祉部会			
報酬(予防接種健康被害調査委員)	健康福祉部会			
報償費	健康福祉部会			
保健福祉センター	健康福祉部会			
保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会			
献血推進協議会補助金	健康福祉部会			
在宅当番医制度	健康福祉部会			
集団予防接種	健康福祉部会			
食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会			
犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会			
鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会			
野生鳥獣対策	健康福祉部会			

	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会		
各種福祉制度の取扱い	民生委員児童委員協議会	健康福祉部会		
	老人福祉センター等運営	健康福祉部会		
	生きがい推進事業	健康福祉部会		
	介護予防施設運営委託	健康福祉部会		
	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会		
	熊本市老人憩の家	健康福祉部会		
	敬老祝品支給等	健康福祉部会		
	敬老の集い	健康福祉部会		
	公立高齢者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会		
	公立高齢者福祉施設整備事業	健康福祉部会		
	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会		
	高齢者住宅改造費助成事業	健康福祉部会		
	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会		
	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会		
	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会		
	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会		
	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会		
	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会		
	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会		
	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会		
	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会		
	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会		
	老人クラブ補助金	健康福祉部会	次回以降提案	
	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会		
	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会		
	障がい児支援事業	健康福祉部会		
	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会		
	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会		
	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会		
	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会		
	障がい者プラン	健康福祉部会		
	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会		
	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会		
	重度障がい者支援事業	健康福祉部会		
	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会		
	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会		
	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会		
	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会		
	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会		
	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会		
	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会		
身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会			
身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
精神障がい者支援事業	健康福祉部会			
精神保健対策事業	健康福祉部会			
精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会			
知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会			

	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会			
	補装具給付事業	健康福祉部会			
	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会			
	災害弔慰金等	健康福祉部会			
	災害見舞金等	健康福祉部会			
	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会			
	地域福祉計画	健康福祉部会			
	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会			
	生活保護事業	健康福祉部会			
	生活保護嘱託医	健康福祉部会			
	福祉まつり補助金	健康福祉部会			
	ボランティア協議会補助金	健康福祉部会			
上水道事業の取扱い					
	飲用井戸水質検査委託料	健康福祉部会			
	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会			
	簡易水道組合の水質検査	健康福祉部会			
その他の事業の取扱い					
	国民年金に係る諸届	健康福祉部会			
後期高齢者医療制度の取扱い					
	後期高齢者医療保険料納付証明	健康福祉部会			
	保険料徴収	健康福祉部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	1 国民健康保険事業	小項目名	01 国保料(税)率等
協議内容	国保料(税)率		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。</p> <p>賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。</p>		
<b>制 度 比 較</b>			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	1.料(税)率等(平成19年度)	1.税率等(平成19年度)	
	・区分 医療分 介護分	・区分 医療分 介護分	
	・所得割 10.4/100 1.9/100	・所得割 8.6/100 0.76/100	
	・資産割 — —	・資産割 — —	
	・均等割 33,450円 13,400円	・均等割 22,800円 5,800円	
	・平等割 25,800円 —	・平等割 27,600円 3,600円	
	・賦課限度額 56万円 9万円	・賦課限度額 56万円 9万円	
	(平成20年度料率)	(平成20年度税率等)	
	区分 医療分 後期分 介護分	・区分 医療分 後期分 介護分	
	・所得割 8.3/100 2.1/100 1.9/100	・所得割 6.7/100 2.8/100 1.26/100	
・均等割 26,450円 7,000円 13,400円	・均等割 18,000円 7,200円 6,400円		
・平等割 20,100円 5,700円 —	・平等割 24,000円 7,200円 3,300円		
・賦課限度額 47万円 12万円 9万円	・賦課限度額 47万円 12万円 9万円		
加入者数 241,273人(132,339世帯)(H19.12末)	加入者数 8,129人(3,885世帯)(H19.12末)		
2.徴収の方式 「料方式」	2.徴収の方式 「税方式」		
3.納期 6月～翌3月10期	3.納期 6月～翌3月10期		
平成17年度決算 18,650,643千円	平成17年度決算 491,909千円		
平成18年度決算 20,088,421千円	平成18年度決算 492,183千円		
平成19年度決算 20,321,123千円	平成19年度決算 499,400千円		
平成20年度本算定(6/1)	平成20年度本算定(6/1)		
・調定額 17,344,903,522円(医療+支援+介護)	・調定額 469,807,600円(医療+支援+介護)		
・被保険者数 184,549人	・被保険者数 6,243人		
1人あたり調定額 93,985円	1人あたり調定額 75,253円		
参考 平成19年度収納率 88.19%(現年度分のみ)	参考 平成19年度収納率 91.45%(現年度分のみ)		
相違点と課題	<p>国保料(税)率 徴収の方式 熊本市「料」城南町「税」</p>		

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	2 介護保険事業	小項目名	01 介護保険料
協議内容	基準額及び所得段階が違いため協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)から熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	○第4期介護保険事業計画(H21～H23) 1.基準額 年額 50,400 円(月 4,200 円) 2.保険料率		○第4期介護保険事業計画(H21～H23) 1.基準額 年額 50,400 円(月 4,200 円) 2.保険料率	
	所得段階	対象になる方	所得段階	対象になる方
	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯
	第2段階	世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下
	第3段階	世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない
	第4段階	本人非課税・世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第4段階	町民税本人非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者
	第5段階	本人非課税・世帯課税で第4段階以外	第5段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税
	第6段階	本人課税で、合計所得金額が125万円以下	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満
	第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円超200万円未満	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上
	第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	歳入予算 平成17年度決算 188,338千円 平成18年度決算 218,547千円 平成19年度決算 224,831千円	
	第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満		
	第10段階	本人課税で、合計所得金額が400万円以上		
	歳入予算 平成17年度決算 5,580,694千円 平成18年度決算 6,659,987千円 平成19年度決算 6,911,239千円			
相違点と課題	基準額及び所得段階。 普通徴収の納期。(熊本市:12期、城南町:10期)			

**熊本市・城南町合併協議会  
事務事業調査票**

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	3 保健衛生事業	小項目名	01 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診
協議内容	城南町のみで実施の各種検診について、住民サービスの視点にたつて協議。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>該当なし</p> <p>※骨粗しょう症検診については、女性健康サポート事業の項目において実施している。</p>	<p>○骨粗しょう症検診</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象者 : 30歳以上</li> <li>2. 実施期間 : 集団 9月</li> <li>3. 実施場所 : 保健センター</li> <li>4. 個人負担金 : 700円</li> <li>5. 委託料 : 2,310円</li> <li>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</li> <li>7. 受診者数(19年度) : 637人               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度決算 698千円</li> <li>平成18年度決算 759千円</li> <li>平成19年度決算 1,025千円</li> </ul> </li> </ol> <p>○前立腺がん検診 (PSA血液検査のみ)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象者 : 50歳以上</li> <li>2. 実施期間 : 集団 9月</li> <li>3. 実施場所 : 保健センター</li> <li>4. 個人負担金 : 500円</li> <li>5. 委託料 : 1,680円</li> <li>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</li> <li>7. 受診者数(19年度) : 458人               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度決算 403千円</li> <li>平成18年度決算 422千円</li> <li>平成19年度決算 540千円</li> </ul> </li> </ol> <p>○腹部超音波検診</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象者 : 30歳以上</li> <li>2. 実施期間 : 集団 9月</li> <li>3. 実施場所 : 保健センター</li> <li>4. 個人負担金 : 1,000円</li> <li>5. 委託料 : 3,360円</li> <li>6. 委託先 : 熊本県総合保健センター</li> <li>7. 受診者数(19年度) : 1969人               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度決算 4,325千円</li> <li>平成18年度決算 4,415千円</li> <li>平成19年度決算 4,646千円</li> </ul> </li> </ol>
相 違 点 と 課 題	前立腺がん検診、腹部超音波検診については、厚生労働省の指導メニューにないため熊本市では現在実施していない。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	01 熊本市優待証
協議内容	城南町の高齢者、障がい者及び被爆者の方々について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	<del>新市の事業として継続する。</del> 新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	高齢者、障がい者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付する。 <対象者> ・70 歳以上の高齢者 ・3 級以上の身体障がい者、B1 以上の知的障がい者、3 級以上の精神障がい者 ・被爆者手帳の交付を受けた者 バス・電車の利用にあたっては、次の割合による本人負担により、運賃に換算して5000円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。 ・高齢者・被爆者→運賃の2割(1,000円) ・障がい者 →運賃の1割(500円)  平成17年度決算 690,351千円 平成18年度決算 648,368千円 平成19年度決算 631,245千円	該当なし
相 違 点 と 課 題		



# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	02 戦没者追悼式
協議内容	熊本市英霊顕彰会への負担金(補助金)支出について 遺族会補助金について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。 ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。また、戦没者慰霊祭については、特例区の事業として実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市英霊顕彰会主催で、毎年8月15日に熊本市民会館で開催。</p> <p>1.熊本市英霊顕彰会に補助金を支出。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 646千円 平成18年度決算 644千円 平成19年度決算 644千円</p> <p>2.熊本市主催の慰霊祭は実施していない。</p> <p>3.熊本市遺族連合会へ補助金(運営補助)を支出。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 900千円 平成18年度決算 900千円 平成19年度決算 900千円</p>	<p>1.熊本市英霊顕彰会に宇城町村会(城南町、富合、美里町)で支出。(城南分 H20 年度予算:8,951 円)</p> <p>2.城南町主催で、毎年4月に火の君総合文化センターで戦没者慰霊祭を開催。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 896千円 平成18年度決算 832千円 平成19年度決算 650千円</p> <p>3.城南町遺族会に補助金を支出。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 147千円 平成18年度決算 147千円 平成19年度決算 147千円</p>
相違点と課題	<p>熊本市英霊顕彰会への負担金(補助金)支出</p> <p>熊本市→熊本市で支出。(H20 年度予算 643,500 円)</p> <p>城南町→宇城町村会長名(城南町、富合町、美里町分)で支出。(H20 年度予算 8,951 円※城南町分)</p> <p>負担金額については、県の半額を市が負担するとの決まりから、合併後の負担額については、県との協議が必要と考える</p> <p>遺族会への補助金支出</p> <p>遺族会に対する補助が存在するため、合併後、団体が統合されれば補助の一本化ができるが、統合されない場合の取扱いをどのようにするのか。</p>	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	03 身体障がい者自立支援事業
協議内容	身障者福祉団体への助成について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1.身障者福祉団体助成 福祉団体の運営費・事業費に対して補助することで、その財政基盤を安定したものとし、運営及び各種事業の確実かつ積極的な展開を可能にし、身体障がい者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>○運営費負担金:2件 平成 19 年度決算 ・熊本県高齢者・障がい者雇用支援協会 400 千円 ・熊本県障がい者スポーツ文化協会 4,513 千円</p> <p>○運営費補助金:4件 平成 19 年度決算 ・熊本市身体障がい者福祉協会連合会 900 千円 ・熊本県肢体不自由児協会 270 千円 ・熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ 100 千円 ・日本オトミー協会熊本県支部 200 千円</p> <p>○事業費補助金 ・障がい者列車ひまわり号を走らす実行委員会 200 千円 ・聴覚障がい者情報文化事業 1,000 千円</p>	<p>1.身障者福祉団体助成 同左</p> <p>○運営費負担金:1件 平成 19 年度決算 ・熊本県障がい者スポーツ文化協会 60 千円</p> <p>○運営費補助金:2件 平成 19 年度決算 ・城南町障がい者福祉協議会 1,267 千円 ・熊本県ろう者福祉協会中央支部 10 千円</p>	
	<p>2.身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成 在宅の身体障がい者で一般就労が困難な者の就労の場である福祉工場や授産施設の安定的運営を図るための助成を実施している。</p> <p>福祉工場 1箇所 身障者小規模通所授産施設 1箇所</p> <p>平成 20 年度以降に障がい者自立支援法に基づく新体系へ移行予定。</p>	<p>2.身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成 該当の制度、施設なし</p>	
相違点と課題	両市町において、身障者福祉団体への助成が行われているが、合併に向けて団体間の調整が必要である。 城南町では、身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成の実施なし。		

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	04 地域生活支援事業
協議内容	各事業についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、当分の間5年間現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.地域活動支援センター運営費助成</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型</p> <p>①目的 地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで社会参加・社会復帰への支援をする。</p> <p>②事業 ・利用者に対し創作的活動・生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供する。 ・医療・福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整 ・地域住民ボランティア育成 ・障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業</p> <p>③補助金 補助先：熊本きぼう生活支援センター 相談支援センターこころ 地域生活支援センターアシスト 地域生活支援センターウィズ 熊本市しょうがい者生活支援センター青空 熊本県あかね生活支援センター</p> <p>補助金：9,800千円 平成19年度決算 58,800千円</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅢ型の運営費の一部を助成する。 補助先：新町きぼうの家 補助金：15名以上 5,300千円 10名以上14名以下 3,700千円 平成19年度決算 5,300千円</p> <p>2.手話通訳者設置・派遣、要約筆記者派遣経費 手話通訳者設置・手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話通訳者派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>	<p>1.地域活動支援センター事業委託 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型の運営を宇城圏域市町村(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託している。 委託事業所 ・Ⅰ型…うきうき生活支援センター(宇土市) (基礎的事業+機能強化事業) ・Ⅲ型…なずな工房(富合町) (基礎的事業のみ)</p> <p>平成19年度決算 1,343千円(城南町負担分)</p> <p>2.手話通訳者派遣・要約筆記者派遣経費 手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者などその他のものの意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話奉仕員派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>

<p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>要約筆記者派遣 1日:3,000 円 半日(4 時間以内):2,000 円</p> <p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>平成 19 年度決算 5,300 千円</p> <p>3.福祉ホーム事業運営費助成 現に住居を求めている障がい者に低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜の供与を行い、障がい者の地域生活を支援する福祉ホームの運営費の一部を助成する。 平成 19 年度予算 4,226 千円</p> <p>4.知的障がい者職親委託経費 知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間事業経営者等に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより、就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場での定着性を高める。 ※委託料:1名につき 30,000 円/月 平成 19 年度予算 120 千円</p> <p>5.成年後見制度利用支援事業助成 判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより障がい者の権利の擁護を図る。 平成 19 年度決算 0 千円</p> <p>6.日中一時支援事業経費 介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の日中の保護及び必要な介護を施設で行う。 〔根拠法令:熊本市日中一時支援事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 508 人 平成 19 年度決算 64,495 千円</p> <p>7.移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援を行う。 〔根拠法令:熊本市移動支援事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 111 人 平成 19 年度決算 24,077 千円</p> <p>8.訪問入浴サービス事業 入浴が困難な障がい者(児)に、入浴車を派遣して入浴サービスを提供する。 〔根拠法令:熊本市実訪問入浴サービス事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 19 人 平成 19 年度決算 18,224 千円</p>	<p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>要約筆記者派遣 1日:3,000 円 半日(4 時間以内):2,000 円</p> <p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km</p> <p>事務費:200 円/件 平成 19 年度決算 169 千円 (手話奉仕員派遣・要約筆記者派遣の合計)</p> <p>3.福祉ホーム事業運営費助成 実施なし</p> <p>4.知的障がい者職親委託経費 実施なし</p> <p>5.成年後見制度利用支援事業助成 実施なし</p> <p>6.日中一時支援事業経費 介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の日中の保護及び必要な介護を施設で行う。 〔根拠法令:地域生活支援事業実施要項〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 城南町支給決定者 23 人 平成 19 年度決算 3,888 千円</p> <p>7.移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援を行う。また、放課後預かり利用時の送迎、短期入所利用時の送迎の支援を行う。 〔根拠法令:地域生活支援事業実施要項〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 城南町支給決定者 19 人 平成 19 年度決算 1,397 千円</p> <p>8.訪問入浴サービス事業 実施なし</p>
---	--

<p>9.就職仕度金 施設利用者が一般就労した場合の給付。 平成 19 年度実績 5 件 平成 19 年度決算 180 千円</p> <p>10. 障がい児等療育支援事業 在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。 内 容 ・訪問による療育指導 ・外来による専門的な療育相談、指導 ・障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導 対象者 在宅の心身障がい児（者）及びその保護者 委託先 江津湖療育園発達医療センター（重症心身障がい児施設及び知的障がい者更生施設） 三気の家（知的障がい児通園施設） なでしこ園（知的障がい児通園施設） 熊本県ひばり園（難聴幼児通園施設） 熊本県こども総合療育センター（肢体不自由児（入所・通園）及び知的障がい児通園施設）  平成 19 年度決算 6,469 千円 ※平成 20 年度より、在宅支援訪問・外来療育等指導事業を統合。</p> <p>11.相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とする。 対象者 本市に居住する障がい者、障がい児、その保護者および介護者 事業所 熊本市しょうがいしゃ生活支援センター 青空 えづこ相談支援センター 済生会熊本福祉相談支援センター 熊本県あかね生活支援センター(24時間電話) 熊本きぼう生活支援センター 相談支援センター こころ 地域生活支援センター ウィズ 地域生活支援センター アシスト(24時間電話)  補助金 1か所 5,715,600円 24時間電話相談 960,000円加算  平成 19 年度決算 48,313 千円</p>	<p>9.就職仕度金 実施なし</p> <p>10. 障がい児等療育支援事業 実施なし</p> <p>11.相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とする。 宇城圏域市町(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託実施している。 対象者 本町に居住する障がい者、障がい児、その保護者および介護者 事業所 宇城障がい者生活支援センターくまむた荘(身体) 相談支援センター ウキネット(知的) うきうき生活支援センター(精神)  委託料 (身体) 6,000,000円 (知的) 5,314,000円 (精神) 6,000,000円 ※知的障がい分については美里町は単独で実施しているため、委託料については美里町負担相当分を控除した額 平成 19 年度決算 17,314,000円 うち城南町負担分 2,986,000円</p>
<p>相違点と課題</p>	<p>1. 地域活動支援センター事業委託／宇城圏域で実施委託する事業について調整する。 7. 移動支援事業／移動支援事業の対象等について調整する。</p>

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	05 高齢者福祉券交付事業
協議内容	城南町独自の事業であり、熊本市では実施していない。 熊本市まで拡大すると対象者や対象施設及び予算の検討が必要。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	該当なし	<p>城南町高齢者福祉券を交付し、町内の温泉施設を利用してもらうことにより、高齢者の寝たきり防止及び高齢者の社会参加の促進を図ることを目的とする事業。</p> <p>○交付対象者 ・城南町在住の者 ・医療保険の高齢者受給者もしくは老人医療受給者証の交付を受けた者</p> <p>○交付の範囲 ・一人につき、年5枚。</p> <p>○対象施設 ・城南温泉センター 平成18年度 ・利用者数 2,728人 ・支出 補助金 1,265千円</p> <p style="text-align: right;">平成17年度決算 1,106千円 平成18年度決算 1,265千円 平成19年度決算 1,289千円</p>
相違点と課題	城南町独自の事業である。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	5 上水道事業	小項目名	01 簡易水道組織・補助金
協議内容	簡易水道組織・補助金の取り扱いについて。 町内には地区営の簡易水道及びその他の水道組合が 18 組合あるが、県認可を受けている簡易水道組合は 2 組合であり、残り 11 組合は未認可、5 組合は認可対象外となっている。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。		

制 度 比 較																																													
	熊 本 市																																												
市 町 別 内 容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等 ※修理費は 50 万円以上</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内</p> <p>平成 17 年度決算 17,946 千円 平成 18 年度決算 21,270 千円 平成 19 年度決算 1,116 千円</p> <p>地区営簡易水道 給水人口 ○認可取得</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">才木○</td> <td style="width: 25%;">149 人</td> <td style="width: 25%;">高○</td> <td style="width: 25%;">409 人</td> </tr> <tr> <td>築地上村</td> <td>113 人</td> <td>吉野</td> <td>113 人</td> </tr> <tr> <td>赤見</td> <td>438 人</td> <td>碓</td> <td>592 人</td> </tr> <tr> <td>舞原</td> <td>250 人</td> <td>舞原ニュータウン</td> <td>249 人</td> </tr> <tr> <td>沈目</td> <td>325 人</td> <td>東阿高団地</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘</td> <td>105 人</td> <td>本鰐瀬</td> <td>195 人</td> </tr> <tr> <td>湯ノ上山下</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(その他の水道組合)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">東阿高第二南</td> <td style="width: 25%;">269 人</td> <td style="width: 25%;">東阿高フラワー</td> <td style="width: 25%;">99 人</td> </tr> <tr> <td>築地下村</td> <td>48 人</td> <td>中尾</td> <td>93 人</td> </tr> <tr> <td>東阿高第一南</td> <td>99 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	熊 本 市	城 南 町	熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。	<p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等 ※修理費は 50 万円以上</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内</p> <p>平成 17 年度決算 17,946 千円 平成 18 年度決算 21,270 千円 平成 19 年度決算 1,116 千円</p> <p>地区営簡易水道 給水人口 ○認可取得</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">才木○</td> <td style="width: 25%;">149 人</td> <td style="width: 25%;">高○</td> <td style="width: 25%;">409 人</td> </tr> <tr> <td>築地上村</td> <td>113 人</td> <td>吉野</td> <td>113 人</td> </tr> <tr> <td>赤見</td> <td>438 人</td> <td>碓</td> <td>592 人</td> </tr> <tr> <td>舞原</td> <td>250 人</td> <td>舞原ニュータウン</td> <td>249 人</td> </tr> <tr> <td>沈目</td> <td>325 人</td> <td>東阿高団地</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘</td> <td>105 人</td> <td>本鰐瀬</td> <td>195 人</td> </tr> <tr> <td>湯ノ上山下</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(その他の水道組合)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">東阿高第二南</td> <td style="width: 25%;">269 人</td> <td style="width: 25%;">東阿高フラワー</td> <td style="width: 25%;">99 人</td> </tr> <tr> <td>築地下村</td> <td>48 人</td> <td>中尾</td> <td>93 人</td> </tr> <tr> <td>東阿高第一南</td> <td>99 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	才木○	149 人	高○	409 人	築地上村	113 人	吉野	113 人	赤見	438 人	碓	592 人	舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人	沈目	325 人	東阿高団地	197 人	旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人	湯ノ上山下	125 人			東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人	築地下村	48 人	中尾	93 人	東阿高第一南	99 人		
熊 本 市	城 南 町																																												
熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。	<p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等 ※修理費は 50 万円以上</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内</p> <p>平成 17 年度決算 17,946 千円 平成 18 年度決算 21,270 千円 平成 19 年度決算 1,116 千円</p> <p>地区営簡易水道 給水人口 ○認可取得</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">才木○</td> <td style="width: 25%;">149 人</td> <td style="width: 25%;">高○</td> <td style="width: 25%;">409 人</td> </tr> <tr> <td>築地上村</td> <td>113 人</td> <td>吉野</td> <td>113 人</td> </tr> <tr> <td>赤見</td> <td>438 人</td> <td>碓</td> <td>592 人</td> </tr> <tr> <td>舞原</td> <td>250 人</td> <td>舞原ニュータウン</td> <td>249 人</td> </tr> <tr> <td>沈目</td> <td>325 人</td> <td>東阿高団地</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘</td> <td>105 人</td> <td>本鰐瀬</td> <td>195 人</td> </tr> <tr> <td>湯ノ上山下</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(その他の水道組合)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">東阿高第二南</td> <td style="width: 25%;">269 人</td> <td style="width: 25%;">東阿高フラワー</td> <td style="width: 25%;">99 人</td> </tr> <tr> <td>築地下村</td> <td>48 人</td> <td>中尾</td> <td>93 人</td> </tr> <tr> <td>東阿高第一南</td> <td>99 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	才木○	149 人	高○	409 人	築地上村	113 人	吉野	113 人	赤見	438 人	碓	592 人	舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人	沈目	325 人	東阿高団地	197 人	旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人	湯ノ上山下	125 人			東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人	築地下村	48 人	中尾	93 人	東阿高第一南	99 人						
才木○	149 人	高○	409 人																																										
築地上村	113 人	吉野	113 人																																										
赤見	438 人	碓	592 人																																										
舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人																																										
沈目	325 人	東阿高団地	197 人																																										
旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人																																										
湯ノ上山下	125 人																																												
東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人																																										
築地下村	48 人	中尾	93 人																																										
東阿高第一南	99 人																																												
相 違 点 と 課 題	水道事業について、熊本市はすべて公営水道で行っているが、城南町は公営水道の整備と民間水道組合への施設整備補助事業を併用して行っている。																																												





## 協議第 2 2 号

### 経済振興関係事業について（その 1）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 27 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 経済振興関係事業について

- 1 農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。
- 2 農区長制度については、新市の事業として継続する。
- 3 水田農業推進協議会負担金については、~~5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。~~ 現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- 4 認定農業者協議会負担金については、5年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。
- 5 農地・水・環境保全向上対策事業については、現事業期間中（平成 23 年度まで）は、現行のとおり継続する。
- 6 工業活性化支援事業については、熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- 7 企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。
- 8 中心市街地活性化事業に係る商工振興活性化補助金については、当分の間現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (22 経済復興関係事業)

事業項目 枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
<b>1 農林水産関係事業の取扱い</b>					
01	農業振興地域整備計画変更	経済復興部会	第5回		
02	農区長制度	経済復興部会	第5回		
03	水田農業推進協議会負担金	経済復興部会	第5回		
04	認定農業者協議会負担金	経済復興部会	第5回		
05	農地・水・環境保全向上対策事業	経済復興部会	第5回		
<b>2 商工・観光関係事業の取扱い</b>					
01	工業活性化支援事業	経済復興部会	第5回		
02	企業立地促進事業	経済復興部会	第5回		
03	中心市街地活性化対策事業	経済復興部会	第5回		
<b>農林水産関係事業の取扱い</b>					
	土地改良区運営費補助金	経済復興部会	次回以降提案		
	農業集落排水事業（下水道使用料）	経済復興部会	次回以降提案		
	農業集落排水事業（施設の保守・運転管理）	経済復興部会	次回以降提案		
	農業集落排水事業（受益者負担分）	経済復興部会	次回以降提案		
	農業用廃プラ類処理対策補助金	経済復興部会			
	城南町農林業地域改善対策事業	経済復興部会			
	農業振興地域整備促進協議会	経済復興部会			
	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済復興部会			
	農業後継者育成対策事業	経済復興部会			
	城南町牛受精卵移植部会補助金	経済復興部会			
	酪農ヘルパー事業補助金	経済復興部会			
	水田農業経営改革対策事業地区推進交付金	経済復興部会			
	標準小作料	経済復興部会			
	単県土地改良事業	経済復興部会			
	農業用施設災害復旧工事	経済復興部会			
	排水ポンプ場運転管理	経済復興部会			
	法定外公共物（水路）の維持管理	経済復興部会			
	農村環境整備計画	経済復興部会			
	施設管理費	経済復興部会			
	加勢川水門水利調整連絡会	経済復興部会			
	排水機場	経済復興部会			
	賦課金（熊本県土地改良事業団体連合会）適正化拠出金	経済復興部会			
	負担金（各協議会）	経済復興部会			
	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済復興部会			
	緑川農業用水堰連絡協議会	経済復興部会			
	適正化事業適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済復興部会			
	土地改良区	経済復興部会			
	基盤整備事業	経済復興部会			
	土地改良事業等補助金	経済復興部会			
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	経済復興部会			
	農業用水施設補助金	経済復興部会			
	下水溝整備事業	経済復興部会			
	ため池等整備事業	経済復興部会			
	農業集落排水事業（農集計画）	経済復興部会			
	森林整備計画	経済復興部会			
	熊本市火入れに関する規則	経済復興部会			
	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済復興部会			
	市民農園事業	経済復興部会			
	農作物鳥獣被害対策	経済復興部会			
	地産地消の推進事業	経済復興部会			
	市民と農業のふれあい促進事業	経済復興部会			

生産体制強化施設整備事業	経済振興部会		
流通施設整備事業	経済振興部会		
畜産施設整備事業	経済振興部会		
流通対策事業	経済振興部会		
生産体制強化対策事業	経済振興部会		
畜産振興事業	経済振興部会		
環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会		
畜産関係その他負担金及び会費	経済振興部会		
その他負担金及び会費	経済振興部会		
営農連絡協議会	経済振興部会		
JA熊本うき酪農共進会補助金	経済振興部会		
城南町畜産振興協議会補助金	経済振興部会		
転作作物試作協議会補助金	経済振興部会		
城南町特産農作物推進協議会補助金	経済振興部会		
農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会		
担い手育成総合支援協議会	経済振興部会		
農用地区域でない証明手数料	経済振興部会		
農業資金利子補給補助金	経済振興部会		
農業地域交流促進事業	経済振興部会		
地域農業活性化支援事業	経済振興部会		
経営体育成支援事業	経済振興部会		
農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会		
(特)農業金融支援事業	経済振興部会		
農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会		
城南町農業振興促進協議会	経済振興部会		
中山間地域振興事業	経済振興部会		
食肉センター管理運営事業	経済振興部会		
食肉センター施設整備事業	経済振興部会		
水田農業推進対策事業	経済振興部会		
水田農業対策推進事業	経済振興部会		
水田農業推進協議会	経済振興部会		
認定農業者協議会	経済振興部会		
城南町アグリフレンズ補助金	経済振興部会		
担い手育成会補助金	経済振興部会		
緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会		
漁港整備事業	経済振興部会		
漁場整備事業	経済振興部会		
水産業経営基盤強化事業	経済振興部会		
(特)水産業金融支援事業	経済振興部会		
水産振興センター整備事業	経済振興部会		
緑川観光資源振興補助金	経済振興部会		
標準農作業請負料金	経済振興部会		
農地流動化推進員謝礼	経済振興部会		
農業委員会あっせん基準	経済振興部会		
農地基本台帳	経済振興部会		
農業委員会諸証明手数料	経済振興部会		
農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い	経済振興部会		
委員会の構成	経済振興部会		
委員の任期	経済振興部会		
報酬及び費用弁償	経済振興部会		
選挙区及び選挙区の委員の定数	経済振興部会		
農地法第3・4・5条の申請取扱い	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会協議会負担金	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会職員連絡協議会負担金	経済振興部会		
農業者年金受給者協議会賛助負担金	経済振興部会		

商工・観光関係事業の取扱い

商工会補助金	経済振興部会	次回以降提案		
火の君まつり委託料	経済振興部会	次回以降提案		
夏まつり委託料	経済振興部会	次回以降提案		
新規創業支援事業	経済振興部会			
新産業分野支援事業	経済振興部会			
海外経済活動支援事業	経済振興部会			
流通機能促進事業	経済振興部会			
食品工業団地活性化事業	経済振興部会			
熊本県企業誘致連絡協議会	経済振興部会			
熊本県地域産業活性化協議会	経済振興部会			
城南工業団地管理事業	経済振興部会			
商店街振興事業	経済振興部会			
雇用対策事業	経済振興部会			
職業技能向上支援事業	経済振興部会			
中小企業団体等支援事業	経済振興部会			
労働環境・福祉向上事業	経済振興部会			
流通情報会館管理運営事業	経済振興部会			
商業活性化支援事業	経済振興部会			
中小企業人材育成支援事業	経済振興部会			
中小企業金融対策事業	経済振興部会			
経営相談事業	経済振興部会			
観光イベント関連事業	経済振興部会			
工芸振興事業	経済振興部会			
海外観光客誘致対策	経済振興部会			
コンベンション誘致対策	経済振興部会			
観光客受入対策事業	経済振興部会			
観光施設整備事業	経済振興部会			
物産振興事業	経済振興部会			
加盟団体(観光)	経済振興部会			
加盟団体(物産)	経済振興部会			
観光客誘致対策事業	経済振興部会			
城南町観光協会	経済振興部会			
産業文化会館管理運営事業	経済振興部会			
産業文化会館施設整備事業	経済振興部会			
熊本城復元整備事業	経済振興部会			
熊本城有効活用事業	経済振興部会			
熊本城管理事業	経済振興部会			
旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会			
動植物園管理運営事業	経済振興部会			
動植物園集客対策事業	経済振興部会			
動植物園再編整備事業	経済振興部会			
競輪運営事業	経済振興部会			
城南町商工業振興対策協議会	経済振興部会			
特定工場の届出	経済振興部会			
農村地域工業等導入地区	経済振興部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	01 農業振興地域整備計画変更
協議内容	農業振興地域整備計画変更（全体見直し）時期について		
合併協議会協議結果（調整方針）	両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	1.目的	自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。	1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。
	2.全体見直し(変更年度:平成18年度) 平成23年度以降見直し予定		2.全体見直し(変更年度:平成13年度) ※平成20年度に計画調査し、平成21年度で全体見直しを予定している。
	3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律		3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律
	平成17年度決算額    861千円 平成18年度決算額    0千円 平成19年度決算額    0千円		平成17年度決算    0千円 平成18年度決算    0千円 平成19年度決算    0千円
相違点と課題	前回の全体見直しは、城南町では平成13年度、熊本市では平成18年度に実施。次回の全体見直しの実施時期を城南町では平成21年度に予定しているため、平成22年度以降の実施も含め検討の要あり。		

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

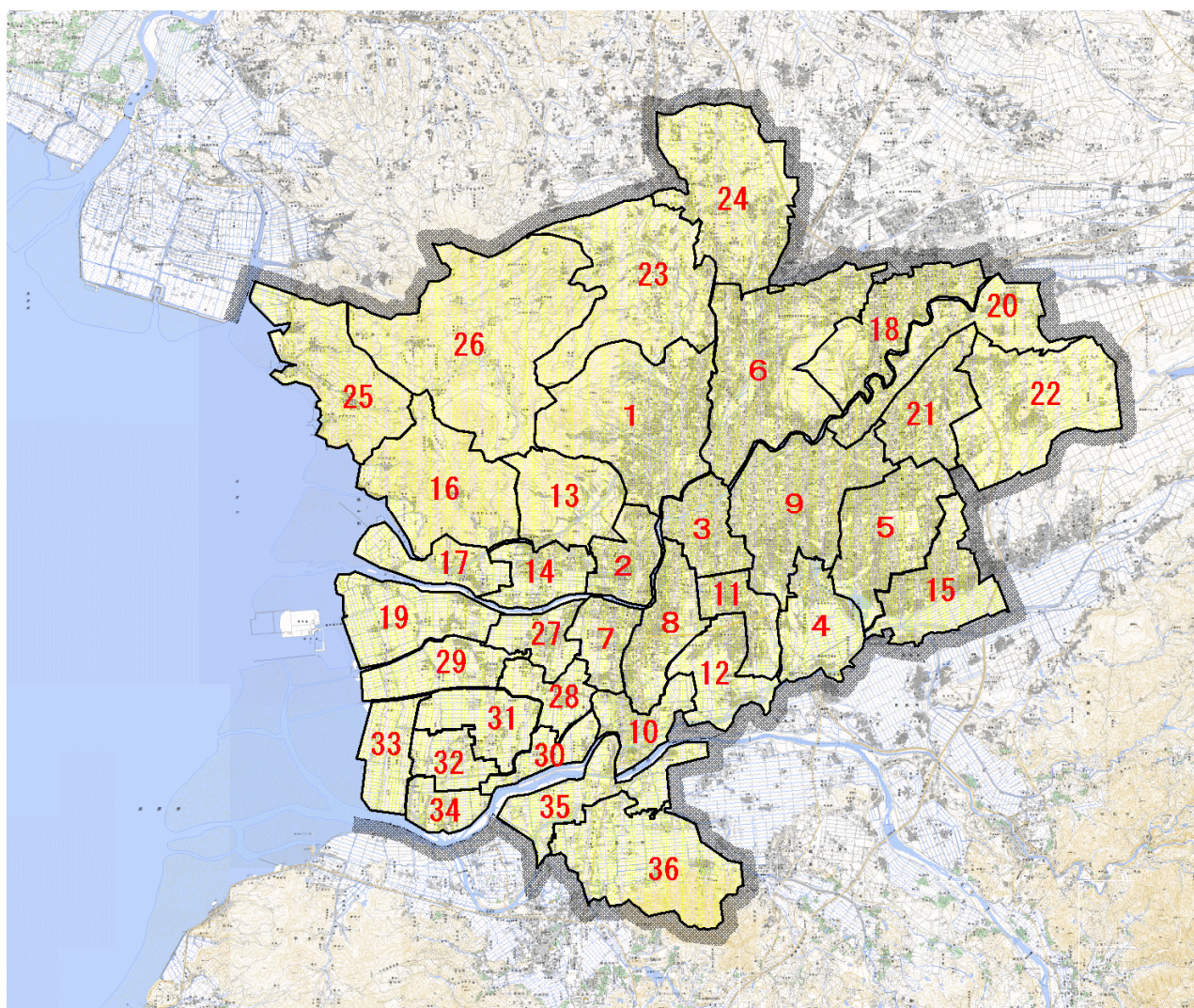
協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	02 農区長制度
------	------------	------	----------

協議内容	合併後は、城南町域を含む全市域を対象として事業を実施する。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。

## 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.農区、農区長 本市内の農耕地域を 36 農区に分け、各農区に農区長を置いている。</p> <p>2.農区長の職務 農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図る。</p> <p>3.農区長の委嘱 農区長は、本市の農業協同組合の理事で各農区内に居住する者の中から市長が委嘱。 農業協同組合長が、その農区に属する集落農区長と協議して推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱することができる。ただし、農業協同組合のない農区にあつては、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱することができる。</p> <p>4.農区長の任期 3 年</p> <p>5.根拠 熊本市農区長設置規則</p> <p>平成 17 年度決算額 510 千円 平成 18 年度決算額 510 千円 平成 19 年度決算額 510 千円</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題	熊本市のみで実施している事業である。今後、農区長の人数等協議する。	

# 熊本市農区図



番号	農区名	番号	農区名	番号	農区名
1	上熊本	13	池上	25	河内
2	白坪	14	城山	26	芳野
3	本山	15	秋津	27	八分字
4	画図	16	松尾	28	藤富
5	健軍	17	小島	29	並建
6	清水	18	竜田	30	中緑
7	力合	19	中島	31	銭塘
8	日吉	20	供合	32	奥古閑
9	出水	21	広畑	33	海路口
10	川尻	22	小山戸島	34	川口
11	田迎	23	西里	35	杉合
12	御幸	24	川上	36	守富

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	03 水田農業推進協議会負担金
協議内容	城南町・富合町に存在する負担金であり、富合町、JAとの関係もありどのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。 現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市町別内容	<p>熊本地域水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本市農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本市 代表理事組合長 横田 健</p> <p>3. 人員 委員 43人 監事 2人</p> <p>4. 構成 各大農区長(34農区)、農業委員代表、農業共済代表、土地改良区代表、担い手代表、消費者代表、全集系代表</p> <p>5. 負担金額 該当なし</p>	<p>城南・富合地域水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本町農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本うき 筆頭理事 安永 信哉</p> <p>3. 人員 20名 内議会 2名</p> <p>4. 構成 各町長・各町議会経済建設常任委員長、各町農業委員代表、JA各支所転作推進員代表、各町嘱託員代表、ライスセンター運営協議会代表、下北各部会代表、食糧事務所地域課長</p> <p>5. 負担金額(町単独予算) 平成17年度決算額 100.8万円 (城南町100.8万円 富合町79.2万円 JA180.0万円) 平成18年度予算額 95.2万円 (城南町95.2万円 富合町74.8万円 JA170.0万円) 平成19年度決算額 55万円 (城南町55万円 富合町45万円 JA170.0万円)</p> <p>6. 内訳(平成19年度分) 報酬13万円 賃金(臨時2名)240万円 会議費80万円 研修費5万円 需要費2万円</p> <p>7. 雇用体系 JA下北営農センター常駐</p>
相違点と課題	城南町単独の負担金である。	



# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	04 認定農業者協議会負担金
協議内容	両市町同等の制度であるが、今後の取り扱いについて。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>認定農業者協議会負担金</p> <p>1 目的 認定農業者間の相互研鑽を深めるとともに、関係機関が連携強化を図り、情報提供・収集の迅速化を行うとともに、経営改善計画の履行のためのフォローアップを行う。</p> <p>2 対象 熊本市認定農業者協議会</p> <p>3 交付額 平成 17 年度決算 700千円 平成 18 年度決算 700千円 平成 19 年度決算 700千円</p>	<p>城南町認定農業者同友会</p> <p>1 目的 魅力ある農業及び効率的かつ安定した農業経営を目指し、会員相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力のある町づくりに寄与することに対して補助金を交付する。</p> <p>2 対象 城南町認定農業者同友会</p> <p>3 交付額 平成 17 年度決算 1130千円(研修費770千円含む) 平成 18 年度決算 500千円(研修費なし) 平成 19 年度決算 500千円(研修費なし)</p>
相 違 点 と 課 題	<p>両市町同等の制度である。目的は一緒であるが、補助金・負担金の相違 (参考)熊本市における負担金以外の認定農業者への支援・・・平成 19 年度予算 1,263 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業簿記・パソコン講座の開催</li> <li>・ 家族経営協定締結推進啓発(先進地視察)</li> <li>・ 男女共同参画に向けたセミナー等の開催</li> <li>・ 全国検討会派遣研修</li> <li>・ 認定農業者組織強化及び研修会</li> <li>・ 認定農業者制度普及・啓発・経営改善資料の印刷・購入費</li> </ul>	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	05 農地・水・環境保全向上対策事業
協議内容	地域連絡協議会の今後の運営について		
合併協議会協議結果(調整方針)	現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの営農活動等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域連絡協議会が設立され、本事業に関する指導及び事務手続き等を主体的に行う</li> <li>・ 関係市町村については、事業の最終的確認を行う</li> </ul> <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 市 25%</p> <p>(対象地区) 平成 19 年度 15 地区 平成 20 年度 16 地区、富合町 1 地区 計 17 地区</p> <p>平成 19 年度決算 33,561 千円</p>	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの営農活動等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域連絡協議会が設立され、本事業に関する指導及び事務手続き等を主体的に行う</li> <li>・ 関係市町村については、事業の最終的確認を行う</li> </ul> <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>(対象地区) 城南町全域を 1 地区として、活動に取り組んでいる。</p> <p>平成 19 年度決算 13,666 千円</p>
相 違 点 と 課 題	事業内容及び費用負担等も同じである。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	01 工業活性化支援事業
協議内容	両市町の事業内容が異なるため、合併後どのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<b>技術力向上支援事業</b> <b>【内容】</b> 産学行政の連携により、研究成果の産業界への技術移転と交流を促進し、先端産業の育成と産業の高度化・集積化を図るため、技術研究機関の取り組みを支援する <b>【支援機関】</b> 「熊本 TLO」「熊本知能システム技術研究会(RIST)」「バイオテクノロジー研究推進会」「熊本県工業連合会」  H17 年度決算 4,500 千円 H18 年度決算 4,450 千円 H19 年度決算 4,450 千円	<b>城南町工業振興連絡協議会助成</b> <b>【内容】</b> 城南町に生産工場を有する相当規模の製造業者で、協議会の趣旨に賛同した意欲的に参加する企業を対象とした協議会で、会員企業の交流・情報交換を通じて城南町及び周辺地域との連携を強化することで、効果的な企業の事業活動を支援し、会員企業と城南町の活性化を図ることを目的としている。 ※事務局：城南町商工会 ※町は町長が顧問として参加するほか助成金を交付。  平成 17 年度決算 45 千円 平成 18 年度決算 45 千円 平成 19 年度決算 45 千円
	<b>製造業見本市出展支援事業</b> <b>【内容】</b> 製造業を主体とした中小企業者及びその団体等が実施する販路開拓への取り組みに対して、必要な経費の一部を助成する <b>①助成額</b> ・九州内への出展事業 企業 30 万円 団体等 50 万円 ・九州外への出展事業 企業 50 万円 団体等 80 万円 <b>②助成率 50%以内</b> H17 年度決算 2,845 千円 H18 年度決算 2,794 千円 H19 年度決算 1,381 千円	
相違点と課題	事業内容が異なるため協議が必要	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	02 企業立地促進事業
------	-------------	------	-------------

協議内容	現在県と協議を行いながら城南工業団地分譲価格見直しが実施され、城南町ではこれに伴う企業立地に対する補助金制度を設ける（条例等）予定。新市になった場合の補助金制度について協議
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

## 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p><b>企業立地促進事業</b></p> <p>【事業目的】 環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果大きい製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。</p> <p>【事業内容】 ○企業立地促進条例等に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は補助金で対応</p> <p>(1) 交付対象者 市内に事業所を新設・増設・移設する企業</p> <p>(2) 交付内容</p> <p>①固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税相当額(3ヵ年度分)</p> <p>②土地取得費の一部又は賃料に要した3年間分の経費の1/2</p> <p>③新規常用従業員数1人につき 正社員50万円、正社員以外15万円</p> <p>④設備投資補助金 投下固定資産額の10%を補助 ※移設は③のみ</p> <p>(3) 限度額 20億円(①～④の合計額)</p> <p>◇決算額(補助金のみ、事務経費を除く)</p> <p>平成17年度決算 131,966千円 平成18年度決算 70,762千円 平成19年度決算 16,815千円</p>	<p><b>企業立地促進事業</b></p> <p>【事業目的】 城南町における工業の開発、誘致を促進するため、町内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、固定資産税の課税免除若しくは便宜の供与を行い、もって本町産業の振興と雇用の拡大を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ○城南町工場等設置奨励条例に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は固定資産税の課税免除で対応</p> <p>平成20年度 工場等設置奨励補助金を新設</p> <p>(内容)</p> <p>①用地取得補助 取得額の100分の10以内 (限度額:5千万円)</p> <p>②施設整備補助 投下固定資産総額の100分の5以内(限度額:1千万円)</p> <p>③雇用促進補助 新規雇用者(城南町住民に限る)の数に10万円を乗じて得た額 (限度額:300万円)</p> <p>平成17年度決算 657千円 平成18年度決算 180,520千円 平成19年度決算 744千円</p>

相 違 点 と 課 題	企業立地に対する補助金制度について、交付内容・交付額等に相違がある。
----------------------------	------------------------------------

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	03 中心市街地活性化対策事業
------	-------------	------	-----------------

協議内容	・城南町の商工振興活性化補助金について、合併後どのようにするか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	商工振興活性化補助金は、当分の間現行のとおりに継続する。

## 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.まちなか賑わい創出事業 音楽・大道芸等によるストリートパフォーマンス活動を年間を通じて支援し、まちなかの賑わい創出を図る。</p> <p>2.城下町大にぎわい市 10月第2土曜・日曜、シンボルロード周辺の公共スペースと道路を一部歩行者天国に活用し、熊本の全国に誇れる味と技をアピールする物産展等を開催する。</p> <p>3.中心市街地活性化協議会運営支援事業 中心市街地活性化協議会の円滑な運営を支援する。</p> <p style="text-align: right;">平成17年度決算 9,500千円 平成18年度決算 11,500千円 平成19年度決算 40,000千円</p>	<p>1.商工振興活性化補助金 中心市街地の活性化を目的とする民間の組織「城南まちづくり倶楽部」に対する補助金。地域づくり団体として火の国未来づくりネットワークにも加盟している(事務局:城南町商工会)。平成15年5月発足</p> <p>基本計画作成時の「中心市街地活性化基本計画作業部会」員を中心とした、活性化のためのソフト事業を実施する組織として行政主導で組織された団体で、商工会、婦人会など町内の各種団体のメンバーが構成員となり、それぞれの所属組織とのパイプ役も担っている。</p> <p>町職員(主に産業振興課・都市建設課)も会員としてボランティアで会議、イベント等に参加している。</p> <p>※城南町中心市街地活性化基本計画は平成15年3月に作成</p> <p style="text-align: right;">平成17年度決算 400千円 平成18年度決算 400千円 平成19年度決算 400千円</p>

相 違 点 と 課 題	
----------------------------	--



協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 2-1）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 24 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 ~~城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成 23 年度まで、事業資金貸付に関しては平成 24 年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。~~

城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成 23 年度まで、事業資金貸付に関しては平成 24 年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の早期完了と組合の早期解散を目指し必要な支援について組合と協議する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (23 都市建設関係事業)

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 交通関係事業の取扱い					
01	地方バス	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
2 建設関係事業の取扱い					
01	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
02	市道の整備(幹線及び集落間道路)	都市建設部会	第4回	第5回 ○承認	
03	市道の整備(集落内道路の新設・改良)	都市建設部会	第5回		
04	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	第5回		
3 都市計画の取扱い					
01	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
02	土地区画整理事業	都市建設部会	第4回	継 続	
4 下水道事業の取扱い					
01	下水道計画	都市建設部会	第4回	第5回 ○承認	
02	下水道使用料	都市建設部会	第4回	第5回 ○承認	
03	受益者負担金	都市建設部会	第5回		
交通関係事業の取扱い					
	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会			
建設関係事業の取扱い					
	道路占用料	都市建設部会			
	道路台帳	都市建設部会			
	道路の維持管理	都市建設部会			
	用途廃止・払い下げ	都市建設部会			
	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会			
	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会			
	官民境界	都市建設部会			
	私道の整備	都市建設部会			
	道路位置指定	都市建設部会			
	建築確認事務	都市建設部会			
	建築指導行政	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会			
	市(町)営住宅駐車場整備・管理	都市建設部会			
	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会			
	市(町)営住宅例規	都市建設部会			
	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会			
	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会			
	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会			
	市(町)営住宅図面	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会			
	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会			
	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会			
	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会			
	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会			
	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会			
	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会			



河川の維持管理	都市建設部会			
砂防対策	都市建設部会			
河川占用料	都市建設部会			
河川整備計画	都市建設部会			
河川災害関連	都市建設部会			
法定外公共物(水路)の維持管理	都市建設部会			
用地取得基準	都市建設部会			
(建築)やさしいまちづくり事業	都市建設部会			
市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会			
市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会			
市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会			
新規道路の認定	都市建設部会			
主要地方道小川嘉島道路整備促進期成会	都市建設部会			
小川御船間道路整備促進期成会	都市建設部会			
浜戸川改修促進期成会	都市建設部会			
緑川改修促進期成会	都市建設部会			
熊本県治水砂防協会	都市建設部会			
一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会	都市建設部会			
九州地区用地対策連絡会	都市建設部会			
熊本県河川海岸防災協会	都市建設部会			
熊本県道路改良事業負担金	都市建設部会			
熊本県道路利用者協会	都市建設部会			
日本道路協会	都市建設部会			
木原花園浦川内(雁回山)線整備期成会	都市建設部会			
熊本県公共建築行政連絡協議会	都市建設部会			
都市計画の取扱い				
都市計画審議会委員	都市建設部会			
中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会			
公園管理	都市建設部会			
公園維持管理事業	都市建設部会			
公園使用料	都市建設部会			
児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会			
公園愛護会支援事業	都市建設部会			
公園整備事業	都市建設部会			
公園県事業負担金	都市建設部会			
土地利用対策事業	都市建設部会			
八代宇城地方拠点都市建設推進協議会	都市建設部会			
下水道事業の取扱い				
水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会			
施設の保守、運転管理	都市建設部会			
排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会			
下水道台帳	都市建設部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	3 都市計画	小項目名	02 土地区画整理事業
------	--------	------	-------------

協議内容	熊本市の「土地区画整理事業補助金交付要綱」に基づく補助と、城南町の「補助金交付要綱」に基づく補助実績と予定、また、城南町の「城南町土地区画整理事業資金貸付要綱」に基づく貸付金の返還について検討した。
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>補助金に関しては平成23年度まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度(要綱)を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。</p> <p>補助金に関しては平成23年度まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度(要綱)を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の早期完了と組合の早期解散を目指し必要な支援について組合と協議する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市町別内容	<p>1. 組合が行なう事業に対して下記要綱にしたがい補助金を交付する。(熊本市土地区画整理事業補助金交付要綱)</p> <p>第3条第1項</p> <p>①都市計画道路の用地取得 当該道路の幅員から8mを差し引いた部分の組合設立認可のあったときにおける事業計画書の整理前の土地評価額により算定される用地費用相当額の10分の10</p> <p>②都市計画道路築造に伴う移転補償 当該補償費額の10分の10</p> <p>③都市計画道路の側溝築造 当該築造に要する費用相当額の10分の2.5</p> <p>④区画道路の側溝築造 当該築造に要する費用相当額の10分の2.5</p> <p>⑤水路の築造 当該築造に要する費用相当額の10分の6</p> <p>⑥橋梁の築造 当該築造に要する費用相当額の10分の6</p> <p>2. 熊本市が補助金を交付した土地区画整理事業(組合施行)の事例</p> <p>(1)</p> <p>①事業の名称 熊本都市計画事業画図土地区画整理事業</p> <p>②整備面積 29.1ha</p> <p>③都市計画の位置付け H6.8.24 熊本都市計画土地区画整理事業の決定</p> <p>④近年の補助金交付額 平成17年度決算 0千円</p>	<p>1. 城南町中央土地区画整理組合に対して、運営補助として交付している。(城南町補助金等交付要綱)</p> <p>2.</p> <p>【実績】 補助(直近3年間) H18~H20: 27,000千円 内訳 〔 組合運営補助: 27,000千円=9,000千円@3年 〕</p> <p>【予定】 補助 H21~H23: 115,000千円 内訳 〔 組合運営補助: 27,000千円=9,000千円@3年 事業補助: 88,000千円=30,000千円+28,000千円 H21, 22 H23 〕</p>

	<p>平成 18 年度決算            0 千円 平成 19 年度予算        4,800 千円</p> <p>(2)</p> <p>①事業の名称 熊本都市計画事業陳内土地区画整理事業</p> <p>②整備面積    29.8ha</p> <p>③都市計画の位置付け H8.2.16 熊本都市計画土地区画整理事業の決定</p> <p>④近年の補助金交付額</p> <p>平成 17 年度決算            25,390 千円 平成 18 年度決算            0 千円 平成 19 年度予算            0 千円</p>	<p>3. その他</p> <p>城南町土地区画整理事業資金貸付要綱に基づく貸付実績：765,000,000 円（平成 18 年度 300,000,000 円＋平成 19 年度 465,000,000）・・・年利 1.3% 償還期間は 7 年（平成 18～24 年度）、利率は年利 1.3%（平成 18 年度は年利 1.97%）の元金均等払い</p>
相違点と課題	<p>・城南町の土地区画整理事業の事業期間は平成 10 年度から平成 24 年度である。</p> <p>・城南町の土地区画整理事業は組合施行ではあるものの、町の振興計画の柱に位置付けられた事業であり、資金面並びに人的な支援を行なってきており、事業立ち上げの経緯ならびに支援実績などにおいて、熊本市の組合施行の土地区画整理事業とは大きな相違がある。</p>	



## 協議第 23 号

### 都市建設関係事業について（その 3）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 27 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 市道の整備（集落内道路の新設・改良）については、5 年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。
- 2 次の事業については、熊本市の例に統一する。
  - ・ 道路後退による後退部分の取扱い
  - ・ 公共下水道受益者負担金

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (23 都市建設関係事業)

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 交通関係事業の取扱い					
01	地方バス	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
2 建設関係事業の取扱い					
01	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
02	市道の整備(幹線及び集落間道路)	都市建設部会	第4回	第5回 ○承認	
03	市道の整備(集落内道路の新設・改良)	都市建設部会	第5回		
04	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	第5回		
3 都市計画の取扱い					
01	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
02	土地区画整理事業	都市建設部会	第4回	継 続	
4 下水道事業の取扱い					
01	下水道計画	都市建設部会	第4回	第5回 ○承認	
02	下水道使用料	都市建設部会	第4回	第5回 ○承認	
03	受益者負担金	都市建設部会	第5回		
交通関係事業の取扱い					
	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会			
建設関係事業の取扱い					
	道路占用料	都市建設部会			
	道路台帳	都市建設部会			
	道路の維持管理	都市建設部会			
	用途廃止・払い下げ	都市建設部会			
	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会			
	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会			
	官民境界	都市建設部会			
	私道の整備	都市建設部会			
	道路位置指定	都市建設部会			
	建築確認事務	都市建設部会			
	建築指導行政	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会			
	市(町)営住宅駐車場整備・管理	都市建設部会			
	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会			
	市(町)営住宅例規	都市建設部会			
	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会			
	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会			
	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会			
	市(町)営住宅図面	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会			
	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会			
	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会			
	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会			
	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会			
	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会			
	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会			

河川の維持管理	都市建設部会			
砂防対策	都市建設部会			
河川占用料	都市建設部会			
河川整備計画	都市建設部会			
河川災害関連	都市建設部会			
法定外公共物(水路)の維持管理	都市建設部会			
用地取得基準	都市建設部会			
(建築)やさしいまちづくり事業	都市建設部会			
市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会			
市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会			
市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会			
新規道路の認定	都市建設部会			
主要地方道小川嘉島道路整備促進期成会	都市建設部会			
小川御船間道路整備促進期成会	都市建設部会			
浜戸川改修促進期成会	都市建設部会			
緑川改修促進期成会	都市建設部会			
熊本県治水砂防協会	都市建設部会			
一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会	都市建設部会			
九州地区用地対策連絡会	都市建設部会			
熊本県河川海岸防災協会	都市建設部会			
熊本県道路改良事業負担金	都市建設部会			
熊本県道路利用者協会	都市建設部会			
日本道路協会	都市建設部会			
木原花園浦川内(雁回山)線整備期成会	都市建設部会			
熊本県公共建築行政連絡協議会	都市建設部会			
都市計画の取扱い				
都市計画審議会委員	都市建設部会			
中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会			
公園管理	都市建設部会			
公園維持管理事業	都市建設部会			
公園使用料	都市建設部会			
児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会			
公園愛護会支援事業	都市建設部会			
公園整備事業	都市建設部会			
公園県事業負担金	都市建設部会			
土地利用対策事業	都市建設部会			
八代宇城地方拠点都市建設推進協議会	都市建設部会			
下水道事業の取扱い				
水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会			
施設の保守、運転管理	都市建設部会			
排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会			
下水道台帳	都市建設部会			

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	03 市道の整備（集落内道路の新設・改良）
協議内容	集落内道路の新設・改良について		
合併協議会協議結果（調整方針）	5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、市が整備を行っている。</p> <p>熊本市では、道路拡幅に伴う用地の取得について、地権者からの寄付（国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く）により行っている。</p> <p>ただし、交差点改良及び視距改良工事については、用地買収を行うこともある。</p>	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、町が整備を行っている。</p> <p>道路拡幅に伴う用地の取得については、工事要望時に地権者の「用地買収承諾書」を添付し、町独自の用地価格を算定し購入する。</p>		
	<p>・ 単独道路新設改良経費</p>		<p>・ 単独道路新設改良費</p>	
	<p>平成 17 年度決算 1,015,152 千円</p>		<p>平成 17 年度決算 135,047 千円</p>	
	<p>平成 18 年度決算 1,030,907 千円</p>		<p>平成 18 年度決算 85,176 千円</p>	
	<p>平成 19 年度決算 1,046,559 千円</p>		<p>平成 19 年度決算 44,136 千円</p>	
	<p>・ 単独橋梁整備経費</p>			
	<p>平成 17 年度決算 4,599 千円</p>			
	<p>平成 18 年度決算 18,232 千円</p>			
	<p>平成 19 年度決算 3,728 千円</p>			
	相違点と課題	道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（城南町）とで相違している。		



## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	04 (道路) 道路後退による後退部分の取扱い
協議内容	道路後退の土地の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 建築基準法 42 条 2 項道路の道路後退部分の取扱いについては、寄付採納の申し出があれば受納している。</p> <p>なお、分筆・所有権移転登記費用等は全て熊本市で行っている。</p> <p>(登記件数)</p> <p>平成 16 年度： 151 件 平成 17 年度： 98 件 平成 18 年度： 286 件 平成 19 年度： 165 件</p> <p>平成 17 年度決算 10,273 千円 平成 18 年度決算 22,877 千円 平成 19 年度決算 35,801 千円</p> <p>※道路管理経費(経常) 公共嘱託登記委託料+里道事務経費の公共嘱託登記委託料</p>	<p>1. 建築基準法 42 条 2 項道路の道路後退部分の取扱いについては、寄付及び買収も申し出があれば受納している。</p> <p>なお、分筆・所有権移転登記費用等は全て城南町で行っている。</p> <p>買収する価格は、固定資産評価額で決定している。</p> <p>(登記件数)</p> <p>平成 16 年度 6 件 平成 17 年度 16 件 平成 18 年度 1 件 平成 19 年度 12 件</p> <p>平成 17 年度決算 2,277 千円 (用地費) 2,186 千円 (登記料) 平成 18 年度決算 415 千円 (用地費) 204 千円 (登記料) 平成 19 年度決算 1,111 千円 (用地費) 1,063 千円 (登記料)</p>	
	相違点と課題	道路用地の取得方法が寄付(熊本市)と買収(城南町)とで相違している。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	4 下水道事業	小項目名	03 受益者負担金
------	---------	------	-----------

協議内容	受益者負担金について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 受益者負担金額 200 円/m<sup>2</sup></p> <p>2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 3 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し</p> <p>6. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成 17 年度決算 197,357 千円 平成 18 年度決算 303,160 千円(一括調定のため) 平成 19 年度決算 173,962 千円</p>	<p>1. 受益者負担金額 基本額 110,000 円 + 地積額 100 円/m<sup>2</sup></p> <p>2. 施行年月日 H10 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 5 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度有り</p> <p>6. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>負担金 平成 17 年度決算 22,921 千円 平成 18 年度決算 28,944 千円 平成 19 年度決算 25,918 千円</p> <p>地区外流入分担金 平成 19 年度決算 3,846 千円</p>
相違点と課題	<p>城南町においては基本額+地籍額(ただし個人の有する土地について 500 m<sup>2</sup>を超える部分について徴収猶予)負担金額の相違により、800 m<sup>2</sup>(個人住宅に限る)以下の土地面積については、熊本市が低額となり、800 m<sup>2</sup>(個人住宅に限る)以上の土地面積については、熊本市が高額となる。また、一括納付の報奨金制度は城南町のみ有している。</p>	

## 協議第 24 号

### 教育関係事業について（その 2）

教育関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 27 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業について

- ~~1 体育指導委員については、5年間現行のとおり継続する。ただし、報酬については熊本市の例に統一する。~~  
体育指導委員の定数及び報酬については、5年間現行のとおり継続し、費用弁償は廃止する。
- 2 各種体育施設の管理方法は熊本市の例に統一する。料金（町外料金は廃止）は現行のとおり継続する。
- 3 運動施設予約・案内システムについては、熊本市の例に統一する。ただし、5年間は城南地域内（学校体育施設を除く含む）の運動施設については、旧城南町住民の先行予約を認める。
- 4 図書館行事のうち、ブックスタート事業については、5年間現行のとおり継続する。また、童話発表会は、熊本市立図書館行事に統合し、その他の行事は継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

(24 教育関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
教育関係事業の取扱い						
	1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	2	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	3	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	4	体育協会	教育部会	第4回		
	5	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	6	社会教育関係団体への補助金(文化協会)	教育部会	第4回		
	7	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	8	各種大会(出場)補助金	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	9	文化財の保護・管理・活用	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	10	学校給食調理場	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	中学校校名	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	13	通学区域(小・中学校)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	少人数学級	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	体育指導委員	教育部会	第5回		
	16	各種体育施設	教育部会	第5回		
	17	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回		
	18	図書館行事	教育部会	第5回		
		成人式	教育部会	次回以降提案		
		各種大会等	教育部会	次回以降提案		
		小中学校の指導・助言	教育部会	次回以降提案		
		教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会	次回以降提案		
		集会所指導事業	教育部会	次回以降提案		
		学校施設一般開放管理業務	教育部会	次回以降提案		
		公民館学級	教育部会			
		公民館使用料	教育部会			
		歴史民俗資料館	教育部会			
		学校給食室燃料購入費	教育部会			
		図書館の施設管理運営	教育部会			
		学校給食物資共同購入	教育部会			
		教育相談事業	教育部会			
		人権教育関係負担金・補助金	教育部会			
		中学校エアコン	教育部会			
		人材育成活動補助金	教育部会			
		教育関係助成金・負担金	教育部会			
		学校・地域連携推進事業	教育部会			
		就学指導委員会	教育部会			
		就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会			
		学校図書館充実事業	教育部会			
		学校用備品整備事業	教育部会			
		機械警備関係	教育部会			
		教育委員	教育部会			
		緊急警報システム	教育部会			
		私立学校振興事業	教育部会			
		事務補助員	教育部会			

小中学校管理運営事業	教育部会			
障がい児教育事業	教育部会			
職員研修事業	教育部会			
情報環境の整備	教育部会			
英語指導助手事業	教育部会			
中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会			
図書管理等	教育部会			
図書館のサービス	教育部会			
博物館管理運営	教育部会			
エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会			
プール管理等経費	教育部会			
屋外運動施設関連経費	教育部会			
各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会			
学校安全経費	教育部会			
学校医・歯科医・薬剤師	教育部会			
学校環境衛生経費	教育部会			
学校給食行政経費	教育部会			
学校保健関係賠償保険料等	教育部会			
学校保健関連事業	教育部会			
小・給食室施設整備経費	教育部会			
共同調理場調理等業務委託経費	教育部会			
計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会			
結核対策委員会	教育部会			
健康診断関連	教育部会			
交通教室他	教育部会			
就学时健康診断	教育部会			
給食室施設整備(維持)経費	教育部会			
小・共同調理場施設整備経費	教育部会			
小・中学校給水関連	教育部会			
小・中学校浄化槽関連	教育部会			
食事環境整備経費	教育部会			
生活改善推進経費	教育部会			
体力向上関連研修会等	教育部会			
体力向上等消耗品・備品購入	教育部会			
中・給食衛生改善対策経費	教育部会			
保健用消耗品等	教育部会			
教科書採択	教育部会			
こどもエコセミナー経費	教育部会			
集団宿泊	教育部会			
ナイストライ事業経費	教育部会			
学びノート教室開催経費	教育部会			
感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会			
感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会			
教育指導行政経費	教育部会			
教育内容充実経費・学びノート教室開催経費	教育部会			
教職員の指導力向上経費	教育部会			
勤労体験学習事業経費	教育部会			
国際教育関係経費	教育部会			
子ども議会関係経費	教育部会			
総合的な学習の時間推進経費	教育部会			
幼児教育経費	教育部会			

障害別特別支援学級	教育部会			
教職員研修	教育部会			
各種大会(開催)補助金	教育部会			
スポーツ振興基金等	教育部会			
スポーツ振興審議会	教育部会			
総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会			
体育傷害見舞金	教育部会			
あそ教育キャンプ場運営	教育部会			
家庭教育推進事業	教育部会			
青少年活動支援事業	教育部会			
その他社会教育関係委員	教育部会			
金峰山少年自然の家運営管理	教育部会			
社会教育委員	教育部会			
生涯学習広報事業	教育部会			
公民館の運営状況	教育部会			
公民館運営審議会	教育部会			
公民館総合補償制度	教育部会			
生涯学習支援事業	教育部会			
記念館管理(運営経費)	教育部会			
史跡等購入経費	教育部会			
文化財広報活用経費	教育部会			
文化財保全・調査経費	教育部会			
文化財保存修復基金積立金	教育部会			
文化財保存修復経費	教育部会			
文化財保護委員会	教育部会			
文化団体への補助金	教育部会			
埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会			
文化施設整備経費	教育部会			
青少年国際・国内交流事業	教育部会			
学校支援地域本部事業	教育部会			
放課後子ども教室推進事業	教育部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	15 体育指導委員
協議内容	定数及び報酬の取り扱いについて、どうするのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	<del>5年間現行のとおり継続する。ただし、報酬については熊本市の例に統一する。</del> 定数及び報酬については5年間現行のとおり継続し、費用弁償は廃止する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 熊本市体育指導委員</li> <li>・組織 259名(定員260名以内)</li> <li>・任期 2年(再任は妨げない)</li> <li>・任命 教育委員会</li> <li>・任務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うこと。</li> <li>②市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。</li> <li>③学校、公民館の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事に関し、求めに応じ協力すること。</li> <li>④スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。</li> <li>⑤市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。</li> <li>⑥全各号に掲げるもののほか、市民のスポーツ振興の指導助言を行うこと。</li> </ul> </li> <li>・会議等 年数回(体育指導委員協議会会長が招集する。)</li> <li>・報酬 年1人 22,000円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度決算 5,557千円</li> <li>平成18年度決算 5,555千円</li> <li>平成19年度決算 5,500千円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 城南町体育指導委員</li> <li>・組織 15名</li> <li>・任期 2年(再任は妨げない)</li> <li>・任命 教育委員会</li> <li>・任務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民の求めに応じ、スポーツの実技指導を行う。</li> <li>②住民のスポーツ振興及び活動促進のため組織の育成を図ること。</li> <li>③学校・公民館等の教育機関及びその他行政機関の行うスポーツ行事に関し、求めに応じ協力すること。</li> <li>④スポーツ団体又は各種団体の行うスポーツ行事並びに事業に関し、求めに応じて指導・協力を行うこと。</li> <li>⑤住民に対し、スポーツに関する啓発をはかること。</li> <li>⑥前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ進行に関し指導・助言を行うこと。</li> </ul> </li> <li>・会議等 毎月1回(教育委員会が召集する)</li> <li>・報酬 年1人 59,000円 年額 885千円</li> <li>・費用弁償 各大会時等 1人 2,300円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度決算 1,723千円</li> <li>平成18年度決算 1,637千円</li> <li>平成19年度決算 1,577千円</li> </ul>
相違点と課題	城南町の体育指導委員は年間25回程度の行事に参加している。 報酬額の差がある。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	16 各種体育施設
協議内容	管理運営方法、使用料金、減免の取り扱いについて、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	管理方法は熊本市の例に統一する。料金(町外料金は廃止)は現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>○教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を所管している。</p> <p>熊本市体育施設条例 熊本市総合体育館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例</p> <p>* 施設の種類 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、武道場、弓道場、テニスコートなど</p> <p>使用料については別紙</p> <p>○ゲートボール場 ・南部総合スポーツセンター他5施設で21面</p> <p>* 使用料は無料</p> <p>平成17年度決算 1,232,378千円 平成18年度決算 1,212,665千円 平成19年度決算 1,212,488千円</p>	<p>城南町教育委員会の所管する体育施設</p> <p>○城南町B&amp;G海洋センター 体育館、トレーニングルーム、会議室、屋外プール(利用期間5月～9月) 緑川艇庫については、H20廃止する予定</p> <p>○屋外運動場(4箇所) 舞原(軟式1面ソフト2面) 塚原(軟式1面ソフト1面) 高(ソフト1面) 坂野グラウンド(多目的、サッカー利用可) テニスコート オムニ 3面 クレー 3面</p> <p>○相撲場 ○城南町弓道場 ・減免一部有</p> <p>○南九州ブロックB&amp;G地域海洋センター連絡協議会 ○熊本県B&amp;G地域海洋センター連絡協議会</p> <p>平成17年度決算 29,685千円 平成18年度決算 29,354千円 平成19年度予算 15,296千円</p> <p>(追加) ・B&amp;G海洋センターとB&amp;G財団 合併検討時、無償譲渡契約と名称の検討等 指導者の育成と配置基準</p>	
相違点と課題	<p>町内料金と町外料金がある。中学校部活や早朝のグラウンドゴルフなど料金を免除しているケースがある。</p> <p>城南町B&amp;G海洋センターの施設運営の条件として、南九州ブロックB&amp;G地域海洋センター連絡協議会と熊本県B&amp;G地域海洋センター連絡協議会の2つの組織への参加が義務付けてある。(負担金あり100千円)</p> <p>※ B&amp;Gの施設:当初建設費は全額B&amp;G負担その後無償譲渡を受けている。改修についても補助金あり。</p> <p>無償譲渡の基準に、センターにはB&amp;G育成士の配置が必要となっており、現在の体協の専従職員が育成士としての位置づけとなっている。また、財団が行う海洋大会等への参加協力等が記載してある。</p>		



## 体育施設使用料比較表

### 城南町体育施設使用料

### 熊本市における同等施設(設備)使用料

#### テニスコート

施設名	設備等	使用料	備考
城南町テニスコート	オムニコート(3面)	210円/時間 ※照明有:420円/時間	町外使用者は倍額
	クレーコート(3面)		

設備等	使用料	備考
砂入人工芝	一般:600円/時間 高校生以下:300円/時間	照明: 350円/時間
クレー	一般:350円 高校生以下:170円	

#### グラウンド

施設名	設備等	使用料	備考	
舞原グラウンド	多目的グラウンド	軟式野球、ソフトボール、全面 ※夜間使用可	ソフトボール 420円/時間 (照明有:840円/時間)	町外使用者は倍額
坂野グラウンド	多目的グラウンド	※グラウンドゴルフ、ゲートボールなど	軟式野球 530円/時間 (照明有:1,050円/時間)	全面使用、夜間使用(照明有)は舞原のみ
高グラウンド	多目的グラウンド	ソフトボール	全面使用 840円/時間	※坂野はソフトボールで料金を徴収
塚原グラウンド	多目的グラウンド	軟式野球、ソフトボール	(照明有:1,680円/時間)	

設備等	使用料	備考
グラウンド	半面:250円/時間 全面:500円/時間	

#### 体育館

施設名	設備等	使用料	備考	
B&G海洋センター	アリーナ	バレーボール(2面)	半面:210円/時間 全面:420円/時間	町外使用者は倍額
		バスケットボール(1面)		
		バドミントン(3面)		
		卓球台(8台)		
B&G海洋センター	トレーニングルーム(第2体育室)	剣道・柔道・空手等	半面:210円/時間 全面:420円/時間	町外使用者は倍額 中学生以下は無料
	ミーティングルーム	最大50名	半面:110円/時間 全面:210円/時間	町外使用者は倍額
	プール	大プール(25m×6コース)	中学生以下:50円 高校生以上:110円	※午前・午後・夜間
幼児用プール(13m×6m)				

設備等	使用料	備考
中体育室	バレーボール 一般:920円/時間 高校生以下:460円/時間	※専用使用は1,400円/時間 専用使用には別途照明料が必要 全灯:700円/時間 半灯:350円/時間
	バスケットボール 一般:1,260円/時間 高校生以下:630円/時間	
	バドミントン 一般:460円/時間 高校生以下230円/時間	
武道場	卓球 一般:220円/台・時間 高校生以下110円/台・時間	※専用使用は600円/時間 専用使用には別途照明料が必要 250円/時間
	一般:200円/回 高校生以下:100円/回	
会議室	午前9時～正午:2,600円 午後1時～午後5時:3,500円 午後6時～午後10時:4,200円	
プール	7月～9月 一般:260円/1人2時間 高校生以下:130円/1人2時間 10月～翌6月 一般:360円/1人2時間 高校生以下:180円/1人2時間	

#### 弓道場

施設名	設備等	使用料	備考	
城南町弓道場	弓道場	6人立ち	210円/時間 (照明有:420円/時間)	町外使用者は倍額

設備等	使用料	備考
	一般:200円/回 高校生以下:100円/回	※専用使用は1,000円/時間

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	17 運動施設予約・案内システム
協議内容	城南町の住民の優先確保について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、5年間は城南地域内の運動施設(学校体育施設を除く含む)について旧城南町住民の先行予約を認める。		

制 度 比 較																																						
	熊 本 市	城 南 町																																				
市 町 別 内 容	<p>体育施設の利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を図るため、平成12年度に熊本市体育施設案内・予約システムを導入し、平成16年度システム改良を行った。</p> <p>・対象施設</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公設運動施設</td> <td style="text-align: right;">19施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設</td> <td style="text-align: right;">7施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公園運動施設</td> <td style="text-align: right;">13施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">農林水産運動施設</td> <td style="text-align: right;">2施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校体育施設</td> <td style="text-align: right;">201施設</td> </tr> </table> <p>・利用方法</p> <p>事前に登録申請を行い、インターネット(携帯電話含む)・街頭端末(市民センター等21ヶ所)・電話・ファックスによる利用申込</p> <p>・システムの運用状況(H20・3現在)</p> <p>有効システム登録者 5,354件 システムを通じた利用割合 95.3%</p> <table style="width: 100%; border: none; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">69,913千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">69,913千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">73,410千円</td> </tr> </table>	公設運動施設	19施設	総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設	7施設	公園運動施設	13施設	農林水産運動施設	2施設	学校体育施設	201施設	平成17年度決算	69,913千円	平成18年度決算	69,913千円	平成19年度決算	73,410千円	<p>体育施設の利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を図るため、平成16年度に体育施設案内・予約システムを導入し、平成18年度システムの見直しを行った。</p> <p>※利用方法</p> <p>現状のシステムは、電話・窓口による利用申込(勤務時間内)を事務局で施設予約台帳に記入するとともにシステムにも入力する。町HPでの予約状況は、閲覧・確認のみであり、部外者のシステム利用入力は出来ない。</p> <p>毎月1回調整会議を開催</p> <p>・対象施設</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">B&amp;G海洋センター</td> <td style="text-align: right;">1施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">テニスコート</td> <td style="text-align: right;">6コート</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">町民グラウンド</td> <td style="text-align: right;">4施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校体育施設</td> <td style="text-align: right;">5施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弓道場</td> <td style="text-align: right;">1施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校夜間開放分</td> <td style="text-align: right;">4施設</td> </tr> </table> <p>・教育使用料(社会体育分)</p> <table style="width: 100%; border: none; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">5,105千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">4,838千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">4,412千円</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p>システム入力時に、減免項目が城南町にはある。</p>	B&G海洋センター	1施設	テニスコート	6コート	町民グラウンド	4施設	学校体育施設	5施設	弓道場	1施設	学校夜間開放分	4施設	平成17年度決算	5,105千円	平成18年度決算	4,838千円	平成19年度決算	4,412千円		
公設運動施設	19施設																																					
総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設	7施設																																					
公園運動施設	13施設																																					
農林水産運動施設	2施設																																					
学校体育施設	201施設																																					
平成17年度決算	69,913千円																																					
平成18年度決算	69,913千円																																					
平成19年度決算	73,410千円																																					
B&G海洋センター	1施設																																					
テニスコート	6コート																																					
町民グラウンド	4施設																																					
学校体育施設	5施設																																					
弓道場	1施設																																					
学校夜間開放分	4施設																																					
平成17年度決算	5,105千円																																					
平成18年度決算	4,838千円																																					
平成19年度決算	4,412千円																																					
相 違 点 と 課 題	システム登録施設の検討(有料施設と無料施設の検討)																																					

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	18 図書館行事
協議内容	図書館行事について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	ブックスタート事業については、5年間現行のとおりに継続する。また、城南町の童話発表会は、熊本市立図書館行事として統合し、その他の行事は継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○読書週間行事</li> <li>○子どもの読書週間行事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃんとお母さんのための絵本教室</li> <li>・図書展「おもしろかったよ この本」</li> <li>・影絵劇、赤ちゃんとお母さんための絵本教室</li> </ul> </li> <li>○童話コンクール、読書感想文コンクール</li> <li>○図書展(年4回)</li> <li>○映画会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜映画会(毎週 日曜日)</li> <li>・子ども映画会(第2、5土曜日)</li> <li>・子どもの読書週間特別上映会</li> <li>・読書週間特別上映会</li> <li>・バリアフリー映画会</li> </ul> </li> <li>○郷土史講座(毎月1～2回)</li> <li>○リサイクル図書の配布</li> <li>○おはなし会(0歳児～小学生)</li> <li>○紙芝居</li> <li>○おはなしボランティア養成講座                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・初心者コース</li> <li>・経験者コース</li> </ul> </li> <li>○追悼展</li> <li>○図書館だよりの発行(毎月1回)</li> <li>○図書館ホームページ(毎月更新)</li> <li>○職場体験学習生の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブックスタート                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回7カ月相談時に実施</li> </ul> </li> <li>○子ども教室                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お話にてでくる料理をつくろう」というテーマで おにぎりづくり(小学生)</li> </ul> </li> <li>○なかよし広場(年4回)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児健診の際、幼児と母親に絵本の話をする。</li> </ul> </li> <li>○手づくり絵本教室                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・巻物絵本づくり(年1回)</li> </ul> </li> <li>○夏のおはなし会・冬のおはなし会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターでボランティアと実施</li> </ul> </li> <li>○おはなし会(0歳児～小学生・毎月第2日曜)</li> <li>○童話発表大会開催、発表者指導</li> <li>○たのしい絵本展                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターロビーに展示</li> </ul> </li> </ul>
相 違 点 と 課 題		



## 水道関係事業について（1-1）

水道関係事業について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

## 水道関係事業について

1 城南町の地区営水道（簡易水道）については、町営化を目指し平成 22 年 3 月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。

2 町営簡易水道事業・・・第 3 回協議会承認済み

3 ~~未普及地域を含む上水道事業については、調査を実施し、その後 10 年程度の計画を策定し平成 21 年度までに事業認可を得る方向で努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。~~

~~なお、整備にあたっては水質悪化地域の整備を優先的に進めていくこととする。~~

~~未普及地域を含む上水道事業は、城南町で、平成 21 年度までにおおむね 10 年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助事業の認可取得に努め、合併後は新市がこれを引き継ぐ。~~

~~なお、水質悪化地域の整備については、優先的に取り組むこととする。~~

未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成 21 年度に 15 年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取り組むものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (25 水道関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
水道関係事業の取扱い						
	1	地区営水道(簡易水道)	水道部会	第2回	継続	
	2	町営簡易水道事業	水道部会	第2回	第3回 ○承認	
	3	上水道事業	水道部会	第2回	継続	
		専用水道事業	水道部会			
		城南工業団地工事用水供給事業	水道部会			
		他市水道事業給水区域	水道部会			
		給水装置工事事業者の指定及び登録	水道部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	1 地区営水道（簡易水道）
------	--------	------	---------------

協議内容	城南町には 18 の地区営(組合営)簡易水道があり、専用水道を含めた水道普及率は約 30%となっている。地区は、町内に点在しており、また県認可を受けているのは2地区のみであるため、県からは町営化か認可の取得を要求されている。上水道事業の中で順次簡易水道区域を取り入れ、整備していくかについて。
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町の地区営水道(簡易水道)については、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	上水道事業 (H19 年度)	地区営簡易水道
	給水人口 655,150 人	吉野 給水人口 113 人 東阿高団地 197 人
	一日平均給水量 221,625 m <sup>3</sup>	築地上村 113 " 赤見 438 "
	公称施設能力 290,500 m <sup>3</sup>	築地下村 48 " 東阿高フラワー 99 "
	【平成 18 年度決算】	才木 149 " 沈目 325 "
	・収益的収支	中尾 93 " 本鱒瀬 195 "
	(収入)132 億 2 千万円 (支出)109 億 5 千万円	旭ヶ丘 105 " 碓 592 "
	・資本的収支	湯ノ上山下 125 " 高 409 "
	(収入) 20 億 4 千万円 (支出) 69 億 4 千万円	東阿高第一南 99 " 舞原 250 "
	【平成 19 年度決算】	東阿高第二南 269 " 舞原ニュータウン 249 "
・収益的収支	合 計 3,868 人	
(収入)131 億 3 千万円 (支出)108 億 7 千万円	簡易水道組合への補助金	
・資本的収支	交付対象 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等	
(収入) 31 億 7 千万円 (支出) 133 億 3 千万円	※修理費は 50 万円以上	
※平成 19 年度の資本的収支が増加した理由は、企業債の繰上償還(約 43 億円)及び低金利への借換え(約 18 億円)によるもの。	補助金の額 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内	
※簡易水道組合への補助金及び飲用井戸水質検査委託料は行っていない。	飲用井戸水質検査委託料	
	支払対象 家庭用井戸水を使用している者(10 項目の検査料の内、1,000 円を水質検査機関へ)	
	委託料 1 件当たり 1,000 円	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城南町の水道は、上水道事業はなく、19 地区の簡易水道事業からなり、内訳は 1 地区が町営で、その他の 18 地区は地区営(組合営)である。</li> <li>・水道普及率も熊本市の 98.07%(H19)に比べ、城南町は、約 30%と低い。</li> <li>・県から町営として統合するか、または個別に認可申請するかを選択を迫られており、一方で、複数の簡易水道を統合する計画を策定のうえ、平成 21 年度までに、提出したものに限り、現行の国庫補助事業の対象となることから、町としての方向性を早急に決定し、取り組む必要がある。</li> <li>・簡易水道組合(地区営)の補助金に関しては健康福祉部会で検討。</li> </ul>	

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	3 上水道事業
協議内容	城南町中央地区簡易水道事業以外の未普及地域を上水道事業で整備することについて。		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>未普及地域を含む上水道事業については、調査を実施し、その後10年程度の計画を策定し平成21年度までに事業認可を得る方向で努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。</p> <p>なお、整備にあたっては水質悪化地域の整備を優先的に進めていくこととする。</p> <p>—(修正案)—</p> <p>未普及地域を含む上水道事業は、城南町で、平成21年度までにおおむね10年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助事業の認可取得に努め、合併後は新市がこれを引き継ぐ。</p> <p>なお、水質悪化地域の整備については、優先的に取り組むこととする。</p> <p>(修正案)</p> <p>未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成21年度に15年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。</p> <p>なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取り組むものとする。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	上水道事業(H19年度) 給水人口 655,150人 一日平均給水量 221,625 m <sup>3</sup> 公称施設能力 290,500 m <sup>3</sup> 【平成18年度決算】 ・収益的収支 (収入)132億2千万円 (支出)109億5千万円 ・資本的収支 (収入)20億4千万円 (支出)69億4千万円 【平成19年度決算】 ・収益的収支 (収入)131億3千万円 (支出)108億7千万円 ・資本的収支 (収入)31億7千万円 (支出)133億3千万円 ※ 平成19年度の資本的収支が増加した理由は、企業債の繰上償還(約43億円)及び低金利への借換え(約18億円)によるもの。	上水道事業(H19年度)  該当なし



相違点と課題

- ・城南町の水道は、上水道事業はなく、19 地区の簡易水道事業からなり、内訳は 1 地区が町営で、その他の 18 地区は地区営(組合営)である。
- ・水道普及率も熊本市の 98.07%(H19)に比べ、城南町は、約 30%と低い。
- ・今後、上水道整備をどのようにしていくのか。



(今回提案分)



## 協議第 2 号

### 合併の期日について（その 2）

合併の期日について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の期日について

合併の期日は、平成 22 年 3 月 23 日とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議



## 協議第5号

### 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

財産及び債務の取扱いについて

城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。  
ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議協議項目一覧 (5 財産及び債務の取扱い)

事業項目	扶養号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 財産及び債務の取扱い						
		01 財産及び債務	企画財政部会	第6回		



# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：         企画財政部会        

協議項目	1 財産及び債務の取扱い	小項目名	01 財産及び債務
------	--------------	------	-----------

協議内容	市（町）有財産、有価証券、出資による権利、債権、起債、債務負担行為、基金の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。 ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	別紙のとおり	別紙のとおり
相 違 点 と 課 題		

# 財産に関する調査

(平成19年度末現在)

## 1. 土地及び建物

(単位:㎡)

(単位:㎡)

区 分	土 地 (地積)			建 物 (延面積)			
	熊本市	城南町	両市町計	熊本市	城南町	両市町計	
本 庁 舎	128,024.97	14,864.16	142,889.13	86,479.89	4,002.50	90,482.39	
その他の 行政機関	消防施設	47,851.53	267.63	48,119.16	22,976.65	0.00	22,976.65
	その他の施設	779,318.14	0.00	779,318.14	113,184.81	0.00	113,184.81
公共用 財 産	学 校	2,466,009.73	106,409.68	2,572,419.41	772,945.79	21,868.69	794,814.48
	公営住宅	1,184,220.67	7,629.10	1,191,849.77	855,873.03	1,663.92	857,536.95
	公 園	2,479,341.35	98,835.09	2,578,176.44	17,174.20	204.22	17,378.42
	その他の施設	2,332,391.12	235,496.61	2,567,887.73	327,882.52	17,831.64	345,714.16
山 林	198,856.59	4,571.00	203,427.59	0.00	0.00	0.00	
普通財産	282,041.16	32,127.88	314,169.04	38,504.32	195.15	38,699.47	
合 計	9,898,055.26	500,201.15	10,398,256.41	2,235,021.21	45,766.12	2,280,787.33	

## 2. 有価証券

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
株 券	154,610	0	154,610

## 3. 出資による権利

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計	
出資金	件 数	15	6	21
	金 額	526,907	6,989	533,896
出捐金	件 数	26	9	35
	金 額	3,436,177	24,427	3,460,604

## 4. 債権

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
件 数	20	3	23
金 額	2,181,320	672,877	2,854,197

5. 起債の取扱い(普通会計)

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
地方債残高(平成19年度末)	278,125,386	7,311,023	285,436,409
公債費比率	19.3%	10.5%	
起債制限比率	14.4%	9.1%	
実質公債費比率	13.9%	13.6%	

6. 債務負担行為

(単位:千円)

区 分	熊本市	城南町	両市町計
債務負担行為限度額	33,815,028	258,156	34,073,184
平成20年度以降の支出予定額	16,954,351	108,962	17,063,313
上記のうち一般財源	13,153,732	108,962	13,262,694

7. 基金一覧表

(単位:千円)

熊 本 市		城 南 町		
一 般 会 計	① 財政調整基金	10,987,388	① 財政調整基金	1,263,540
	② 減債基金	886,531	② 減債基金	1,112
	③ エンゼル基金	337,689	③ 公共施設整備基金	391,335
	④ 交通遺児援助基金	64,849	④ 社会福祉振興基金	31,169
	⑤ ふるさとの森保全基金	579,361	⑤ 学校林基金	58
	⑥ 人づくり基金	582,747	⑥ 人材育成基金	106,071
	⑦ ふるさとの水と土保全対策基金	10,820	⑦ 地域福祉基金	235,103
	⑧ 熊本城復元整備基金	13,663	⑧ ふるさと・水と土保全対策基金	10,000
	⑨ スポーツ振興基金	130,891	⑨ 奨学基金	28,963
	⑩ 文化財保存修復基金	271,734	⑩ 土地開発基金	424,077
	⑪ 土地開発基金	2,598,187	⑪ 母子貸付基金	572
	⑫ 美術品等取得基金	409,636	小 計	2,492,000
	⑬ 部落有財産積立金	38,470	特別 会計	⑫ 国民健康保険基金
			⑬ 介護給付費準備基金	61,136
合計	16,911,966	合計	2,553,219	

※1~4・・・「熊本市」は旧熊本市と旧富合町を合算した数値

※5~7・・・「熊本市」は平成19年度地方財政状況調査報告値に基づく旧熊本市の数値



## 協議第6号

### 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

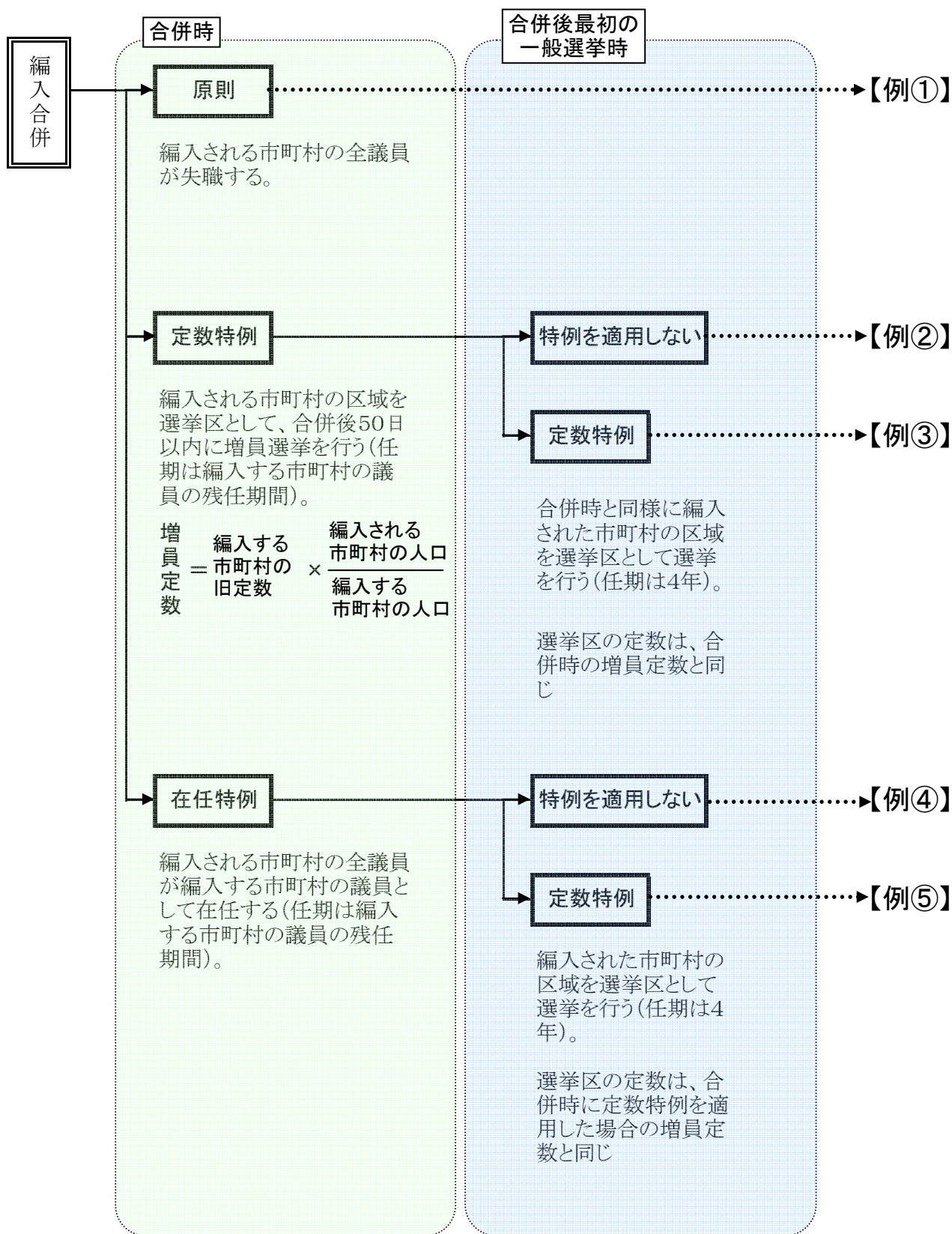
熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

#### 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 城南町議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次の5案を提案する。
  - ① 市町村の合併の特例等に関する法律（以下「法」という。）の規定は適用しない。
  - ② 法第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。
  - ③ 法第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定（定数特例）を適用する。
  - ④ 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する。
  - ⑤ 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定（定数特例）を適用する。
- 2 定数特例又は在任特例を適用した場合の、合併後の城南町議会の議員の報酬の取扱いについて、次の2案を提案する。
  - ① 熊本市議会議員の報酬の額とする。
  - ② 合併前の城南町議会議員の報酬の額とする。
- 3 費用弁償の取扱いについては、合併時に熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い



協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(前提要件)

熊本市議会の旧定数 (人)	49	〔内訳：条例定数 48人 富合選挙区 1人〕
城南町議会の定数 (人)	16	
熊本市の人口 (人)	677,565	(H17国勢調査)
城南町の人口 (人)	19,641	(H17国勢調査)
合併の期日(想定)	平成22年3月	
熊本市議会議員の任期	平成23年4月30日	

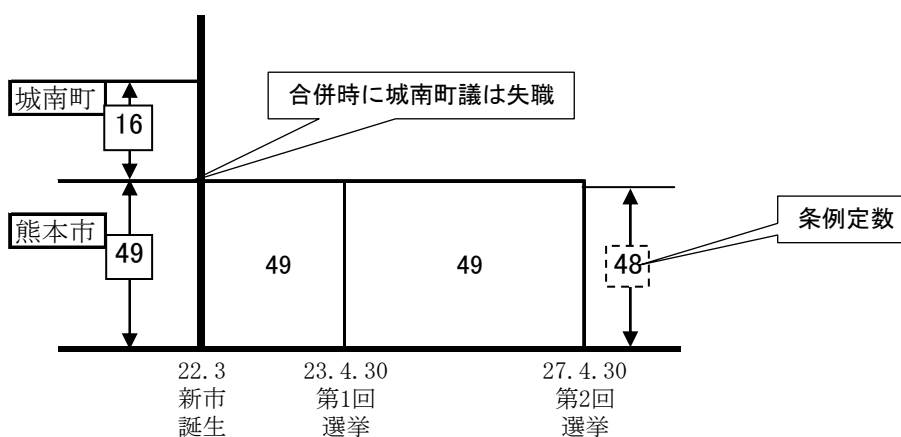
※ 定数特例の場合の増員定数 **1人**

○ 増員定数の算出方法

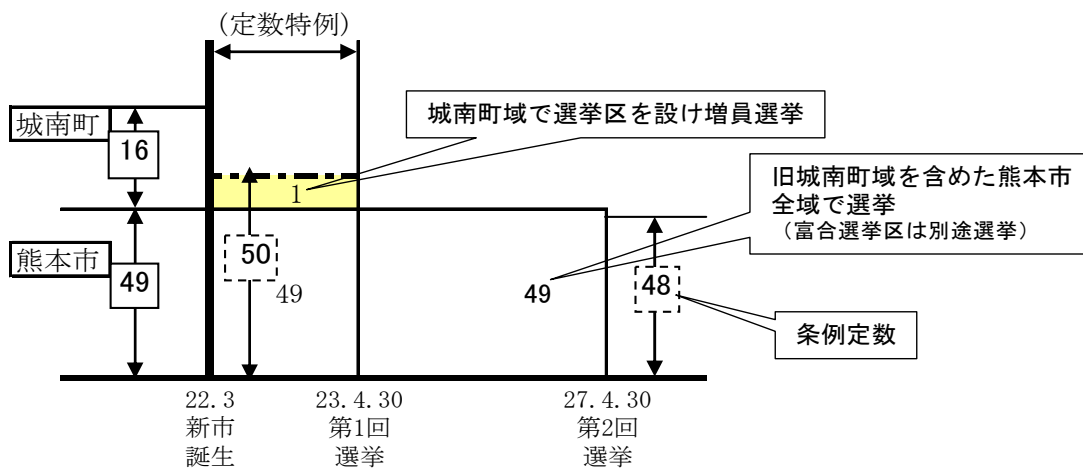
$$\begin{array}{r}
 \text{編入する市町村の旧定数} \\
 \boxed{49} \times \frac{\text{編入される市町村の人口}}{\text{編入する市町村の人口}} = \boxed{1.4}
 \end{array}$$

※端数は四捨五入、1未満は1とする。

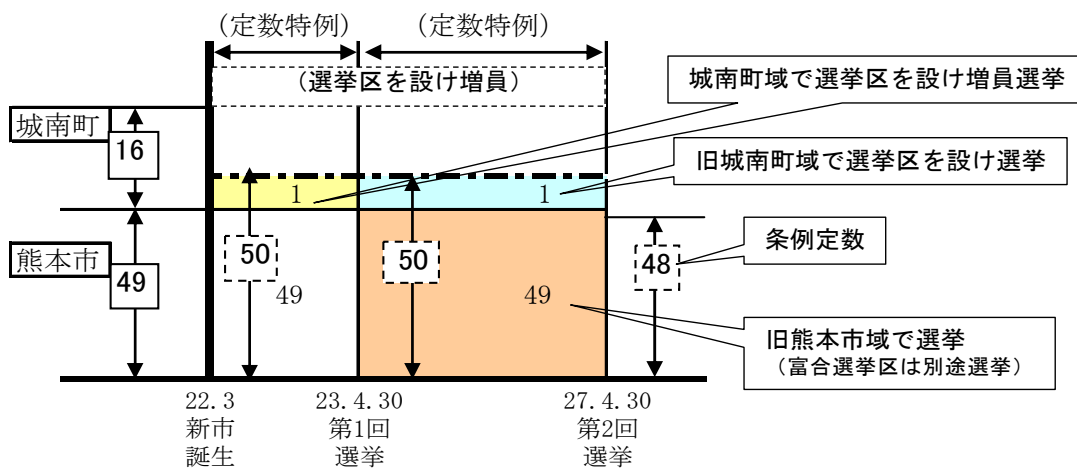
【例①】 市町村の合併の特例等に関する法律の規定は適用しない場合



【例②】 法第8条第2項の規定（定数特例）を適用する場合

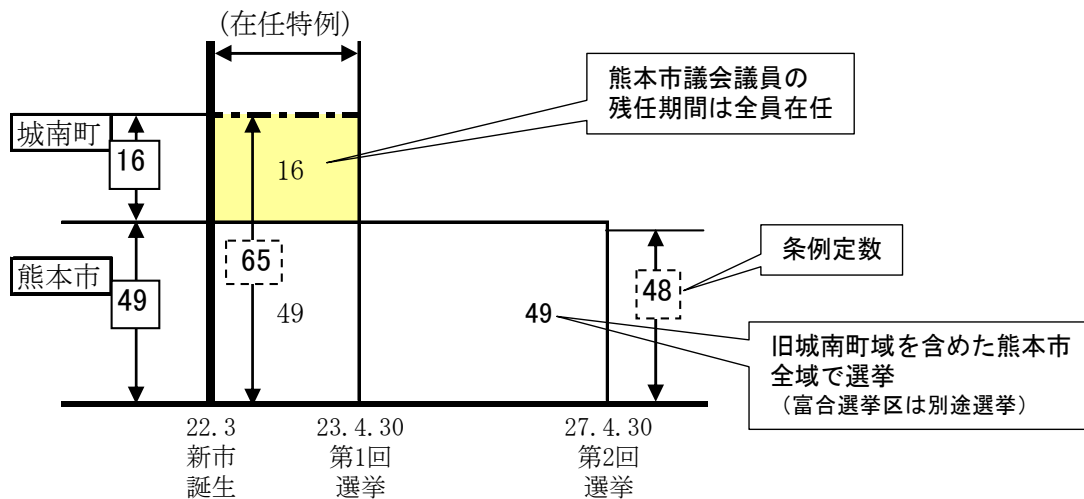


【例③】 法第8条第2項の規定（定数特例）を適用し、合併後最初に行われる一般選挙において、法第8条第5項の規定（定数特例）を適用する場合

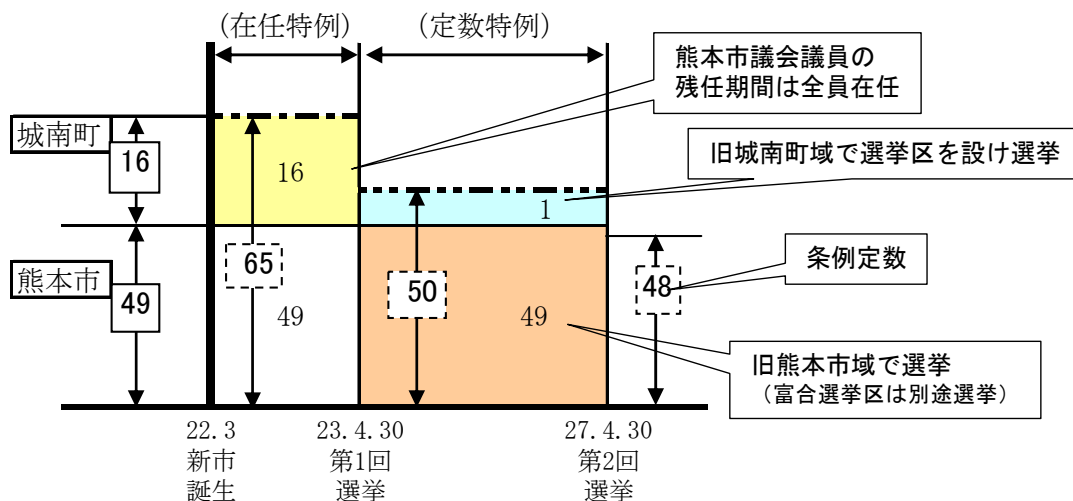




【例④】法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する場合



【例⑤】法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用し、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定（定数特例）を適用する場合



(参考資料)

1. 平成11年4月から平成18年4月までの合併における議員の定数・任期の取扱い

合併期日	合併方式	適用せず	定数特例	在任特例	計
平成11年4月1日 ～	新設	44件	21件	133件	198件
	編入	4件	21件	34件	59件
平成17年3月31日 (合併旧法)	計	48件	42件	167件	257件
	(割合)	18.7%	16.3%	65.0%	100.0%
平成17年4月1日 ～	新設	103件	19件	124件	246件
	編入	13件	38件	29件	80件
平成18年4月1日 (合併新法)	計	116件	57件	153件	326件
	(割合)	35.6%	17.5%	46.9%	100.0%
合計		164件	99件	320件	583件
(割合)		28.1%	17.0%	54.9%	100.0%

2. 熊本市・城南町の議会議員の報酬等の比較

項目	熊本市	城南町
議員定数	49人	16人
条例定数	48人	16人
富合選挙区	1人	—
任期	平成19年5月1日～ 平成23年4月30日	平成19年5月1日～ 平成23年4月30日
報酬		
議長	822,000円	315,000円
副議長	749,000円	260,000円
議員	678,000円	245,000円
期末手当		
6月	報酬月額×1.2×1.45	報酬月額×1.2×1.4
12月	報酬月額×1.2×1.6	報酬月額×1.2×1.6
3月	報酬月額×1.2×0.3	—
費用弁償 (会議出席)	5,000円～7,000円(月額) ※距離に応じて3段階	2,600円(月額)

## ○市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

### 第二章 地方自治法の特例等

#### （議会の議員の定数に関する特例）

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、○・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が○・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合に行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十

一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
  - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
  - 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
  - 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

## 協議第7号

### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
	01	選挙区及び選挙区の委員の定数	経済振興部会	第6回		
	02	委員の任期	経済振興部会	第6回		
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
	03	委員会の構成	経済振興部会			
	04	報酬及び費用弁償	経済振興部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	01 選挙区及び選挙区の委員の定数
------	-----------------------	------	-------------------

協議内容	選挙区及び選挙区の委員の定数に違いがあるので、それをどう扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>選挙区・・・9分割</p> <p>定数・・・40名</p>	<p>選挙区・・・城南町の全域</p> <p>定数・・・15名</p>
相 違 点 と 課 題		

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	02 委員の任期
------	-----------------------	------	----------

協議内容	農業委員会の委員の任期の違いをどう扱うのか。
------	------------------------

合併協議会協議結果 (調整方針)	<p>農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。</p>
---------------------	--

## 制度比較

	熊本市	城南町
市町別内容	<p>任期 平成20年7月20日 ～平成23年7月19日  3年間</p>	<p>任期 平成19年3月1日 ～平成22年2月28日  3年間</p>

相違点と課題	
--------	--



## 協議第 8 号

### 地域自治組織等の取扱いについて（その 2）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

城南町合併特例区の規約については、別紙（案）のとおりとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 城南町合併特例区規約（案）

### （設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡城南町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

### （名称）

第2条 合併特例区の名称は、城南町とする。

### （設置期間）

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

### （合併特例区の処理する事務）

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (2) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (3) 区域における地域教育支援事業に関すること。

### （事務所の位置）

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡城南町大字宮地1050番地に置く。

### （区長の任期）

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

### （区長の権限）

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

### （合併特例区協議会の構成員の選任等）

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、16人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

## (参考資料)

### 合併特例区協議会の権限について

#### ○市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

第三十八条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

### 城南町合併特例区の処理する事務について

#### (1) コミュニティ関連施策

- 自治活動（嘱託員会）支援事業
- 体育協会活動支援事業
- 文化協会活動支援事業
- 防犯パトロール隊活動支援事業

#### (2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承

- 成人式事業
- 戦没者慰霊祭事業
- 福祉まつり事業
- 火の君まつり事業
- 夏まつり事業
- 体育大会・教室事業
  - ・町民体育祭事業
  - ・ウォークラリー大会事業
  - ・チーム対抗ボウリング大会事業
  - ・熊本 10 マイル公認ロードレース大会事業
  - ・スポーツ教室事業

#### (3) 地域教育支援事業

- 教育支援事業
- 火の君教育研究所事業
- 人材育成活動助成事業
- 英語指導助手事業
- 人権教育啓発事業「人権フェスタ」

※市町村の合併の特例等に関する法律に基づく、新市基本計画の進行管理を行う。

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 地域自治組織等の取扱い	小項目名	02 合併特例区の処理する事務
協議内容	城南町合併特例区の処理する事務について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	城南町合併特例区の事務として実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	該当なし	<p>(1)コミュニティ関連施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治活動（嘱託員会）支援事業 嘱託員制度から町内自治会制度への移行及び校区自治協議会設立に関する支援を実施する。</li> <li>○城南町体育協会活動支援事業 城南町体育協会を合併特例区の管理団体とする。 また、特例区事業として開催される各種の体育大会等の運営活動における支援を行う。 平成 21 年度予算 17,260 千円</li> <li>○城南町文化協会活動支援事業 城南町文化協会を合併特例区の管理団体とする。 また、文化協会の主催による各種講座の開催などの活動における支援を行う。 平成 21 年度予算 1,350 千円</li> <li>○防犯パトロール隊活動支援事業 平成 18 年 2 月から毎月 20 回程度、青色回転灯車両による防犯パトロールを行っている。その活動に対する支援を行う。 平成 21 年度予算 834 千円</li> </ul> <p>(2)地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○成人式事業 毎年、新成人による企画・運営で成人式が開催されており、様々なアトラクションや記念文集の作成が行われている。 平成 21 年度予算 1,050 千円</li> <li>○戦没者慰霊祭事業 城南町主催で、毎年 4 月に火の君総合文化センターで戦没者慰霊祭が開催されている。 平成 21 年度予算 685 千円</li> </ul>

○福祉まつり事業

例年 11 月に城南町福祉まつりが、文化祭と同時開催されている。福祉まつり実行委員会へ補助。  
平成 21 年度予算 400 千円

○火の君まつり事業

塚原古墳公園と歴史民俗資料館の所在及び文化財の価値を周知するとともに、地元の農業振興と農産物のPR（農業祭）も併せ開催している。  
火の君まつり実行委員会へ委託。  
平成 21 年度予算 7,500 千円

○夏まつり事業

頓写会にあわせはじめた隈庄の「つくりもん」の伝統を継承しつつ、町の活性化と交流の場としての「夏まつり」を開催している。  
夏まつり実行委員会へ委託。  
平成 21 年度予算 3,000 千円

○体育大会・教室事業

特例区の事業として、次の大会等を開催する。  
・町民体育祭  
・ウォークラリー大会  
・チーム対抗ボウリング大会  
・熊本 10 マイル公認ロードレース大会  
・スポーツ教室  
平成 21 年度予算 2,373 千円

(3) 地域教育支援事業

○教育支援事業

町における学校・家庭・地域の教育課題を明確にするとともに、4 つの活動（①確かな学力の育成②豊かな心の育成③幼保小中の連携④地域・家庭の教育力向上）を通じ、学校教育の実践的指導や教員の研修、家庭教育の教育啓発等を行い、学習環境を整備し、学校や地域の教育力を向上させる目的で実施している。  
平成 21 年度予算 7,734 千円

○火の君教育研究所事業

城南町の教育目標の達成をめざし、「生きる力」を育成する教育を実現するために、幼保小中が連携して研究と実践・評価を行うとともに、学校・家庭・地域との連携を図るため設置。

内 容

- ・実践目標を定め、10 の部会を設置し、実践とそれに基づく研究を実施。
  - ・毎月指導した基本的な学習事項徹底のため、火の君テスト（漢字・計算・英単語）を実施。
- 平成 21 年度予算 2,304 千円

	<p>○人材育成活動助成事業 町内の小中学校を対象に、観劇や研修などの活動を通して、一流の演奏や演劇を観たり聴いたりすることで、いろいろな見識を深めてもらい、未来を担う児童・生徒に豊かな情操や創造性を培うことを目的に助成事業を実施している。 平成 21 年度予算 2,500 千円</p> <p>○英語指導助手事業 町では小学校の 2 名の A L T を地域人材で採用している。 平成 21 年度予算 6,220 千円</p> <p>○人権教育啓発事業 町では人権教育啓発活動として「人にやさしく自分にやさしい まちづくり」をテーマに、人権フェスタを開催している。 平成 21 年度予算 1,314 千円</p>
相違点と課題	





**協議第 1 1 号**

**合併市町村基本計画について**

合併市町村基本計画について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議



## 協議第12号

### 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 一部事務組合等の取扱いについて

- 1 宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。  
その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

**合併協議項目事業一覧** （12 一部事務組合等の取扱い）

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 一部事務組合等の取扱い						
	01	広域連合(宇城広域連合)	企画財政部会	第6回		
		広域連合(熊本県後期高齢者医療広域連合)	企画財政部会			
		一部事務組合	企画財政部会			
		事務の委託	企画財政部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 一部事務組合等	小項目名	01 宇城広域連合
------	-----------	------	-----------

協議内容	城南町が宇城広域連合に加入して処理を行っている事務については、熊本市は単独で事務処理を行っており、その取り扱いをどのようにするか。
合併協議会協議結果(調整方針)	宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取り扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。 その間処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	宇城広域連合(平成20年10月6日加入) 構成市町 熊本市 宇土市 宇城市 城南町 美里町  市町村圏計画に関すること 介護保険法に基づく介護認定審査会に関すること (平成21年3月31日まで)  消防に関すること し尿処理に関すること ごみ処理に関すること 火葬場に関すること 他  平成 20 年度予算     119,734 千円	宇城広域連合 構成市町 宇土市 宇城市 城南町 美里町 熊本市 (平成20年10月6日加入)  市町村圏計画に関すること 介護保険法に基づく介護認定審査会に関すること 障害者自立支援法に基づく介護給付費の認定にかん すること 消防に関すること し尿処理に関すること ごみ処理に関すること 火葬場に関すること 他  平成 19 年度決算     347,318 千円
相違点と課題	宇城広域連合の構成市町との調整が必要であり、消防・ごみ処理・し尿処理・火葬場などの運営や負担金の処理など法定協議会での十分な協議が必要である。	



## 協議第13号

### 使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議協議項目一覧 (13 使用料・手数料の取扱い)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 使用料・手数料の取扱い						
	01	使用料・手数料	全部会	第6回		



## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 使用料・手数料の取扱い	小項目名	01 使用料・手数料
------	---------------	------	------------

協議内容	使用料・手数料の取扱いについて
<b>合併協議会 協議結果 (調整方針)</b>	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

## 使用料・手数料一覧

番号	協議番号	使用料・手数料		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	17	税務証明手数料	税務証明手数料	熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。	幹事会承認
2	17	自動車臨時運行許可申請手数料	自動車臨時運行許可申請手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
3	17	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	熊本市の例に統一する。ただし、城南町で許可している物件については、次年度より熊本市の制度内容に移行した上で、更新により許可を認める。	幹事会承認
4	17		福祉センター利用料	現行の使用料を維持する。	幹事会承認
5	18	住基・戸籍手数料	住基・戸籍手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
6	18	地籍調査の成果の写しに係る手数料	地籍調査の成果の写しに係る手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
7	19	納付証明発行手数料(国保)	納付証明発行手数料(国保)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
8	19	納付証明発行手数料(介護)	納付証明発行手数料(介護)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
9	19	鳥獣飼養登録手数料	鳥獣飼養登録手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
10	19	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
11	19	老人福祉センター施設使用料	老人憩の家使用料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
12	19	納付証明発行手数料(後期高齢)	納付証明発行手数料(後期高齢)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
13	19	養護老人ホーム入所者負担金	養護老人ホーム入所者負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
14	20	保育園保育料	保育園保育料	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第5回協議会提案
15	20	公立幼稚園保育料・入園料	公立幼稚園保育料・入園料	5年間現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
16	21	浄化槽保守点検業者の登録手数料	浄化槽保守点検業者の登録手数料	合併後の更新時に熊本市の例に統一する。	幹事会承認
17	21	し尿収集運搬業更新許可申請手数料	し尿収集運搬業更新許可申請手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
18	21	浄化槽清掃業許可等手数料	浄化槽清掃業許可等手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
19	21	一般廃棄物処理業許可手数料	一般廃棄物処理業許可手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
20	22	農業委員会諸証明手数料	農業委員会諸証明手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
21	22	農用地区域でない証明手数料	農用地区域でない証明手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
22	22	市民農園事業	農園使用料	5年間の経過措置を設け、その間調整を図る。	幹事会承認
23	22		農集排下水道使用料	熊本市の公共下水道使用料に統一する。	第6回協議会提案
24	22		農集排受益者分担金	熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。	第6回協議会提案
25	23	市営住宅使用料	町営住宅使用料	熊本市の例に統一する。使用料の上昇分については、建替え等が行われるまでの間激変緩和措置を設ける。小集落改良住宅使用料は、当分の間現行制度を存続する。	幹事会承認
26	23	市営住宅駐車場使用料	町営住宅駐車場使用料	熊本市の制度に統一する。なお、駐車場の整備が整うまでは現行のとおりとする。	幹事会承認

27	23	下水道使用料	公共下水道使用料	熊本市の例に統一する。	第5回協議会提案
28	23	公共下水道受益者負担金	公共下水道受益者負担金	熊本市の例に統一する。	第5回協議会提案
29	23	排水設備責任技術者・指定店登録手数料	排水設備責任技術者・指定店登録手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
30	23	道路占有料	道路占有料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
31	24	各種体育施設使用料	各種体育施設使用料	料金は現行のとおり継続する。	第5回協議会提案
32	24	学校施設使用料	学校施設使用料	熊本市の例に統一する。ただし、城南地域内の学校運動施設を旧城南町住民が利用する場合は、5年間現行の料金とし、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
33	24	公民館使用料	公民館使用料	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
34	24	文化ホール(アスパル富合)	文化ホール(火の君総合文化センター)使用料	現行のとおり継続する。	幹事会承認
35	24		歴史民俗資料館入館料	現行のとおり継続する。	幹事会承認
36	24	教職員等住宅使用料	教職員等住宅使用料	当分の間現行制度を存続し、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
37	25	水道料金・加入金	水道料金・加入金	熊本市の料金体系に統一する。	第3回協議会承認
38	25	水道指定工事店登録手数料	水道指定工事店登録手数料	熊本市の例に統一する。なお、合併時に城南町で登録されている事業者は、新市においても有効とする。	幹事会承認



協議第14号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議協議項目一覧 (14 公共的団体等の取扱い)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 公共的団体等の取扱い						
	01	公共的団体等	全部会	第6回		

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 公共的団体等の取扱い	小項目名	01 公共的団体等
------	--------------	------	-----------

協議内容	公共的団体等の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら統合に努める。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

## 公共的団体等一覧

番号	協議番号	公共的団体等の名称		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	16	消防団	消防団	熊本市の例に統一する。	第5回協議会提案
2	18	交通安全協会	宇城地区交通安全協会(支部)	5年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
3	18	地域婦人会連絡協議会	地域婦人会連絡協議会	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行う。	第4回協議会承認
4	18	校区防犯協会	防犯協会	熊本市の例に統一する。	第6回協議会提案
5	19	地域包括支援センター	地域包括支援センター	第5期介護保険計画(平成24年度~26年度)までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第6回協議会提案
6	19	保健衛生審議会	健康生活推進協議会	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
7	19	食生活改善推進員協議会	食生活改善推進員連絡協議会	熊本市の例に統一する	幹事会承認
8	19	熊本市食品衛生協会	宇城地区食品衛生協会城南支会	5年間の経過措置を設定し、その間に関係機関と協議を行う。	第6回協議会提案
9	19	老人クラブ	老人クラブ	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては新市において協議検討する。	第6回協議会提案
10	19	身体障がい者福祉協会連合会	障がい者福祉協議会	熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については、5年間現行のとおり継続する。	第5回協議会提案
11	19	熊本県精神保健福祉協会	宇城地域精神障害者家族会	当分の間経過措置を設定する。	幹事会承認
12	19	社会福祉協議会	社会福祉協議会	両協議会において、現在協議中	別途協議による
13	19	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	合併時は一民児協で加入し、平成22年11月の改選時において、その後の単位民児協編成について関係機関と協議する。	幹事会承認
14	20	子ども会育成協議会	子ども会育成者連合会	(補助金については)熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
15	20	青少年健全育成連絡協議会	青少年健全育成町民会議	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
16	21	小・中緑の少年団	緑の少年団	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
17	22		工業振興連絡協議会	助成は5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては関係機関と協議調整する。	第5回協議会提案
18	22	石塘堰樋土地改良区他18件	緑川南部土地改良区他3件	熊本市に引き継ぐ。	幹事会承認
19	24	体育協会	体育協会	城南町体育協会は、特例区の管理団体とする。	幹事会承認
20	24		文化協会	城南町文化協会は、特例区の管理団体とする。	幹事会承認
21	24	P T A 協議会	P T A 連絡協議会	5年間経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。	第5回協議会承認



## 協議第15号

### 補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議協議項目一覧 (15 補助金・交付金等の取扱い)

協議項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認／継続	備 考
1 補助金・交付金等の取扱い						
	01	補助金・交付金等	全部会	第6回		

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	01 補助金・交付金等
------	----------------	------	-------------

協議内容	補助金・交付金等の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、城南町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

## 補助金・交付金等一覧

番号	協議番号	補助金・交付金等の名称		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	16	職員厚生会助成金	職員厚生補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
2	16	消防団運営交付金	消防団等運営交付金	熊本市の例に統一する。 婦人防火クラブ助成は5年間継続する。	第5回協議会提案
3	16	消防防災施設補助金	消防施設整備補助金	熊本市の例に統一する。	第5回協議会提案
4	17		テレビ難聴地域解消事業補助金	城南町テレビ難聴地域解消事業補助金は廃止する。ただし、情報格差(地上デジタル放送の完全移行後の難聴地域発生等)の是正が生じた場合、必要な措置を講じる。	幹事会承認
5	18		嘱託員通信費補助金	合併特例区設置期間の年度内を限度とし、現行を維持する。	第5回協議会提案
6	18		嘱託員ユニホーム助成金	合併特例区設置期間の年度内を限度とし、現行を維持する。	第5回協議会提案
7	18	公民館設置補助金	公民館設置補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
8	18	広報施設整備補助金	広報施設整備補助金	町内自治会制度移行するまでは継続し、マイク施設補助については新市において協議・検討する。	第5回協議会提案
9	18		自衛隊父兄会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは、関係団体で協議調整する。	第4回協議会承認
10	18	防犯灯設置等補助金	防犯灯設置等補助金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会提案
11	18		交通安全協会助成金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市に統一する。	第4回協議会承認
12	18		城南フレンドシップ補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
13	18	地域婦人会連絡協議会補助金	地域婦人会補助金(3支部含む)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは、関係団体で協議調整する。	第4回協議会承認
14	18		人権教育推進活動団体助成金	5年間の経過措置を設定する。	幹事会承認
15	18	市制100周年記念人づくり基金事業	人材育成研修等派遣助成金	熊本市の例に統一する	幹事会承認
16	18		社会を明るくする協議会補助金	熊本市の例に統一する。(補助交付先廃止のため)	幹事会承認
17	18		宇城狂犬病予防動物愛護推進協議会負担金	熊本市の例に統一する。(合併時に廃止する)	幹事会承認
18	19	地区保護司会補助金	町保護司会補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
19	19	遺族連合会補助金	遺族会補助金	5年間現行のとおり継続する。	第5回協議会提案
20	19	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	両協議会が合併した場合、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
21	19	高齢者住宅改造費助成金	住宅改造助成金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
22	19		福祉まつり助成金	特例区事業として継続する。	幹事会承認
23	19		ボランティア協議会補助金	当分の間経過措置を設定する。	幹事会承認
24	19	民生委員児童委員活動補助金	民生児童委員協議会補助金	合併時は一民児協で加入し、平成22年11月の改選時において、その後の単位民児協編成について関係機関と協議する。	幹事会承認
25	19		高齢者福祉券交付事業補助金	5年間現行のとおり継続する。	第5回協議会提案

26	19		在宅介護者手当事業助成金	5年間現行のとおり継続し、その後新市において協議・検討する。	幹事会承認
27	19	単位老人クラブ活動助成金	単位老人クラブ活動助成金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議・検討する。	第6回協議会提案
28	19	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会活動補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議・検討する。	第6回協議会提案
29	19	身体障害者福祉協議会連合会補助金	障害者福祉協議会補助金	5年間現行のとおり継続する。	第5回協議会提案
30	19	熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ	県ろう者福祉協会中央支部補助金	熊本市の例に統一する。	第5回協議会提案
31	19	障害者自動車運転免許取得・改造費助成金	障害者自動車運転免許取得・改造補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
32	19	食品衛生協会運営費補助金	食品衛生協会補助金	5年間の経過措置を設け、その間に調整する。	幹事会承認
33	19	食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
34	19	予防接種依頼者補助金	予防接種依頼接種者補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
35	19	社会福祉法人利用者軽減措置	低所得者対策事業(社会福祉法人利用者軽減措置)	熊本市の制度に統一する。	幹事会承認
36	19		簡易水道施設補助金	県の認可を受けている組合は、公営水道が普及するまで補助対象とする。	第5回協議会提案
37	19		家庭用浄水器購入補助金	公営水道未給水地域について継続する。	幹事会承認
38	20	一時保育促進事業費補助金	一時保育促進事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
39	20	延長保育促進事業費補助金	延長保育促進事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
40	20	軽度障害児保育事業費補助金	軽度障害児保育事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
41	20	中度障害児保育事業費補助金	重度障害児保育事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
42	20	母親クラブ補助金	地域組織活動育成事業補助金	熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については引続き補助対象団体とする。	第4回協議会承認
43	20	地域子育て支援センター委託料	地域子育て支援拠点事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。	第4回協議会承認
44	20	保育所地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
45	20	社会福祉施設等設備整備費補助金	次世代育成支援対策施設整備補助金	熊本市の保育所整備計画に統合する。	幹事会承認
46	20	母子寡婦福祉連合会補助金	母子会補助金	3年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
47	20	青年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年健全育成町民会議補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
48	20	熊本市子ども会育成協議会補助金	城南町子ども会育成者連合会補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
49	21	再生資源集団回収助成事業	ごみ減量化補助金	現活動を継続している間は現行を存続する。	幹事会承認
50	21	家庭用生ごみ処理機助成	生ごみ処理器設置整備事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
51	21	熊本地域地下水保全活用協議会負担金	熊本地域地下水保全活用協議会負担金	新市の事業として継続する。	幹事会承認

52	21	熊本県緑化推進委員会会費	熊本県緑化推進委員会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
53	21	緑の少年団活動費助成金	緑の少年団育成補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
54	21	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	熊本市の例に統一する。	第3回協議会承認
55	22		下水溝浚渫整備事業補助金	区域区分(線引き)がなされるまでの間、現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
56	22		下水溝整備事業補助金	区域区分(線引き)がなされるまでの間、現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
57	22		宇城地域茶業振興協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
58	22		宇城果樹技術連合会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
59	22		宇城地域農業活性化協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
60	22	生産体制強化対策事業	熊本県野菜振興協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
61	22	生産体制強化対策事業	農業農村振興対策協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
62	22		宇城地域果樹産地協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
63	22	農業制度資金利子補給費補助金	農業制度資金利子補給費補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
64	22		農業用廃プラスチック処理対策補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
65	22		宇城地域養豚生産改良組合負担金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
66	22	畜産振興事業	熊本県中央地区家畜自衛防疫促進協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
67	22	畜産振興事業	熊本県畜産協会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
68	22		宇城地域肉用牛振興協議会負担金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
69	22		牛受精卵移植部会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
70	22		JA熊本宇城酪農共進会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
71	22		畜産振興協議会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
72	22		酪農ヘルパー事業補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
73	22	熊本地域水田農業推進協議会負担金	城南富合地域水田農業推進協議会負担金	現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。	第5回協議会提案
74	22		特産農作物部会補助金	平成21年度廃止する。	幹事会承認
75	22		水田農業経営確立対策試作補助金	平成22年度廃止する。	幹事会承認
76	22		水田農業経営改革対策事業地区推進交付金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認

77	22	認定農業者協議会負担金	認定農業者同友会補助金	5年間現行のとおり継続し、その間調整し熊本市へ統一する。	第5回協議会提案
78	22		担い手育成会費補助金	平成22年度廃止する。	幹事会承認
79	22		アグリフレンズ補助金	3年間経過措置、その後熊本市に統一する。	幹事会承認
80	22	農業後継者クラブ活動費補助金	青年農業者補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
81	22	生産体制強化対策事業	宇城地域木材需要拡大協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
82	22		宇城地区林業改良普及協会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
83	22	生産体制強化対策事業	熊本県治山林道協議会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
84	22	生産体制強化対策事業	緑川流域森林、林業活性化センター負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
85	22	商工会助成金	商工会助成金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは調整する。	第6回協議会提案
86	22		工業振興連絡協議会助成金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第5回協議会提案
87	22		商工振興活性化補助金	当分の間現行のとおり継続する。	第5回協議会提案
88	22		観光協会助成金	観光協会が解散した場合は、廃止する。	幹事会承認
89	22	緑川観光資源振興補助金	緑川観光資源振興補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
90	22		土地改良区運営補助金(緑川南部)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
91	22		土地改良区運営補助金(杉上)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
92	22		土地改良区運営補助金(豊田)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
93	22		土地改良区運営補助金(下宮地用水管理組合)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会提案
94	22	農地・水・環境向上活動支援事業補助金	農地・水・環境向上活動支援事業補助金	現事業期間中は、現行のとおり継続する。	第5回協議会提案
95	22		農地等応急対策補助金	新市の事業として継続する。	幹事会承認
96	22	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
97	22		上原谷地区農業用水施設維持管理補助金	新市に引き継ぐ。	幹事会承認
98	22	企業立地促進補助金	工場設置奨励補助金	熊本市の例に統一する。ただし、町の条例に基づき指定を受けている企業等は現行のとおりとする。	第5回協議会提案
99	23	生活交通路線維持費補助金	生活交通路線維持費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
100	23	地方バス運行等特別対策補助金	地方バス路線維持費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
101	23		住宅建設利子補給金	新市に引き継ぐ。	幹事会承認
102	23	私道整備補助金	道路改良事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認

103	23	区画整理事業補助金	土地区画整理事業運営補助金	平成23年度まで経過措置を設け、その後の取り扱いは協議する。	第4回協議会提案
104	23	区画整理事業補助金	土地区画整理事業関連施設整備補助金	平成23年度まで経過措置を設け、その後の取り扱いは協議する。	第4回協議会提案
105	23		水洗便所改造工事費等助成金		協議中
106	24		人権教育研究協議会補助金	熊本市の例に統一する。(補助交付先廃止のため)	幹事会承認
107	24	体育大会遠征費補助金	小中学校体育大会出場補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
108	24	熊本市小中学校部活動費補助金(文化部・運動部)	学校部活動育成補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
109	24		修学旅行引率費補助金	熊本市の例に統一する。(合併時に廃止する)	幹事会承認
110	24	奨学金貸付制度	奨学助成金	熊本市の例に統一する。城南町で受給している場合は高校卒業まで継続する。	第5回協議会承認
111	24	PTA協議会補助金	PTA連絡協議会補助金	5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。	第5回協議会承認
112	24		人材育成活動助成金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
113	24		文化協会活動助成金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
114	24		スポーツ少年団体育助成補助金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
115	24	スポーツ各種大会の開催及び選手等の出場に関する補助金	特別対外競技出場補助金	熊本市の例に統一する。	第5回協議会承認



## 協議第16号

### 総務関係事業について（その2）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 総務関係事業について

- 1 城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成26年3月31日までの間、宇城広域連合に加入する。  
宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。
- 2 入札事務（工事関係）については、5年間は現行制度を継続する。  
ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (16 総務関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 事務組織及び機構の取扱い						
	01	事務組織及び機構の取扱い	総務部会	第5回		
2 消防防災の取扱い						
	01	非常備消防（消防団）	総務部会	第5回		
	02	消防団運営交付金	総務部会	第5回		
	03	消防補助金等	総務部会	第5回		
	04	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	第5回		
	05	防災無線	総務部会	第5回		
	06	常備消防	総務部会	第6回		
3 選挙管理事務の取扱い						
	01	投票区	総務部会	第5回		
4 その他の事業の取扱い						
	01	入札事務、指名参加願い及び資格審査	総務部会	第6回		
特別職の身分の取扱い						
		職員任用・給与	総務部会			
		退職手当	総務部会			
		福利厚生	総務部会			
条例、規則等の取扱い						
		条例及び規則等	総務部会			
消防防災の取扱い						
		水防業務	総務部会			
		行事大会等	総務部会			
		地域防災計画策定事業	総務部会			
		防災に関する啓発事業	総務部会			
		防災関係機関負担金	総務部会			
		防災訓練	総務部会			
建設関係事業の取扱い						
		各種工事の竣工検査立会	総務部会			
選挙管理事務の取扱い						
		期日前・不在者投票所	総務部会			
		開票所	総務部会			
		選挙ポスター掲示板	総務部会			
		個人演説会施設	総務部会			
		土地改良区総代総選挙	総務部会			
その他の事業の取扱い						
		物品の購入契約	総務部会			
		指定金融機関及び収納代理	総務部会			
		金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会			
		情報公開制度及び文書管理方法の調整	総務部会			
		監査の時期	総務部会			
		栄典事務（地方自治功労関係）	総務部会			
		全国市長会等への年度負担金	総務部会			
		有功者表彰	総務部会			
		指定管理者制度	総務部会			
		職員互助会助成金	総務部会			
		熊本検察審査協会補助金	総務部会			

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	06 常備消防
------	--------	------	---------

協議内容	城南町は、富合町と同様に宇城広域連合消防本部により常備消防事務を行っており、熊本市と合併した場合の取り扱い方針を決定する必要がある。
------	--

合併協議会協議結果 (調整方針)	城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、宇城広域連合に加入する。 宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。
---------------------	--

### 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町						
市 町 別 内 容	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①消防本部</p> <p>②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署）</p> <p>③消防出張所等：出張所 13（清水出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、田崎出張所、小島出張所、川尻出張所、河内出張所、飽田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、平田出張所）</p> <p>その他庁舎：2（池田庁舎、南熊本庁舎）</p> <p>※署所については、平成 20 年 2 月 1 日以降の体制</p>	<p>常備消防にあつては、宇城管内市町からの負担金で運営されており、平成 19 年度からは、宇城広域連合に一部事務組合が統合され運営されている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成 17 年度決算</td> <td style="text-align: right;">197,267 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td style="text-align: right;">206,856 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td style="text-align: right;">206,281 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	197,267 千円	平成 18 年度決算	206,856 千円	平成 19 年度決算	206,281 千円
平成 17 年度決算	197,267 千円							
平成 18 年度決算	206,856 千円							
平成 19 年度決算	206,281 千円							

相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城南町における常備消防事務は、2市3町による広域連合方式であるのに対し、熊本市は単独市により行っている。</li> <li>・城南町と宇城広域連合との関係等を踏まえたうえで、合併後の城南地域の常備消防の体制を検討する必要がある。</li> </ul>
--------	---

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	01 入札事務、指名参加願い及び資格審査 (工事関係)
協議内容	入札事務に係る執行方法の相違について、どのように取り扱うのか。 指名参加願いの受付要領及び資格審査の基準の有無などについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行制度を継続する。 ただし、指名参加願い及び資格審査については、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 入札事務 <u>入札・契約事務の基本的事項</u> ○入札は電子入札システムで行う。 ○予定価格1千万円以上の案件については条件付一般競争入札で行う。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。 ○入札・契約事務（予定価格は入札前公開、最低制限価格は入札後公開等）においては情報を公開する。</p> <p>2. 指名参加願い</p> <p>①分類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「製置・花苗・その他」</li> <li>・ 県外「建設工事」「建設コンサルタント等」</li> <li>・ 県内外共通「保守点検」</li> </ul> <p>※昇降機、空調、消防・自家発電</p> <p>②受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔年1月中</li> <li>・ 追加受付は、次年度の1月中</li> </ul> <p>③有効期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年間（追加受付は1年間）</li> </ul> <p>④処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約事務システム（電子入札システムに併せて開発）に入力し管理。</li> </ul>	<p>1. 入札事務 <u>入札・契約事務の基本的事項</u> ○電子入札システムは未導入。 ○予定価格5千万円以上の案件については条件付一般競争入札で行う。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。随契（130万円以下）は設定なし。 ○入札・契約事務（予定価格・最低制限価格は契約締結後公開）においては情報を公開する。</p> <p>2. 指名参加願い</p> <p>①分類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」</li> <li>・ 県外「建設工事」</li> </ul> <p>②受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔年1月中</li> <li>・ 追加受付は、なし</li> </ul> <p>③有効期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年間</li> </ul> <p>④処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約管理システムに入力し管理。</li> </ul>
		次ページに続く

	<p>3. 資格審査</p> <p>①指名業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市工事競争入札参加資格審査委員会により決定。</li> </ul> <p>②格付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木、建築、電気、管、舗装、造園工事について基準あり。</li> </ul> <p>★資格審査については、暴力団等の排除に係る県警への照会事務を行うもの</p> <p>【契約検査室工事契約総額】</p> <p>平成 17 年度決算 21,612,424 千円</p> <p>平成 18 年度決算 21,463,828 千円</p> <p>平成 19 年度決算 23,465,790 千円</p>	<p>3. 資格審査</p> <p>①指名業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名審査会により決定。</li> </ul> <p>②格付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の格付け基準はなし。</li> </ul>
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約事務の執行方法に違いがある。</li> <li>・条件付一般競争入札の対象となる設定金額に大きな差がある。</li> <li>・城南区域の業者について、電子入札に対応するための準備期間が必要である。</li> <li>・合併時の登録業者の取扱い等については、合併時まで調整を行う必要がある。</li> </ul>	



## 協議第18号

### 市民生活関係事業について（その3）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 市民生活関係事業について

- 1 防犯協会については、熊本市の例に統一する。  
ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。
- 2 防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。
- 3 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。  
ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（18 市民生活関係事業）

事業項目	枝番号	協 議 項 目	作業部会名	提案	承認／継続	備考
<b>1 町名・字名の取扱い</b>						
	01	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
<b>2 交通関係事業の取扱い</b>						
	01	交通安全協会	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	交通傷害保険	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	交通指導員	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
<b>3 教育関係事業の取扱い</b>						
	01	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	自主文化事業	市民生活部会	第5回		
<b>4 その他の事業の取扱い</b>						
	01	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	自衛隊父兄会補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回		
	04	防犯協会	市民生活部会	第6回		
	05	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第6回		
<b>5 行政連絡機構の取扱い</b>						
	01	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		
<b>6 窓口業務の取扱い</b>						
	01	勤務時間外の対応	総務部会	第6回		
<b>交通関係事業の取扱い</b>						
		交通遺児対策	市民生活部会			
		交通安全運動	市民生活部会			
		交通安全教育	市民生活部会			
		交通事故相談所	市民生活部会			
		自転車対策	市民生活部会			
		違法駐車対策	市民生活部会			
		暴走族根絶対策	市民生活部会			
<b>窓口業務の取扱い</b>						
		印鑑登録事務	市民生活部会			
		住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会			
		各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会			
		市民サービス屋窓口等	市民生活部会			
		住基・戸籍手数料	市民生活部会			
		市民センター	市民生活部会			
		総合支所	市民生活部会			
<b>教育関係事業の取扱い</b>						
		人権教育啓発推進事業	市民生活部会			
		人権教育推進活動団体助成金等	市民生活部会			
		火の君総合文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会			
		萱木集会所管理運営事業	市民生活部会			
		人材育成事業	市民生活部会			
		市民文化活動支援事業	市民生活部会			
		美術館管理運営事業	市民生活部会			
		美術品等収集事業	市民生活部会			
		市民会館管理運営事業	市民生活部会			
		市民会館施設整備	市民生活部会			
		友好姉妹都市	市民生活部会			
		サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会			
		国際交流員招致事業	市民生活部会			



	国際交流促進事業	市民生活部会			
	国際交流会館管理運営事業	市民生活部会			
	隣保館連絡協議会	市民生活部会			
その他の事業の取扱い					
	町内自治会活動支援事業	市民生活部会			
	まちづくり活動支援事業	市民生活部会			
	地縁団体	市民生活部会			
	五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会			
	地籍調査実施状況	市民生活部会			
	地籍調査の今後の計画	市民生活部会			
	地籍管理の状況	市民生活部会			
	数値情報化の計画	市民生活部会			
	成果の管理	市民生活部会			
	基準点の管理保護	市民生活部会			
	地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会			
	手数料及びコピー代(地籍調査)	市民生活部会			
	住居表示整備事業	市民生活部会			
	健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会			
	安全安心まちづくり推進	市民生活部会			
	犯罪被害者支援	市民生活部会			
	消費者センター	市民生活部会			
	熊本市計量保全会助成	市民生活部会			
	計量検査	市民生活部会			
	男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会			
	DV民間シェルター補助金	市民生活部会			
	社会参画支援事業	市民生活部会			
	総合女性センター管理運営事業	市民生活部会			
	総合女性センター施設整備事業	市民生活部会			
	舞台業務管理運営事業	市民生活部会			
	ボランティア活動推進事業	市民生活部会			
	市民協働推進事業	市民生活部会			
	社会を明るくする運動	市民生活部会			

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：           市民生活部会          

協議項目	4 その他の事業	小項目名	04 防犯協会
協議内容	防犯パトロール隊の存続について。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>事業内容は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止活動等多岐にわたる。</p> <p>1. 防犯に関する協会及び協議会への役員について</p> <p>(1)熊本市校区防犯協会連絡協議会の役員</p> <p>(2)(財)熊本県暴力追放協議会の役員</p> <p>(3) 熊本北地区防犯協会の役員</p> <p>(4)熊本南地区防犯協会の役員</p> <p>(5)熊本東地区防犯協会の役員</p> <p>(6)熊本南警察署沿岸警備協力会の役員</p> <p>2. 熊本市校区防犯協会連絡協議会 各校区より会費として年額10,000円を徴収</p> <p>3. 校区防犯協会(78校区) 各世帯より会費を徴収</p> <p style="margin-left: 40px;">平成17年度決算 24,430千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成18年度決算 24,570千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成19年度決算 25,737千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区防犯協会への補助金 14,530千円</li> <li>・全国地域安全運動負担金 1,500千円 (3地区防犯協会へ各500千円)</li> <li>・校区防犯協会への補助金(各校区100千円) 7,800千円</li> <li>・熊本南警察署沿岸警備協力会への補助金 540千円</li> <li>・熊本県防犯協会連合会への負担金 1,367千円</li> </ul>	<p>城南町防犯協会は、防犯思想の普及徹底をはかり、犯罪のない明るい郷土を建設することを目的としている。</p> <p>1. 本会の役職員について</p> <p>(1)会長 1名(町長)</p> <p>(2)副会長 2名(評議員のうち評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(3)評議員 若干名</p> <p>(4)監事 2名(評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(5)書記 1名(会長が任免)</p> <p>2. 宇城地区防犯協会 宇城警察署の管轄区域内の住民によって運営されている民間防犯組織であり、毎年負担金を支払っている。</p> <p>3. 防犯パトロール隊 平成17年12月1日に城南町防犯パトロール隊設置要項を制定し、平成18年2月から毎月20回程度、隊員により防犯パトロールを行っている。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成17年度決算 823千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成18年度決算 707千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成19年度決算 896千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区防犯協会負担金 771千円</li> <li>・防犯パトロール隊傷害保険 125千円</li> </ul>	
	相 違 点 と 課 題	熊本市では校区及び地区防犯協会が構成されているが、城南町では町及び地区防犯協会の構成となっている。	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	05 防犯灯設置補助金
協議内容	防犯灯設置及び維持管理に対する補助制度について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区防犯協会から、各自治会に補助金交付 工事代等・・・基準額の5割補助</li> <li>・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内自治会</li> <li>※熊本北・南・東防犯協会内規による。 平成 17 年度決算 1,065 千円(110 件) 平成 18 年度決算 799 千円(99 件) 平成 19 年度予算 1,211 千円(149 件)</li> <li>なお、交通量が多く、設置が必要と思われる路線や交 差点等については、道路照明灯として全額、市におい て設置し維持管理している。</li> </ul> <p>2.防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市(地域づくり推進課)から、各町内自治会へ 維持管理費・・・年額 2,000 円/灯</li> <li>※防犯灯補助金交付規則による。 平成 17 年度決算 45,492 千円(22,756 灯) 平成 18 年度決算 45,437 千円(22,731 灯) 平成 19 年度予算 45,448 千円(22,901 灯)</li> </ul>	<p>1.防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町から、各行政区に補助金交付 補助額・・・集落内の設置の場合、事業費の 80/100 主要な集落間接道への設置の場合 事業費の 100/100</li> <li>・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内行政区</li> <li>※防犯灯設置補助金交付要項による。 平成 17 年度決算 1,851 千円(34 灯) 平成 18 年度決算 1,820 千円(46 灯) 平成 19 年度決算 2,122 千円(44 灯)</li> </ul> <p>2.防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の防犯灯に対しては、維持管理費の補助なし。 集落内防犯灯数(調査中) 約 1,100 灯</li> <li>・小中学生等が通学路として使用している主要な集落間 接道に設置してある防犯灯に対して、維持管理費を補 助する。約 500 灯 維持管理費・・・年額 3,000 円/灯</li> <li>※防犯灯設置補助金交付要項による。 平成 17 年度決算 1,344 千円(448 灯) 平成 18 年度決算 1,416 千円(472 灯) 平成 19 年度決算 1,470 千円(490 灯)</li> </ul>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の設置については、熊本市では、市として設置補助を行っておらず、市が運営補助金を支出している地区防 犯協会が設置基準額の50%を補助しているが、城南町では、町が事業費に応じて集落内80%、集落間接道10 0%の設置補助を行っている。</li> <li>・防犯灯の維持管理については、熊本市では町内自治会が管理している防犯灯に対し1灯当たり 2,000 円の補助して いるが、城南町では、集落間接道に設置された防犯灯だけに1灯当たり 3,000 円の補助しており、集落内に設置され たものは対象とならない。</li> </ul>	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	6 窓口業務	小項目名	01 勤務時間外の対応
協議内容	勤務時間外の対応の取扱いについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所(仮称)でも受付を行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 本庁舎のみ管財課守衛職員が時間外窓口で受付業務を行っている。</p> <p>2. 受付時間の延長 転入・転出・転居などが増える3月末から4月初めにかけて、引っ越しなどの住民異動に伴う業務について、市庁舎の受付時間を延長します。 期 日 平成20年3月27日(木)～4月2日(火) ※土曜・日曜日を除く 延長時間 午後7時まで 業務内容 転入・転出・転居に伴う諸手続き ※一部取り扱いができない業務あり</p>	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 閉庁時の昼間は、職員の日直で預かり明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。 上記以外は、夜間警備員が預かり、明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先等が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。</p> <p>2. 受付時間の延長は行っていない。</p>
相 違 点 と 課 題		

## 協議第19号

### 健康福祉関係事業について（その2）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 健康福祉関係事業について

- 1 地域包括支援センターについては、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
- 2 老人クラブ補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

# 合併協議項目事業一覧

(19 健康福祉関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 国民健康保険事業の取扱い						
	01	国保料(税)率等	健康福祉部会	第5回		
2 介護保険事業の取扱い						
	01	介護保険料	健康福祉部会	第5回		
	02	地域包括支援センター	健康福祉部会	第6回		
3 保健衛生事業の取扱い						
	01	骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回		
4 各種福祉制度の取扱い						
	01	熊本市優待証	健康福祉部会	第5回		
	02	戦没者追悼式	健康福祉部会	第5回		
	03	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	第5回		
	04	地域生活支援事業	健康福祉部会	第5回		
	05	高齢者福祉券交付事業	健康福祉部会	第5回		
	06	老人クラブ補助金	健康福祉部会	第6回		
5 上水道事業の取扱い						
	01	簡易水道等組織・補助金	健康福祉部会	第5回		
国民健康保険事業の取扱い						
		国保健康づくり事業	健康福祉部会			
		国民健康保険届出	健康福祉部会			
		レセプト点検	健康福祉部会			
		給付内容	健康福祉部会			
		国保運営協議会	健康福祉部会			
		(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会			
		保険料収納員経費	健康福祉部会			
		口座振替制度	健康福祉部会			
		国民健康保険会	健康福祉部会			
		納付証明等発行(国保)	健康福祉部会			
		特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会			
介護保険事業の取扱い						
		在宅介護者手当	健康福祉部会			
		介護サービス事業所	健康福祉部会			
		介護認定調査	健康福祉部会			
		介護保険事業計画	健康福祉部会			
		介護保険事業状況報告	健康福祉部会			
		介護保険推進委員会	健康福祉部会			
		介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会			
		介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会			
		介護保険料減免	健康福祉部会			
		家族介護者教室開催	健康福祉部会			
		旧措置入所者	健康福祉部会			
		熊本市地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会			
		熊本市地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会			
		高額介護サービス	健康福祉部会			
		高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会			
		社福減免	健康福祉部会			
		住宅改修理由書	健康福祉部会			
		生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会			

地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会			
地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会			
通所型介護予防事業	健康福祉部会			
被保険者全般	健康福祉部会			
標準負担限度額減額	健康福祉部会			
福祉用具・住宅改修	健康福祉部会			
訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会			
訪問型介護予防事業	健康福祉部会			
保険料徴収	健康福祉部会			
家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会			
高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会			
成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会			
認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会			
納付証明等発行(介護)	健康福祉部会			
障害者控除対象者認定書交付(介護)	健康福祉部会			
消防防災の取扱い				
災害備蓄	健康福祉部会			
災害時要援護者支援体制	健康福祉部会			
保健衛生事業の取扱い				
集団予防接種	健康福祉部会			
乳がん検診	健康福祉部会			
害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会			
インフルエンザ予防接種	健康福祉部会			
結核健診	健康福祉部会			
個別予防接種	健康福祉部会			
胃がん検診	健康福祉部会			
健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会			
健康教育	健康福祉部会			
健康相談	健康福祉部会			
健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会			
健康づくり推進協議会	健康福祉部会			
健康手帳の交付	健康福祉部会			
健康まつり	健康福祉部会			
歯科保健推進事業	健康福祉部会			
子宮がん検診	健康福祉部会			
食生活改善事業	健康福祉部会			
大腸がん検診	健康福祉部会			
賃金	健康福祉部会			
肺がん検診	健康福祉部会			
報酬(予防接種健康被害調査委員)	健康福祉部会			
報償費	健康福祉部会			
保健福祉センター	健康福祉部会			
保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会			
献血推進協議会補助金	健康福祉部会			
在宅当番医制度	健康福祉部会			
集団予防接種	健康福祉部会			
食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会			
犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会			
鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会			
野生鳥獣対策	健康福祉部会			

	食品衛生協会補助金	健康福祉部会			
	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会			
各種福祉制度の取扱い					
	民生委員児童委員協議会	健康福祉部会			
	老人福祉センター等運営	健康福祉部会			
	萱木老人集会所	健康福祉部会			
	生きがい推進事業	健康福祉部会			
	介護予防施設運営委託	健康福祉部会			
	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会			
	熊本市老人憩の家	健康福祉部会			
	敬老祝品支給等	健康福祉部会			
	敬老の集い	健康福祉部会			
	公立高齢者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会			
	公立高齢者福祉施設整備事業	健康福祉部会			
	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会			
	高齢者住宅改造費助成事業	健康福祉部会			
	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会			
	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会			
	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会			
	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会			
	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会			
	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会			
	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会			
	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会			
	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会			
	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会			
	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会			
	障がい児支援事業	健康福祉部会			
	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会			
	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会			
	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会			
	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会			
	障がい者プラン	健康福祉部会			
	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会			
	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会			
	重度障がい者支援事業	健康福祉部会			
	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会			
	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会			
	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会			
	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会			
	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会			
	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会			
	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会			
	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会			
	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	精神障がい者支援事業	健康福祉部会			
	精神保健対策事業	健康福祉部会			
	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会			



	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会			
	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会			
	補装具給付事業	健康福祉部会			
	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会			
	災害弔慰金等	健康福祉部会			
	災害見舞金等	健康福祉部会			
	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会			
	地域福祉計画	健康福祉部会			
	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会			
	生活保護事業	健康福祉部会			
	生活保護嘱託医	健康福祉部会			
	福祉まつり補助金	健康福祉部会			
	保護司会補助金	健康福祉部会			
	ボランティア協議会補助金	健康福祉部会			
上水道事業の取扱い					
	飲用井戸水質検査委託料	健康福祉部会			
	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会			
	簡易水道組合の水質検査	健康福祉部会			
	尾窪地区補助金	健康福祉部会			
その他の事業の取扱い					
	国民年金に係る諸届	健康福祉部会			
後期高齢者医療制度の取り扱い					
	後期高齢者医療保険料納付証明	健康福祉部会			
	保険料徴収	健康福祉部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	2. 介護保険事業	小項目名	02. 地域包括支援センター
協議内容	城南町では人口規模により現在1箇所設置。 熊本市の委託方法との協議等		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○熊本市地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置方法 委託</li> <li>・設置箇所 26 箇所</li> <li>・予算上の配置職員 3 名</li> <li>・1センターの年間委託料 1,500 万円</li> </ul> <p>平成 18 年度決算 390,000 千円 平成 19 年度決算 390,000 千円</p>	<p>○城南町地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置方法 委託(現在、町内社会福祉法人へ)</li> <li>・設置箇所 1 箇所</li> <li>・センター年間委託料 1,000 万円(平成 18～20 年)</li> <li>・平成 21 年度から城南町社会福祉協議会へ委託</li> </ul> <p>○その他</p> <p>3職種の内、主任介護支援専門員、社会福祉士は委託法人より、保健師は町職員にて対応しています。</p> <p>平成 18 年度決算 11,708 千円 ※一部委託法人により繰入 平成 19 年度決算 10,000 千円</p> <p>※両年度とも主任介護支援専門員、社会福祉士の人件費含む。 但し、保健師分は町予算にて対応。・・・21年度から法人職員で対応予定(委託料:15,000 千円)</p> <p>高齢者数 4,578 人(前期 2,254 人後期 2,333 人)</p>
相違点と課題	<p>設置に関する3職種の内、保健師業務を町職員の保健師に従事させている。 委託方法、委託先、3職種の職員確保等、中立公平が今後も保てる運営について協議が必要である。</p>	

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4. 各種福祉制度	小項目名	06 老人クラブ補助金
協議内容	老人クラブ補助金の取扱いについて		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<div style="text-align: center;">城 南 町</div> <p>1.各単位老人クラブ</p> <p>○活動助成金 50人以上の会員を有し、年間9ヵ月以上(新規結成クラブは6ヵ月以上)の活動実績のある老人クラブ 年額 48,000円(455クラブ) ※50人以上の条件は新規結成時のみ</p> <p>○健康増進助成金 上記の老人クラブに年額 5,000円</p> <p>○結成助成金 50人以上の会員を有して新たに結成される老人クラブに20,000円を助成</p> <p>2.熊本市老人クラブ連合会補助金 11,922,200円</p> <p>平成17年度決算 42,107千円 平成18年度決算 42,326千円 平成19年度決算 39,970千円</p>
	<p>1.各単位老人クラブ</p> <p>○活動助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正クラブ(加入者数45人以上) 年額 48,000円(32クラブ)</li> <li>・その他のクラブ(加入者数50人未満) 年額 30,000円(2クラブ)</li> </ul> <p>2.城南町老人クラブ連合会補助金 1,350,000円</p> <p>平成17年度決算 1,350千円 平成18年度決算 1,350千円 平成19年度決算 1,350千円</p>
相 違 点 と 課 題	助成金の差異がある。



## 協議第20号

### 子ども未来関係事業について（その3）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 延長保育（幼稚園での預かり保育）については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、利用状況等を踏まえ新市において協議・検討する。
- 2 幼稚園給食については、当分の間現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (20 子ども未来関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 保健衛生事業の取扱い						
	01	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	歯科保健推進事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
2 各種福祉制度の取扱い						
	01	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	保育所特別保育事業(1)・(2)	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	母親クラブ補助金	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	05	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	第4回	第5回 ○承認	
	06	保育料	子ども未来部会	第4回	第5回 ○承認	
3 教育関係事業の取扱い						
	01	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	青少年育成会議	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	青少年健全育成事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	05	公立幼稚園保育料等	子ども未来部会	第3回	第4回 ○承認	
	06	延長保育(幼稚園での預かり保育)	子ども未来部会	第6回		
	07	幼稚園給食	子ども未来部会	第6回		
保健衛生事業の取扱い						
		妊婦健診	子ども未来部会			
		健康相談(母子保健)	子ども未来部会			
		母子健康手帳交付等	子ども未来部会			
		乳幼児経過観察健診	子ども未来部会			
		食生活改善事業(食育推進ネットワーク連絡)	子ども未来部会			
		健康教育(母子保健)	子ども未来部会			
		1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会			
		訪問による支援等	子ども未来部会			
各種福祉制度の取扱い						
		児童虐待防止	子ども未来部会			
		母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会			
		母子生活支援施設への入所	子ども未来部会			
		次世代育成支援行動計画	子ども未来部会			
		保育所関係書類	子ども未来部会			
		保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会			
		保育所の定員管理	子ども未来部会			
		子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会			
		文書配布事務委託費	子ども未来部会			
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会			
		助産施設への入所	子ども未来部会			
		エンゼル基金助成事業	子ども未来部会			
		雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会			
		子育てボランティアの育成	子ども未来部会			
		病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会			
		子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会			
		障がい児療育相談事業	子ども未来部会			
		城南町母子会補助金	子ども未来部会			
		次世代育成支援対策施設整備補助金	子ども未来部会			
		社会参画支援事業	子ども未来部会			
		児童ふれあい交流促進事業	子ども未来部会			

教育関係事業の取扱い				
幼稚園臨時教諭	子ども未来部会			
幼稚園給食室燃料購入費	子ども未来部会			
社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会			
幼稚園機械警備関係	子ども未来部会			
幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会			
幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会			
就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会			
幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会			
幼稚園健康診断関連	子ども未来部会			
幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会			
幼稚園交通教室他	子ども未来部会			
幼稚園安全経費	子ども未来部会			
幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会			
幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会			
家庭教育推進事業	子ども未来部会			
青少年活動支援事業	子ども未来部会			
幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会			
学校・地域連携推進事業	子ども未来部会			
子ども文化会館管理運営	子ども未来部会			
勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会			
青少年センター管理運営事業	子ども未来部会			
児童館管理運営経費	子ども未来部会			
幼稚園給水関連	子ども未来部会			
幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会			





## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	07 幼稚園給食
協議内容	城南町の幼稚園給食について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	当分の間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	該当なし	調理施設 施設管理 職員の構成 運営委員会 給食費 物資購入  給食会計 監査 献立作成  衛生管理  調理及び配送 厨芥処理 委託契約 業者依頼	単独調理場 1園 町で管理 調理員 1名 調理員補助 1名 平成 19 年度設置 1食単価 180 円 学校給食物資納入業者登録をした業者から購入 幼稚園で徴収及び支払を行う。 PTA 総会で報告 米飯・・週 2 回 (委託炊飯) パン・・毎 2 回 弁当 週 1 回 (水曜日) 文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施 単独方式 飼料用に業者が回収 施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、 検便検査、グリスラップ処理 包丁研ぎ、ガス点検
相 違 点 と 課 題	城南町としては、幼稚園の調理場は、給食制度開始当初から続けられてきた独自の取り組みのため、継続を希望している。		



## 協議第 2 1 号

### 環境保全関係事業について（その2）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。
  - ・ 廃棄物の処理及び清掃
  - ・ ごみ収集事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (21 環境保全関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
<b>1 清掃事業の取扱い</b>						
	01	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
	02	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	第6回		
	03	ごみ収集事業	環境保全部会	第6回		
<b>2 環境対策事業の取扱い</b>						
	01	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
	02	水質監視事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
	03	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回	第3回 ○承認	
<b>清掃事業の取扱い</b>						
		し尿収集適正化事業	環境保全部会			
		浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会			
		資源リサイクル事業	環境保全部会			
		ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会			
		ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会			
		浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会			
		環境美化活動推進事業	環境保全部会			
		清掃車の運行・管理	環境保全部会			
		家電リサイクル法関係	環境保全部会			
		その他のごみ対策	環境保全部会			
		一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会			
		産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会			
<b>環境対策事業の取扱い</b>						
		環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会			
		環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会			
		環境教育・学習事業	環境保全部会			
		行政率先活動推進事業	環境保全部会			
		自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会			
		大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会			
		地球温暖化対策事業	環境保全部会			
		有害化学物質対策事業	環境保全部会			
		環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会			
		人工かん養促進事業	環境保全部会			
		かん養域保全事業	環境保全部会			
		広域水保全対策事業	環境保全部会			
		水質浄化対策事業	環境保全部会			
		水量監視事業	環境保全部会			
		緑地樹木保全事業	環境保全部会			
		環境保護地区保全事業	環境保全部会			
		公共地・民有地緑化事業	環境保全部会			
		地域緑化活動促進事業	環境保全部会			
		緑化啓発教育事業	環境保全部会			
		みどり推進協議会	環境保全部会			
		緑の少年団育成事業	環境保全部会			
		緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会			
		熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	1 清掃事業	小項目名	02 廃棄物の処理及び清掃
協議内容	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集) ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は 100 円のシールを貼り、各地区に 1 箇所程度ある収集場所へ排出)		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回  2. 不燃ごみ収集運搬 一部直営 月2回  3. 資源物等収集運搬 ①紙類 一部民間委託 週1回 ②資源物 びん・缶、古着、なべ類、自転車、乾電池 全部民間委託 月2回 ③ペットボトル 全部民間委託 月2回  4. 大型ごみ収集運搬 一部民間委託 戸別収集  委託業務:収集運搬 14社 中間処理 3社  収集運搬及び中間処理経費 平成 17 年度決算 558,951 千円 平成 18 年度決算 548,047 千円 平成 19 年度決算 516,250 千円 平成 20 年度予算 835,627 千円	1. 可燃ごみ収集運搬 全部民間委託 週2回  2. 不燃ごみ収集運搬 全部民間委託 月1回  3. 分別ごみ収集運搬 ①紙類、古布 全部民間委託 月1回 ②缶、びん、ペットボトル、紙パック、トレイなど 全部民間委託 月1回 ③乾電池、蛍光管 全部民間委託 月1回  4. 粗大ごみ収集運搬 全部民間委託 月1回  1～4を町内3社に委託 収集運搬3社の委託料総額下記のとおり  平成 17 年度決算 29,243 千円 平成 18 年度決算 29,743 千円 平成 19 年度決算 29,792 千円 平成 20 年度予算 31,055 千円
相違点と課題	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集) ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は 100 円のシールを貼り、各地区に 1 箇所程度ある収集場所へ排出)	

## 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	1 清掃事業	小項目名	03 ごみ収集事業
協議内容	①現時点で城南町のみ家庭ごみの有料化を導入している。 ②大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は 100 円のシールを貼り、各地区に 1 箇所程度ある収集場所へ排出) ③資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集)		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。		

制度比較				
	熊本市			城南町
市町別内容	1. 家庭ごみ用のごみ袋			1. 有料指定ごみ袋
	・透明ポリ袋(市販のもの)			広域連合統一袋(20L) 1袋20円
	・平成 21 年 10 月 1 日より			粗大ごみ
	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋(容量が 5 リットル相当のもの) 1袋につき	4 円	シール1枚100円を貼りステーション収集
		小袋(容量が 15 リットル相当のもの) 1袋につき	1 2 円	
		中袋(容量が 30 リットル相当のもの) 1袋につき	2 3 円	
		大袋(容量が 45 リットル相当のもの) 1袋につき	3 5 円	
	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋(容量が 15 リットル相当のもの) 1袋につき	1 2 円	
		中袋(容量が 30 リットル相当のもの) 1袋につき	2 3 円	
		大袋(容量が 45 リットル相当のもの) 1袋につき	3 5 円	
大型ごみ受付センター 家庭から排出される大型ごみについては、事前申込制(500 円及び 900 円の2種類のシールをコンビニ等で販売)で、戸別収集で行っており、大型ごみ受付センターでは、市民からの事前申込受付及び各種ごみに関する質問・相談に関する対応を行っている。				

	<p>2. 資源物等分別(11品目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びん、缶   ・なべ類   ・古着類</li> <li>・自転車   ・乾電池</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・紙(新聞紙、チラシ   ダンボール   その他紙)</li> <li>・白色トレー   ・紙パック(拠点回収)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">次ページへ続く</p> <p>2. 分別ごみ16品目(アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、茶色びん、透明びん、生びん、その他びん、ペットボトル、トレー、紙パック、乾電池、蛍光管、新聞チラシ、古布、雑誌、段ボール)、その他不燃ごみ、粗大ごみ</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相違点と課題</p>	<p>①現時点で城南町のみ家庭ごみの有料化を導入している。</p> <p>②大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は500円または900円のシールを貼り、戸別の収集。城南町は100円のシールを貼り、各地区に1箇所程度ある収集場所へ排出)</p> <p>③資源物等(分別ごみ)の分別品目数、収集方法が異なる。(熊本市:袋収集、城南町:コンテナ収集)</p>	





## 協議第 2 2 号

### 経済振興関係事業について（その 2）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 土地改良区運営費補助金については、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。
- 2 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。
- 3 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。
- 4 商工会補助金については、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (22 経済振興関係事業)

事業項目 枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
<b>1 農林水産関係事業の取扱い</b>					
01	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第5回		
02	農区长制度	経済振興部会	第5回		
03	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	第5回		
04	認定農業者協議会負担金	経済振興部会	第5回		
05	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第5回		
06	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	第6回		
07	農業集落排水事業（下水道使用料）	経済振興部会	第6回		
08	農業集落排水事業（受益者負担分）	経済振興部会	第6回		
<b>2 商工・観光関係事業の取扱い</b>					
01	工業活性化支援事業	経済振興部会	第5回		
02	企業立地促進事業	経済振興部会	第5回		
03	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第5回		
04	商工会補助金	経済振興部会	第6回		
<b>農林水産関係事業の取扱い</b>					
	農業集落排水事業（施設の保守・運転管理）	経済振興部会			
	農業集落排水事業（農集計画）	経済振興部会			
	農業用廃プラ処理対策補助金	経済振興部会			
	城南町農林業地域改善対策事業	経済振興部会			
	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会			
	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会			
	農業後継者育成対策事業	経済振興部会			
	城南町牛受精卵移植部会補助金	経済振興部会			
	酪農ヘルパー事業補助金	経済振興部会			
	水田農業経営改革対策事業地区推進交付金	経済振興部会			
	標準小作料	経済振興部会			
	単県土地改良事業	経済振興部会			
	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会			
	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会			
	法定外公共物（水路）の維持管理	経済振興部会			
	農村環境整備計画	経済振興部会			
	施設管理費	経済振興部会			
	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会			
	排水機場	経済振興部会			
	賦課金（熊本県土地改良事業団体連合会）適正化拠出金	経済振興部会			
	負担金（各協議会）	経済振興部会			
	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会			
	緑川農業用水堰連絡協議会	経済振興部会			
	適正化事業適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会			
	土地改良区	経済振興部会			
	基盤整備事業	経済振興部会			
	土地改良事業等補助金	経済振興部会			
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	経済振興部会			
	農業用水施設補助金	経済振興部会			
	下水溝整備事業	経済振興部会			
	ため池等整備事業	経済振興部会			
	森林整備計画	経済振興部会			
	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会			
	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会			
	市民農園事業	経済振興部会			
	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会			
	地産地消の推進事業	経済振興部会			
	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会			

生産体制強化施設整備事業	経済振興部会		
流通施設整備事業	経済振興部会		
畜産施設整備事業	経済振興部会		
流通対策事業	経済振興部会		
生産体制強化対策事業	経済振興部会		
畜産振興事業	経済振興部会		
環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会		
畜産関係その他負担金及び会費	経済振興部会		
その他負担金及び会費	経済振興部会		
営農連絡協議会	経済振興部会		
JA熊本うき酪農共進会補助金	経済振興部会		
城南町畜産振興協議会補助金	経済振興部会		
転作作物試作協議会補助金	経済振興部会		
城南町特産農作物推進協議会補助金	経済振興部会		
農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会		
担い手育成総合支援協議会	経済振興部会		
農用地区域でない証明手数料	経済振興部会		
農業資金利子補給補助金	経済振興部会		
農業地域交流促進事業	経済振興部会		
地域農業活性化支援事業	経済振興部会		
経営体育成支援事業	経済振興部会		
農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会		
(特)農業金融支援事業	経済振興部会		
農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会		
城南町農業振興促進協議会	経済振興部会		
中山間地域振興事業	経済振興部会		
食肉センター管理運営事業	経済振興部会		
食肉センター施設整備事業	経済振興部会		
水田農業推進対策事業	経済振興部会		
水田農業対策推進事業	経済振興部会		
水田農業推進協議会	経済振興部会		
認定農業者協議会	経済振興部会		
城南町アグリフレンズ補助金	経済振興部会		
担い手育成会補助金	経済振興部会		
緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会		
漁港整備事業	経済振興部会		
漁場整備事業	経済振興部会		
水産業経営基盤強化事業	経済振興部会		
(特)水産業金融支援事業	経済振興部会		
水産振興センター整備事業	経済振興部会		
緑川観光資源振興補助金	経済振興部会		
標準農作業請負料金	経済振興部会		
農地流動化推進員謝礼	経済振興部会		
農業委員会あっせん基準	経済振興部会		
農地基本台帳	経済振興部会		
農業委員会諸証明手数料	経済振興部会		
農地法第3・4・5条の申請取扱い	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会協議会負担金	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会職員連絡協議会負担金	経済振興部会		
農業者年金受給者協議会賛助負担金	経済振興部会		
城南町農地利用合理化学業	経済振興部会		

商工・観光関係事業の取扱い				
火の君まつり委託料	経済振興部会			
夏まつり委託料	経済振興部会			
新規創業支援事業	経済振興部会			
新産業分野支援事業	経済振興部会			
海外経済活動支援事業	経済振興部会			
流通機能促進事業	経済振興部会			
食品工業団地活性化事業	経済振興部会			
熊本県企業誘致連絡協議会	経済振興部会			
熊本県地域産業活性化協議会	経済振興部会			
城南工業団地管理事業	経済振興部会			
商店街振興事業	経済振興部会			
雇用対策事業	経済振興部会			
職業技能向上支援事業	経済振興部会			
中小企業団体等支援事業	経済振興部会			
労働環境・福祉向上事業	経済振興部会			
流通情報会館管理運営事業	経済振興部会			
商業活性化支援事業	経済振興部会			
中小企業人材育成支援事業	経済振興部会			
中小企業金融対策事業	経済振興部会			
経営相談事業	経済振興部会			
観光イベント関連事業	経済振興部会			
工芸振興事業	経済振興部会			
海外観光客誘致対策	経済振興部会			
コンベンション誘致対策	経済振興部会			
観光客受入対策事業	経済振興部会			
観光施設整備事業	経済振興部会			
物産振興事業	経済振興部会			
加盟団体(観光)	経済振興部会			
加盟団体(物産)	経済振興部会			
観光客誘致対策事業	経済振興部会			
城南町観光協会	経済振興部会			
産業文化会館管理運営事業	経済振興部会			
産業文化会館施設整備事業	経済振興部会			
熊本城復元整備事業	経済振興部会			
熊本城有効活用事業	経済振興部会			
熊本城管理事業	経済振興部会			
旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会			
動植物園管理運営事業	経済振興部会			
動植物園集客対策事業	経済振興部会			
動植物園再編整備事業	経済振興部会			
競輪運営事業	経済振興部会			
城南町商工業振興対策協議会	経済振興部会			
特定工場の届出	経済振興部会			
農村地域工業等導入地区	経済振興部会			

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	06 土地改良区運営費補助金
協議内容	土地改良事業運営費補助について		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>富合町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑川南部土地改良区補助金</li> <li>平成 17 年度決算 6,925 千円</li> <li>平成 18 年度決算 6,233 千円</li> <li>平成 19 年度決算 2,000 千円</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 18 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 19 年度決算 4,800 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 2,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 2,050 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 250 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>(補助金が平成 19 年度に減額したのは平成 19 年から農地・水・環境保全向上対策事業を実施したことによる。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	熊 本 市	城 南 町	<p>富合町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑川南部土地改良区補助金</li> <li>平成 17 年度決算 6,925 千円</li> <li>平成 18 年度決算 6,233 千円</li> <li>平成 19 年度決算 2,000 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 18 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 19 年度決算 4,800 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 2,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 2,050 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 250 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>(補助金が平成 19 年度に減額したのは平成 19 年から農地・水・環境保全向上対策事業を実施したことによる。)</p>
熊 本 市	城 南 町				
<p>富合町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑川南部土地改良区補助金</li> <li>平成 17 年度決算 6,925 千円</li> <li>平成 18 年度決算 6,233 千円</li> <li>平成 19 年度決算 2,000 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 18 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 19 年度決算 4,800 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 2,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 2,050 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 250 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>(補助金が平成 19 年度に減額したのは平成 19 年から農地・水・環境保全向上対策事業を実施したことによる。)</p>				
相 違 点 と 課 題					

**熊本市・城南町合併協議会  
事務事業調査票**

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産業関係	小項目名	07 農業集落排水事業（下水道使用料）
協議内容	下水道使用料について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	事業該当なし	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本料金 10 m<sup>3</sup>まで 1,575 円 (従量料金 1 m<sup>3</sup>につき)</li> <li>・ 11 m<sup>3</sup>～ 136.5 円</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">(例) 20 m<sup>3</sup>使用の場合 2,940 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人世帯 1,575 円</li> <li>2人世帯 2,625 円</li> <li>3人世帯 3,465 円</li> <li>4人世帯 4,305 円</li> </ul> <p>4人を超える世帯については、1人につき525円を加算する。</p> <p>世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日とする。</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道水分及び井戸水分 上下水道課で徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭用 → 毎月徴収</li> <li>事業用 → 毎月徴収</li> </ul> <p>口座振替・納付書払い</p> <p>(3). 水道水と井戸水等との併用</p> <p>水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用される場合、個人住宅の場合は、従量制か世帯割か選択。</p> <p>事業所の場合は、従量制。</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水及び事業用井戸水はシルバー人材センタ</p>

		<p>一に検針委託 毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は町が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による)量水器の取替は、町が実施 *家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 22,498千円 平成18年度決算 24,536千円 平成19年度決算 24,681千円</p>
相違点と課題	<p>熊本市には、存在しない事業であり、仮に公共下水道と同じ料金体系にするとすれば、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量45m<sup>3</sup>/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額に設定されている。</p> <p>一般家庭用の井戸水の場合、城南町が1人世帯では低額であるが、2人世帯以上は、熊本市が低額に設定されている。(城南町、1人世帯87世帯。2人世帯以上467世帯)(従量制32世帯)(世帯数は、平成20年10月末現在)</p>	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産業関係	小項目名	08 農業集落排水事業（受益者分担金）
------	-----------	------	---------------------

協議内容	受益者分担金について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	事業該当なし	1. 受益者分担金額 基本額 110,000 円 + 地積額 100 円/㎡ 2. 施行年月日 H11 年 4 月 1 日 3. 負担金の徴収猶予の有無 有り 4. 負担金の減免制度の有無 有り 5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 5 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度有り 6. データ処理 町独自電算システム(富士通) 負担金 平成 17 年度決算 2,278 千円 平成 18 年度決算 1,830 千円 平成 19 年度決算 1,404 千円
相 違 点 と 課 題	城南町の公共下水道と農業集落排水の受益者分担金は同一である。 仮に、公共下水道負担金と比較すると、城南町においては基本額+地籍額(ただし個人の有する土地について 500 ㎡を超える部分について徴収猶予)負担金額の相違により、800 ㎡(個人住宅に限る)以下の土地面積については、熊本市が低額となり、800 ㎡(個人住宅に限る)以上の土地面積については、熊本市が高額となる。 また、一括納付の報奨金制度は城南町のみ有している。事業所及び集合住宅等に関しては 1,100 ㎡がボーダーライン	



# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	04 商工会補助金
協議内容	両市町に商工会があるため、合併後どのように取り扱うか協議する必要がある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>熊本商工会議所</p> <p>(1)会員数 6,226</p> <p>(2)年会費 個人 月 500 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 12,150 千円</p> <p>平成 18 年度決算 12,150 千円</p> <p>平成 19 年度予算 11,786 千円</p> <p>託麻商工会</p> <p>(1)会員数 1,186</p> <p>(2)年会費 個人 月 800 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 18 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 19 年度予算 3,929 千円</p> <p>北部商工会</p> <p>(1)会員数 350</p> <p>(2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 18 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 19 年度予算 3,929 千円</p> <p>河内商工会</p> <p>(1)会員数 186</p> <p>(2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>城南町商工会</p> <p>(1)会員数 342</p> <p>(2)年会費 個人 月 750 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3)助成金額</p> <p>平成 17 年度決算 7,300 千円</p> <p>平成 18 年度決算 7,300 千円</p> <p>平成 19 年度決算 7,188 千円</p> </td> </tr> </table>	熊 本 市	城 南 町	<p>熊本商工会議所</p> <p>(1)会員数 6,226</p> <p>(2)年会費 個人 月 500 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 12,150 千円</p> <p>平成 18 年度決算 12,150 千円</p> <p>平成 19 年度予算 11,786 千円</p> <p>託麻商工会</p> <p>(1)会員数 1,186</p> <p>(2)年会費 個人 月 800 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 18 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 19 年度予算 3,929 千円</p> <p>北部商工会</p> <p>(1)会員数 350</p> <p>(2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 18 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 19 年度予算 3,929 千円</p> <p>河内商工会</p> <p>(1)会員数 186</p> <p>(2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p>	<p>城南町商工会</p> <p>(1)会員数 342</p> <p>(2)年会費 個人 月 750 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3)助成金額</p> <p>平成 17 年度決算 7,300 千円</p> <p>平成 18 年度決算 7,300 千円</p> <p>平成 19 年度決算 7,188 千円</p>
熊 本 市	城 南 町				
<p>熊本商工会議所</p> <p>(1)会員数 6,226</p> <p>(2)年会費 個人 月 500 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 12,150 千円</p> <p>平成 18 年度決算 12,150 千円</p> <p>平成 19 年度予算 11,786 千円</p> <p>託麻商工会</p> <p>(1)会員数 1,186</p> <p>(2)年会費 個人 月 800 円 法人 月 1,000 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 18 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 19 年度予算 3,929 千円</p> <p>北部商工会</p> <p>(1)会員数 350</p> <p>(2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3)補助金額</p> <p>平成 17 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 18 年度決算 4,050 千円</p> <p>平成 19 年度予算 3,929 千円</p> <p>河内商工会</p> <p>(1)会員数 186</p> <p>(2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円</p>	<p>城南町商工会</p> <p>(1)会員数 342</p> <p>(2)年会費 個人 月 750 円 法人 月 1,500 円</p> <p>(3)助成金額</p> <p>平成 17 年度決算 7,300 千円</p> <p>平成 18 年度決算 7,300 千円</p> <p>平成 19 年度決算 7,188 千円</p>				

	<p>(3)補助金額  平成 17 年度決算 3,645 千円  平成 18 年度決算 3,645 千円  平成 19 年度予算 3,536 千円</p> <p>飽田商工会  (1)会員数 172  (2)年会費 個人 月 900 円  法人 月 1,100 円  (3)補助金額  平成 17 年度決算 2,835 千円  平成 18 年度決算 2,835 千円  平成 19 年度予算 2,750 千円</p> <p>天明商工会  (1)会員数 219  (2)年会費 個人 月 1,250 円  法人 月 1,250 円  (3)補助金額  平成 17 年度決算 3,969 千円  平成 18 年度決算 3,969 千円  平成 19 年度予算 3,850 千円</p> <p>富合商工会  (1)会員数 199  (2)年会費 個人 月 1,000 円  法人 月 1,500 円  (3)補助金額  平成 17 年度決算 3,592 千円  平成 18 年度決算 3,500 千円  平成 19 年度予算 3,500 千円</p>	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城南町の商工会は1団体のみである。</li> <li>・商工会ごとに会員数等も異なり、補助金額等の調整が必要である。</li> </ul>	

